

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次）

蕨市DV防止基本計画 （第3次）

令和3年3月



蕨 市

はじめに



蕨市では平成23年度から「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン」に基づき、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（蕨市DV防止基本計画）」を2次にわたり策定し、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止および被害者の支援に積極的に取り組んでまいりました。

痛ましい児童虐待事件の報道が後を絶ちませんが、深刻化する児童虐待の背景には、DVも同時に起きている場合がある、ということが分かってきました。このことを踏まえ、令和元年6月に児童虐待防止とDV対策との連携強化のための法改正がなされ、本市においても令和2年4月よりDV対策を行う配偶者暴力相談支援センターと児童虐待防止に係る関係機関の連携強化を図ってまいりました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛要請などが行われ、生活不安やストレスにより、配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されています。国では、令和2年4月から、DV相談を強化するため、24時間相談が可能な「DV相談+（プラス）」を開始しましたが、本市においても、DVが潜在化しないよう、国の取り組みに加え、蕨市配偶者暴力相談支援センターや女性の心と生き方相談などの利用について積極的に広く啓発をしながら、相談業務を行っています。

この度、蕨市では、このような社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、令和3年度からの5か年を計画期間とする「蕨市DV防止基本計画（第3次）」を策定いたしました。今後、この計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援に関する施策を、関係機関との連携を図りながら着実に推進してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにこの計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました蕨市男女共同参画推進委員会の皆様をはじめ、市民意識調査等にご協力いただきました全ての皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

蕨市長 頼高 英雄

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	基本的な考え方	3
	（1）対象とする暴力	3
	（2）施策推進の視点	4
5	計画策定の経緯	5
	（1）国における経緯	5
	（2）埼玉県における経緯	5
	（3）蕨市における経緯	6
6	計画の目標	7
7	前計画の推進状況	7

第 2 章 計画の内容

1	計画の体系	10
2	施策の展開	12
	基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発	12
	基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	16
	基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援	20
	基本目標 4 関係機関との連携協力	24
3	計画の推進	25

資料編

○ 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書	27
○ 関係法令等	
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律…	65
・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策 に関する基本的な方針（概要）	72
・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	76
○ 計画策定の経過	78
○ 名簿	
・ 蕨市男女共同参画推進委員会委員	78
・ 蕨市男女平等行政推進会議委員	79
・ 蕨市DV対策庁内連絡会委員	79

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 基本的な考え方
- 5 計画策定の経緯
- 6 計画の目標
- 7 前計画の推進状況

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

※1 配偶者

DV防止法でいう「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。

※2 配偶者からの暴力

DV防止法では、配偶者からの身体に対する暴力、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうが、一般的には、身体的暴力、精神的暴力以外にも、性的暴力や経済的暴力も含む。また、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を含み、離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際を解消した後にも配偶者から引き続き受ける暴力を含む。

※3 蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画

2019年に策定された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

※4 基本方針

DV防止法に基づき、国が告示した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項などを定めた方針

※5 埼玉県DV防止基本計画

DV防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即して都道府県基本計画を定めなければならない」とされている。埼玉県は、平成18年度から20年度までの基本計画を策定し、平成21年度には新たに3ヵ年の基本計画を策定した。

※6 デートDV

若年者の間で起こる、交際相手からの暴力を「デートDV」という。

配偶者※1からの暴力※2（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。DVの被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つとなっています。

このような状況を改善するため、2019年3月に策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画※3」では、「男女間の暴力防止と被害者への支援」を重点施策のひとつに位置付け、DV防止とDV被害者への支援への取り組みを進めています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という）」が、平成20年1月に一部改正されたことにより、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めること」や「配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすること」が市町村の努力義務として規定されました。これを受け、蕨市でも、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針※4」という）」に即し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「埼玉県DV防止基本計画※5」という）」を勘案した、「蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（以下「蕨市DV防止基本計画」という）」を平成24年2月に策定し、この間、DV防止や交際相手からの暴力（以下、デートDV※6という）防止に関する施策およびDV被害者の支援に総合的、計画的に取り組んできました。平成27年4月には「蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（説明は2ページ）」事業を開始し、DV被害者の相談や支援に、より一層力を入れて取り組んでいます。

このたび、現行計画が令和2年度で終了することから、現行計画に基づく施策の推進状況を検証し、今後も引き続き、必要な施策を総合的、効果的に推進するため、令和3年度を始期とした新たな計画を策定するものです。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に相当するものです。
- (2) この計画は、「DV防止法」に基づく「基本方針※4（1ページ参照）」に即し、かつ同法第2条の3第1項に基づく「埼玉県DV防止基本計画※5（1ページ参照）」の内容を勘案して策定したものです。
- (3) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8」第3条第5号及び第7条第3項の趣旨を踏まえたものです。
- (4) この計画は、「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画※3（1ページ参照）」の下位に位置づける分野別計画です。
- (5) この計画は、計画期間内に取り組む基本目標及び施策を取りまとめたものです。

※7 配偶者暴力相談支援センター

被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす施設。DV防止法では、都道府県に対して設置を義務づけており、市町村に対しては適切な施設において機能を果たすよう努めることとされている。

※8 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

蕨市の男女共同参画のまちづくりを進めるため平成15年3月27日に制定し、平成15年6月1日から施行した。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

4 基本的な考え方

(1) 対象とする暴力

※9 事実上婚姻関係と同様の事情にあるものとは、いわゆる“内縁”を指す。

※10 生活の本拠を共にする交際をする関係とは、いわゆる“同棲”を指す。

「DV防止法」において対象とする暴力は、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの※9を含む）」および「生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手※10」、さらに「離婚や事実上の婚姻関係の解消、生活の本拠を共にする交際をする関係の解消をした相手」からの暴力に限定されていますが、この計画では、上記に該当しない「デートDV※6（1ページ参照）」についても対象とします。

また、暴力の種類については、身体的な危害を加える暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力も含みます。

身体的暴力……………身体に直接加えられる暴力で、刑法の傷害罪や暴行罪にも該当する行為です。

- ・ 殴る、蹴る
- ・ 首を絞める
- ・ 刃物などの凶器を突きつける
- ・ 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする
- ・ 物を投げつける など

精神的暴力……………言葉や態度で繰り返し相手を攻撃したり、制限したりすることにより、精神的に傷つける行為です。

- ・ 大声で怒鳴る
- ・ 暴力をふるう、殺すなどと言って脅迫する
- ・ 殴るふりをしたり、壁を蹴ったりして脅す
- ・ 壁に物を投げつけたり、物を壊したりして脅す
- ・ 繰り返し批判したり、人格をおとしめるようなことを言ったりする
- ・ 何を言っても長時間無視する
- ・ 交友関係や行動を監視したり、制限したりする など

性的暴力……………同意のない性行為や自分勝手な性的行為の強要をするなど、人格を無視し傷つける行為です。

- ・ 望まない性的な行為を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 中絶を強要する
- ・ 見たくないポルノ雑誌やビデオなどを無理に見せる など

経済的暴力……………経済的に困窮させたり、経済的自由を奪ったりして経済的に支配する行為です。

- ・ 必要な生活費を渡さない
- ・ 働いて得たお金を取り上げる
- ・ 相手名義の借金をする
- ・ 仕事をさせない、または仕事を無理に辞めさせる
- ・ 家庭の収入を握っていて教えない など

（２）施策推進の視点

「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※８（２ページ参照）」及び「ＤＶ防止法」の基本的な理念等に基づき、以下のような視点で施策を推進します。

- ① ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、どんな理由があっても許されないという認識に立つこと
- ② ＤＶの特性や被害の実態を十分に理解した上で、被害者の立場に立ち、被害者の意思を尊重した支援に努めること
- ③ 被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難である女性に対するＤＶは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっているため、女性被害者を中心とした施策を講じる必要があること
- ④ 女性であることに加え、障害者や高齢者、外国人であること、また貧困であること等により複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- ⑤ ＤＶが行われている家庭では子どもや親族も被害者であり、子どもの目の前でされるＤＶは児童虐待※１１でもあるという認識を持つこと
- ⑥ 被害数は少ないものの、男性の被害者も存在することから、男性被害者からの相談や支援にも適切に対応すること
- ⑦ ＤＶの防止のための啓発と被害者の支援は行政の責務であること
- ⑧ 庁内及び関係機関や民間団体との連携による支援を強化すること

※１１ 児童虐待

児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」も児童虐待にあたるとしている。

5 計画策定の経緯

(1) 国における経緯

国連は1993年（平成5年）の総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択。1995年（平成7年）の「北京世界女性会議」を機に、世界各国で女性に対する暴力への取り組みが行われるようになりました。

日本でも「女性に対する暴力の撤廃」は極めて重要な取り組み課題として「男女共同参画基本計画※12（平成12年～）」の中に組み込まれました。

さらに女性に対する暴力の中でも、特にDVの根絶は最重要課題として、平成13年4月に「DV防止法」が制定され、DVを防止するとともに被害者の保護や自立支援を図ることが国及び地方公共団体の責務となりました。

「DV防止法」は平成16年5月に1度目の改正が行われ、平成16年12月の施行とともに「基本方針※4（1ページ参照）」が策定され、DV対策に関する施策が示されました。平成19年7月には2度目の法改正が行われ、保護命令制度※13の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）の設置が、市町村の努力義務として規定されました。同法の平成20年1月の施行と合わせて「基本方針」も改定され、都道府県と市町村の役割が明確化されました。さらに、平成25年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、令和2年度の法改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化され、その保護対象は、被害者に同伴する家族も含めることとされることとなり、合わせて「基本方針」も改定されました。

(2) 埼玉県における経緯

埼玉県では、DV防止法の制定を受け、平成14年の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」において、「女性に対する暴力の根絶」を基本目標の一つに位置づけました。

平成16年のDV防止法の改正を踏まえ、平成18年度には「埼玉県DV防止基本計画※5（1ページ参照）」を策定し、DVの防止、被害者の保護、自立支援に積極的に取り組んできました。平成29年策定の「埼玉県DV防止基本計画（第4）」においては、これまでの取り組みを一層進めるとともに、市町村の取り組みに対する支援を充実するとしています。

※12 男女共同参画基本計画

国における最初（第1次）の男女共同参画基本計画。

※13 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れが多い場合に、裁判所が配偶者に対して、被害者への接近禁止や住居からの退去などを命令する制度。

(3) 蕨市における経緯

蕨市では、「蕨市男女共同参画プラン策定懇話会※14（平成 13 年）」「蕨市男女共同参画市民懇談会※15（平成 14 年）」「蕨市男女共同参画推進委員会※16（平成 15 年）」の提言でそれぞれ「女性に対する暴力の根絶」が示されており、平成 15 年に制定した「蕨市男女共同参画パートナーシップ条例※8（2 ページ参照）」では、女性に対する暴力を条文の中に取り入れました。第 3 条第 5 号では、「DV やセクシュアル・ハラスメント※17、虐待などの女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと」を掲げ、第 7 条第 3 項では「DV をはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します」としています。

平成 16 年に、この条例に基づいて策定した「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（平成 16 年度～25 年度）」では、「女性に対する暴力をなくすこと」を重要施策の一つに掲げ、DV が犯罪であることについての意識啓発や被害者に対する相談の充実、関係機関との連携などに積極的に取り組むこととしました。

平成 31 年に改訂した現行計画の「蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第 2 次）後期計画※3（1 ページ参照）（平成 31～令和 5 年度）」では、「男女間の暴力防止と被害者への支援」を重要施策として掲げ、「蕨市 DV 防止基本計画」を一層推進していくこととしています。

このたびの「蕨市 DV 防止基本計画（第 3 次）」策定にあたっては、「蕨市男女共同参画推進委員会※16」、「蕨市男女平等行政推進会議※18」、「蕨市 DV 対策庁内連絡会※19」において素案の検討を重ね、素案に対して広く市民の意見を伺うために、令和 3 年 2 月から 3 月にかけてパブリック・コメント※20 を実施しました。

※14 蕨市男女共同参画プラン策定懇話会

男女共同参画のまちづくりに向けた基本計画を策定するための懇話会。計画策定に向けて提言を行った。

※15 蕨市男女共同参画市民懇談会

上記の懇話会の「計画策定よりも先に条例の制定を」という提言を受けて設置。条例を制定するための提言を行った。

※16 蕨市男女共同参画推進委員会

男女共同参画パートナーシップ条例に基づいて平成 15 年度に設置し、同年、男女共同参画基本計画のための提言を行った。

※17 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動でいやがらせをしたり、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させたりするもの。

※18 蕨市男女平等行政推進会議

平成 3 年に設置された、市職員を委員とする男女平等を推進するための会議。

※19 蕨市 DV 対策庁内連絡会

平成 26 年に設置された、庁内の巻毛する部署が連携して総合的な支援をするための会議。

※20 パブリック・コメント

行政が制定する条例、策定する基本計画等の素案について、一定期間を定めて広く市民から意見を募集すること。

6 計画の目標

配偶者等からの暴力のない社会づくり

7 前計画の推進状況

※20 男女共同参画啓発紙「パートナー」
市民編集委員の協力により企画・編集している男女共同参画の情報紙。年に1～2回発行している。

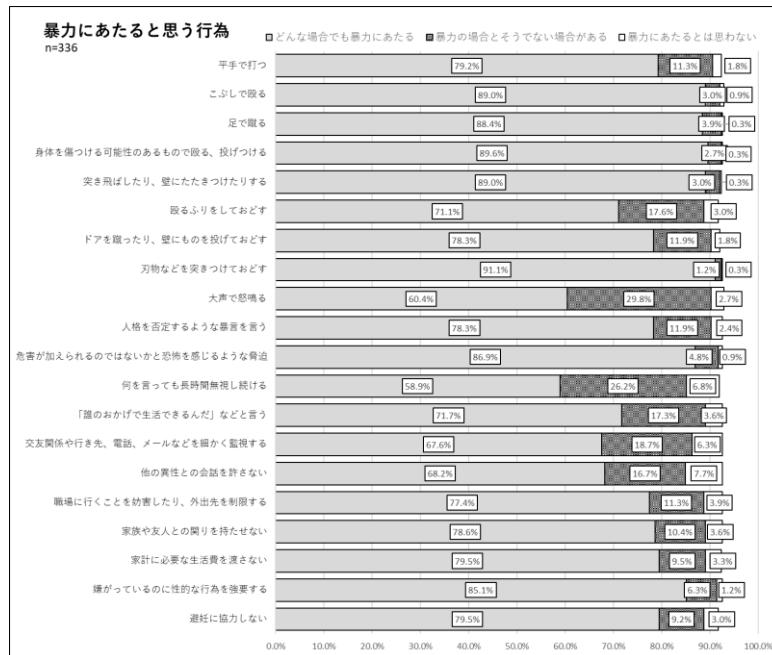
年 月	推進内容（主なもの）
平成28年3月	蕨市DV防止基本計画（第2次）の策定
平成28年5月	DV庁内連絡会委員研修 「被害者支援の現状と適切な支援について」の実施
平成28年6月	男女共同参画啓発紙「パートナー」※20でデートDVを特集
平成28年11月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催
平成29年1月	デートDV防止ハンドブックを成年式で配布
平成29年1月～3月	協働提案事業「デートDV防止啓発事業」を市内公立中学校で開催（提案団体：蕨市男女平等推進市民会議）
平成29年5月	DV庁内連絡会委員研修 「DVの実態と対応について」の実施
平成29年10月～11月	協働提案事業「デートDV防止啓発事業」を市内公立中学校で開催（提案団体：蕨市男女平等推進市民会議）
平成29年11月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催
平成30年1月	デートDV防止ハンドブックを成年式で配布
平成30年3月	蕨市男女共同参画パートナーシッププラン（第2次）後期計画の策定
平成30年4月	DV庁内連絡会委員研修 「DVの実態と対応について」の実施
平成30年6月	デートDV防止ハンドブックを市内公立中学校1年生を対象に保健学習の授業で配布
平成30年11月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催
平成31年1月	デートDV防止ハンドブックを成年式で配布
平成31年3月	蕨市男女平等推進市民会議が市内公立中学校へデートDVについてのDVDを贈呈
令和元年5月	DV庁内連絡会委員研修 「DV被害女性と子供への二次被害のない支援体制」の実施

令和元年 6 月	デートDV防止ハンドブックを市内公立中学校 1 年生を対象に保健学習の授業で配布
令和元年 11 月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催
令和 2 年 1 月	デートDV防止ハンドブックを成年式で配布
令和 2 年 2 月	講演会「DVと児童虐待はつながっている？」を開催 主催：蕨市男女平等推進市民会議
令和 2 年 4 月	蕨市要保護児童対策地域協議会の構成員に参画
令和 2 年 6 月	デートDV防止ハンドブックを市内公立中学校 1 年生を対象に保健学習の授業で配布
令和 2 年 11 月	女性の暴力をなくす運動「パープルリボン展」の開催

「蕨市DV防止基本計画」に基づき、上記の事業を実施したほか、公民館の高齢者学級や家庭教育学級における出前講座、セミナー、DV啓発パネル展などを実施しました。

(暴力にあたると思われる行為の割合)

R 2 配偶者等からの暴力に関する調査結果



R 2 デートDVに関する調査結果



第2章 計画の内容

- 1 計画の体系
- 2 施策の展開
- 3 計画の推進

第2章 計画の内容

1 計画の体系

基 本 目 標	施 策
基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発	1 DV防止のための教育及び意識啓発の充実
	2 デートDV防止の意識啓発と理解の促進
基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実	1 早期発見のための通報の周知
	2 相談窓口・相談機関の周知
	3 相談体制の強化及び充実
基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援	1 被害者の安全確保
	2 被害者の情報の保護
	3 被害者の自立に向けた支援
基本目標 4 関係機関との連携協力	1 関係機関との連携協力

事業名
(1) 様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発 (2) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施 (3) DV防止の学習機会の提供 (4) 学校における人権教育・男女平等教育の推進 (5) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校等での生活指導の推進 (6) 教職員や保育士等への研修の充実
(1) デートDV防止の啓発と学習機会の提供の充実 (2) 教職員へのデートDV研修の充実
(1) 通報の意義と必要性の周知
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターの周知
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実 (2) 「女性の心と生き方相談」や「法律相談」などの専門相談との連携 (3) 外国人や高齢者、障害者等からの相談に対する配慮 (4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施 (5) 男性被害者に対する相談体制の検討 (6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討
(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービスの実施 (2) 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応 (3) 保護命令制度の利用助言 (4) 加害者からの追及に対する対応
(1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置 (2) 被害者に関する情報の保護の徹底
(1) 被害者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援 (2) 被害者の精神面への支援 (3) 子どもに対する支援 (4) 支援等の継続
(1) 「庁内外連絡会議」の充実 (2) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化 (3) 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化 (4) 警察等の関係機関や他市町村等との連携の強化

2 施策の展開

基本目標 1 DV防止のための教育及び意識啓発

現状と課題

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。警察庁の統計によると、令和元年度中に配偶者（内縁関係も含む）からの暴力事案等の相談件数は 82,207 件でDV防止法施行後最多となっており、そのうちの 64,392 件（78.3%）は女性が被害者となっています。

蔵市が令和 2 年 7 月に行った「配偶者等からの暴力に関する調査※21」では、女性の 4 人に 1 人、男性の 6.6 人に 1 人が、配偶者から「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「性的暴力」「子どもを利用した暴力」のいずれかの暴力を受けたことがあると答えており、これら 5 つの種類別の被害経験は、どれも女性の被害が男性を上回っております。また、繰り返し被害を受けていることを表す「何度もあった」と答えた方は、「身体的暴力」では、女性が 5.0%、男性 3.2%、「精神的暴力」では、女性が 10.6%、男性 1.1%、「経済的暴力」では、女性が 3.1%、男性 0%、「性的暴力」では、女性が 2.5%、男性 0%、「子どもを利用した暴力」では、女性が 1.9%、男性 1.1%となっています。女性に対する暴力の背景には、女性差別を根底とした男女の社会的地位の格差や経済力の格差、固定的性別役割分担意識※22 など、社会構造的な問題が背景にあると言われています。

このような被害の実態があるにもかかわらず、DVへの理解はいまだ十分ではありません。「配偶者からの暴力に関する調査※21」によると、夫婦間の暴力と認識される行為について、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」「刃物などを突きつけて脅す」は、全体で約 90%以上が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識していますが、「何を言っても長時間無視し続ける」「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、全体で 60%以下となっています。調査結果が示すように、身体的な行為が暴力であるという認識は高いのですが、精神的に追い詰める行為なども暴力であるとの認識は低いのが現状です。

DVの種類や特徴、DVが起こる背景、DVを防止するにはどうしたらよいかなど、DVに関する正しい理解が深まるよう意識啓発や教育を進めていく必要があります。特に、DVなど家庭の中で起こる暴力は、暴力のある環境で育つ子どもが、問題の解決手段に暴力を用いたり、暴力を容認

※21 配偶者からの暴力に関する調査

蔵市DV防止基本計画（第3次）を策定するための基礎資料として、令和 2 年に実施。調査概要及び結果については「資料編」参照。

※22 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」など性別によって役割を固定化して考える意識を言う。

することを無意識のうちに学習することで、世代間の連鎖を生むとも言われていることから、保護者等をはじめ、学校や地域に向けても広く啓発していくことが重要です。また、若年者の間でおこるデートDVについても、デートDVを未然に防ぐための啓発や教育の充実を図るとともに、教職員等の理解を促進していく必要があります。蕨市が令和2年7月に行った「デートDVについての意識調査※23」では、[DV]「デートDV」を両方知っていたと答えた方は25.2%で、これまでも、前計画に基づき、あらゆる機会や方法により、DV防止の啓発や教育に努めてきましたが、さらに正しい理解を広げるために、もっと多くの啓発活動や学習機会の提供が必要です。

今後は、これまでの取り組みを継続、充実するとともに、より効果的な方法を研究し実施していきます。

※23 デートDVについての意識調査

蕨市DV防止基本計画(第3次)を策定するための基礎資料として、令和2年に実施。調査概要及び結果については「資料編」参照。

施 策

1 DV防止のための教育及び意識啓発の充実

事 業 名	担当部署
(1) 様々な広報媒体やDV防止啓発資料等を活用した啓発 市のホームページやDV防止啓発資料(DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック等)での継続的な啓発をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」※20(7ページ参照)や広報蕨、ケーブルテレビなどを活用した啓発を進めます。 さらに、より一層工夫を凝らした効果的な啓発方法について研究します。	市民活動推進室 秘書広報課
(2) 「女性に対する暴力をなくす運動」などの期間に合わせた啓発活動の実施 毎年11月12日～11月25日に全国的に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の期間をはじめ、6月23日～6月30日の「男女共同参画週間」、12月1日～12月9日の「人権週間」に合わせた啓発活動を実施します。特に「女性に対する暴力をなくす運動」期間の啓発にあたっては、この運動のシンボルである「パープルリボン」の周知と合わせて効果的に実施します。	市民活動推進室 コミュニティ・センター

事業名	担当部署
(3) DV防止の学習機会の提供 DVの防止及び理解のための講座（生涯学習まちづくり出前講座を含む）や講演会、パネル展、DV関連図書及び資料展示等を実施するとともに、公民館で行われている家庭教育学級や高齢者学級などでもDVの防止や理解を促進する内容を積極的に取り入れることにより、家庭や地域におけるDVの防止及び理解を進めます。	市民活動推進室 生涯学習スポーツ課 公民館 図書館
(4) 学校における人権教育・男女平等教育の推進 男女がお互いの人権を尊重する「人権教育」と、DVの背景にある女性差別や固定的性別役割分担の意識※22（11 ページ参照）を是正する「男女平等教育」を、児童・生徒の発達段階に応じて進めます。	市民活動推進室 学校教育課
(5) 人権尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育や学校等での生活指導の推進 子育て中の各家庭において、人権の尊重や男女共同参画の視点に立った家庭教育が日常生活の中で行われるよう、保護者に対する学習の啓発を推進していきます。併せて、同様の視点に立った学校での生徒指導や、保育園、留守家庭児童指導室での生活指導を日常的に行います。	市民活動推進室 児童福祉課 保育園 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館
(6) 教職員や保育士等への研修の充実 DVが行われている家庭では子どもも被害者であり、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待※11（4 ページ参照）でもあります。DVは、子どもの様子や被害者本人の怪我などから発見することもあるため、子どもや保護者と接する教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等は、DVについて正しく理解をする必要があることから、教職員等に対する研修の充実を図ります。	市民活動推進室 児童福祉課 保育園 学校教育課

2 デートＤＶ防止の意識啓発と理解の促進

事業名	担当部署
(1) デートＤＶ防止の啓発と学習機会の提供の充実 デートＤＶ防止啓発資料として、マンガを用いた「デートＤＶ防止啓発ハンドブック」を保健学習等で活用してもらうため市内公立中学校第一学年用に配布するほか、成人式で配布するとともに、蕨市ホームページに掲載している同資料を読むための二次元コード入りチラシを配布する等、若年者にも受け入れられやすいよう工夫した啓発を進めます。また、中学生、高校生を対象に、人権教育及び男女平等教育の一環としてデートＤＶ防止の教育を進めます。併せて、保護者や地域の人に対する啓発や学習機会の提供も進めます。	市民活動推進室 学校教育課 生涯学習スポーツ課 公民館
(2) 教職員へのデートＤＶ研修の充実 デートＤＶの防止及びデートＤＶの被害者の救済には教職員がＤＶやデートＤＶについて理解することが重要なことから、研修の開催や啓発資料の配布など教職員に対する研修を進めます。	市民活動推進室 学校教育課

基本目標 2 被害者の早期発見及び相談体制の充実

現状と課題

※24 女性の心と生き方相談

令和 3 年度は、「(有)フェミニストセラピーなかま」へ委託し、第 1・3・4 金曜日の午後 1 時 15 分～4 時 5 分に実施。DV の相談(カウンセリング)をはじめ、離婚や親子関係など女性に関する相談を幅広く受けている。

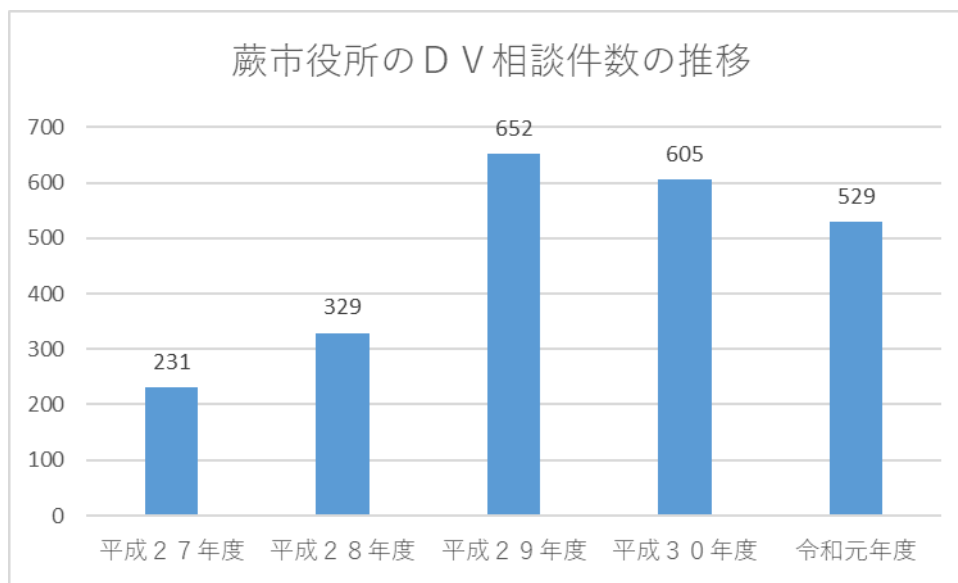
DV は、被害者本人が DV であると感じにくかったり、DV を受けていると分かっているにもかかわらず相談しにくく、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。周囲の人が DV に気づいた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センター※7 (2 ページ参照) 又は警察に通報するよう努めなければならない」と「DV 防止法」に規定されていますが、周知が図られていないのが現状です。

DV 相談については、火、水、木曜日は蕨市配偶者暴力相談支援センター※7 (2 ページ参照) 女性相談員、その他の曜日は、市民活動推進室職員が対応し、また、フェミニストカウンセラーによる「女性の心と生き方相談※24」において、DV 被害者の継続的なカウンセリングを実施しています。そのほか、母子相談や家庭児童相談、教育相談等から DV が発覚し、DV 相談へつながる場合もあります。蕨市での DV 相談(全庁における DV に関連する相談)件数は、平成 22 年度から 23 年度に大幅な伸びをみせた後、年間 100～150 件で推移していましたが、平成 27 年度に配偶者暴力相談支援センター※7 (2 ページ参照) 事業を開始したことを機に、大幅に増加し、年間約 500 件となっています。

このように蕨市役所における相談件数は増加しているにもかかわらず、「配偶者からの暴力に関する調査※21 (11 ページ参照)」の結果では、被害を受けた人のうち「相談しなかった」という人の割合が多く、相談したとしても、「家族・親戚」「友人・知人」といった身近な人への相談が多くなっており、被害者が市への相談、支援へつながっていない現状が明らかになりました。

そこで、一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、必要な情報提供及び支援が受けられるよう、様々な手段を使って蕨市配偶者暴力相談支援センター※7 (2 ページ参照) をはじめとした相談先の周知を徹底することが必要となります。特に、通常の情報提供では情報の届きにくい、外国人や高齢者、障害者等については一層の配慮が必要です。

また、「女性の心と生き方相談」のほか「法律相談」や「人権相談」などにおけるDVの相談に関しても、本人の意思を尊重した上で情報や問題を共有化し適切な支援につながるよう、さらに連携を強化する必要があります。被害者の置かれている状況は多様です。社会子どものいる人や外国人、高齢者や障害者等、様々な悩みを抱えている人や精神的な疾患のある人もいます。また、社会情勢の変化などによる強い生活不安やストレスが背景にある人もいます。どのような支援を望んでいるかについても、それぞれ違います。どのような状況においても被害者の立場に立った相談及び切れ目のない支援を行うためには、庁内対応マニュアルを活用した連携とともに、職員への研修が必要となります。



※全庁におけるDV関連相談の実績

施 策

1 早期発見のための通報の周知

事 業 名	担当部署
(1) 通報の意義と必要性の周知 市民や医療関係者及び民生委員・児童委員などの福祉関係者、または子どもや被害者である保護者と接する機会が多い教職員や保育士、留守家庭児童指導室の指導員等に対して、「DV防止法」に基づく通報の意義と必要性についての理解が進むよう周知を図ります。	市民活動推進室 福祉総務課 児童福祉課 保育園 学校教育課

2 相談窓口・相談機関の周知

事 業 名	担当部署
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターの周知 市のホームページやDV防止啓発資料（DV防止パンフレット、デートDV防止ハンドブック）での継続的な情報提供をはじめ、男女共同参画啓発紙「パートナー」※20（7ページ参照）や広報蕨、ケーブルテレビなどを活用し、相談窓口及び相談機関について情報提供を進めます。	市民活動推進室 秘書広報課

3 相談体制の強化及び充実

事業名	担当部署
(1) 蕨市配偶者暴力相談支援センターを中心とした相談体制及び連携の充実 蕨市配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）を中心とした相談体制を確実に機能させるために、DV対策庁内マニュアルにより、庁内各課の連携の強化を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 「女性の心と生き方相談」や「法律相談」などの専門相談との連携 「女性の心と生き方相談※24（15ページ参照）」や、弁護士や司法書士による「法律相談」などでのDVを主訴や背景とする相談について、被害者本人の意思を尊重した上で、情報や問題を共有化し、連携することで、相談体制の強化及び充実を図ります。	市民活動推進室
(3) 外国人や高齢者、障害者等からの相談に対する配慮 外国人や高齢者、障害者等からの相談に対しては、複合的に困難な状況に置かれている場合が多いことを認識し、それぞれの特性に応じた配慮を行い、相談及び支援を円滑に進めます。	市民活動推進室 介護保険室 福祉総務課 関係各課
(4) 相談担当職員の資質の向上と二次被害防止のための職員研修の実施 相談を担当する女性相談員や市職員については、県などが主催する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。また、各課による適切な支援及び二次被害を防止のため、市職員に対する研修を実施します。	市民活動推進室 児童福祉課 人事課 関係各課
(5) 男性被害者に対する相談体制の検討 数は少ないものの、支援の必要のある男性被害者も存在することから、男性被害者に対する相談体制について検討します。	市民活動推進室
(6) 加害者の相談及び更生に関する対策の検討 加害者からの相談の対応をはじめ加害者の更生に向けた取り組みの重要性を認識し、調査・研究を進めていきます。	市民活動推進室

基本目標 3 被害者の安全確保と自立支援

現状と課題

「配偶者からの暴力に関する調査※21（11 ページ参照）」では、配偶者から何らかの暴力を受けたことがある人のうち、女性の 2.5 人に 1 人、男性の 5 人に 1 人が「恐怖心を感じたことがある」と答え、女性の 8.5 人に 1 人、男性の 15 人に 1 人が「命の危険を感じたことがある」と答えています。

被害者からの相談を受けた時点から、何よりも優先させなければならないのは被害者の安全確保です。特に身体的暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。

被害者からの相談を受けている間はもちろんのこと、保護施設への入所時にも被害者に同行するなど、常に安全確保に努めることが重要です。

一時保護を必要としない場合でも、被害者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度※13（5 ページ参照）に関する情報提供など、適切な助言をすることが必要です。

また、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払う必要があります。被害者が加害者のもとから離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難先が加害者に知られることのないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。被害者に子どもがいる場合には、子どもに関する手続きについても情報の管理を徹底することが大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケア、ひとり親家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう、様々な施策や制度を活用したきめ細かい支援が必要になります。

1 被害者の安全確保

事業名	担当部署
(1) 相談時における安全確保のためのワンストップサービス※23の実施 被害者が相談のために来庁した際に加害者の目に触れることがないように十分に配慮し、相談や各種手続きを1ヵ所で行うワンストップサービス※25により安全確保を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応 面接相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合には、埼玉県婦人相談センターへ一時保護を依頼し、安全確保を図ります。事情により、一時保護が受けられない場合は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先（ホテル避難）等、適切な避難への対応をします。	市民活動推進室 児童福祉課 介護保険室 福祉総務課 生活支援課
(3) 保護命令制度の利用助言 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、加害者の追及の恐れがある場合に利用できる、保護命令制度※13（5ページ参照）についての情報提供と助言を行います。	市民活動推進室
(4) 加害者からの追及に対する対応 加害者からの追及に対しては、DV対策庁内マニュアルにより、各課窓口での対応に細心の注意を払うとともに、加害者からの追及が執拗な場合は、必要に応じて警察と連携して安全確保に努めます。	市民活動推進室 関係各課

※25 ワンストップサービス

各種行政手続きの案内、申請、交付などのサービスを1ヵ所で提供することをいいます。被害者の安全確保を図ることを目的に、手続きに係る負担を軽減します。

2 被害者の情報の保護

事業名	担当部署
(1) 住民基本台帳事務における閲覧制限の措置 住民基本台帳支援措置の申出を受け、面接相談の結果、措置の必要性があると判断した場合に、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限して、被害者の情報の保護を図ります。	市民活動推進室 市民課
(2) 被害者に関する情報の保護の徹底 DV対策庁内マニュアルにより、被害者及び同伴の子どもに関する情報保護の徹底について、全庁的に取り組みます。	市民活動推進室 関係各課

3 被害者の自立に向けた支援

事業名	担当部署
(1) 被害者の個別の状況に応じた適切な情報提供及び支援 被害者の自立に向けたきめ細やかな支援を図るため、個別の状況に応じた適切な情報提供や支援を行います。加害者から避難した被害者には、県営住宅の抽選倍率優遇制度等に関する情報提供を行います。経済的基盤の確立のために、生活に困窮する被害者に対しては生活保護法に基づいた支援、就業を希望する被害者には、ハローワークでの求職活動や埼玉県女性キャリアセンターでの就労相談など就労についての情報提供を行います。その他、ひとり親に関する各種制度や年金の免除、被害者の個人情報の保護に関すること等について助言します。	市民活動推進室 関係各課

事業名	担当部署
(2) 被害者の精神面への支援 「女性の心と生き方相談※24（15 ページ参照）」でのカウンセリングにより、継続的な精神面への支援を行います。また、精神的な疾患のある被害者へは保健センターでの保健師による支援を行います。子どもや母子関係の相談については、家庭児童相談室や教育相談室での相談、県や民間団体が主催する母子教育プログラム等へ繋がります。	市民活動推進室 児童福祉課 保健センター 学校教育課
(3) 子どもに対する支援 子どもの就学や保育園の入園、留守家庭児童指導室への入所、子育て支援サービスなどについて被害者支援の立場に立った弾力的な運用を進めます。また、DVの目撃による心理的虐待や子どもに対する直接の身体的虐待などの児童虐待について、関係機関との連携により適切な対応を図るとともに、心理的に大きな傷を負っている子どもの心のケアを行います。	市民活動推進室 児童福祉課 学校教育課
(4) 支援等の継続 被害者は、加害者から離れてからも、生活に関する困難や精神的な不安や PTSD※26 などが起こりやすいことから、被害者の意思を尊重した上で、継続的な支援を図っていきます。	市民活動推進室 関係各課

※26 PTSD

心的外傷後ストレス障害のこと。日常的にDVなどの暴力を受け続けた場合にも起こり得る。その暴力から逃れた後も、フラッシュバック体験などにより、心や身体に不調を感じたり、人間関係の構築が難しくなってしまうことがある。

基本目標 4 関係機関との連携協力

現状と課題

被害者の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携協力した体制づくりが必要です。蕨市では、「DV対策庁内連絡会」を設置し、配偶者暴力相談支援センター※7（2ページ参照）を中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。また、「庁内外連絡会議」や「要保護児童対策地域協議会」において、DVに関する情報の共有及び各関係機関相互の理解を深めています。今後は、常に適切な被害者支援がなされるよう庁内連携を強化するとともに、他市町村から避難してきた被害者又は他市町村へ避難する被害者への支援や引継ぎを適切に行う必要があります。

施策

1 関係機関との連携協力

事業名	担当部署
(1) 「庁内外連絡会議」の充実 庁内外連絡会議により一層の充実を図ります。	市民活動推進室 関係各課
(2) 「DV対策庁内連絡会」による庁内連携の強化 DV相談または支援に関係する課の担当者による「DV対策庁内連絡会」を開催するとともに、必要に応じて、関係各課との情報の共有化や個別ケースの対応協議などを行い連携協力を進めます。	市民活動推進室 関係各課
(3) 「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化 DVと児童虐待が家庭内で同時に行われている場合もあることから、被害者の早期発見・早期介入のため、要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携強化を図ります	市民活動推進室 児童福祉課 関係各課
(4) 警察等の関係機関や他市町村等との連携の強化 被害者の安全を図るための警察の支援について理解し、相互に連携協力した被害者支援を行います。被害者の避難に関係する他市町村との連携や引継ぎについても適切に行います。	市民活動推進室 関係各課

3 計画の推進

計画の推進

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に係る担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、「蕨市男女平等行政推進会議※18（6 ページ参照）」による推進状況の確認や、必要に応じて、有識者や市民で構成する「蕨市男女共同参画推進委員会※16（6 ページ参照）」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間を通じた取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の令和7年度に検討します。なお、計画期間中であっても、「DV防止法」や「基本方針※4（1 ページ参照）」、「埼玉県DV基本計画※5（1 ページ参照）」の見直しが行われた場合などは、必要に応じて見直しを行うこととします。

配偶者等からの暴力に関する調査

結果報告書

令和3年3月

蕨 市

資 料 編

○ 意識調査結果報告書

- ・ 蕨市配偶者からの暴力に関する調査結果報告書
- ・ デートＤＶについての意識調査結果報告書

○ 関係法令等

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）
- ・ 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（概要）
- ・ 蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

○ 計画策定の経過

○ 名簿

- ・ 蕨市男女共同参画推進委員会委
- ・ 蕨市男女平等行政推進会議委員
- ・ 蕨市ＤＶ対策庁内連絡会委員

【調査の概要】

1、調査目的

配偶者等からの暴力（以下DV（ドメスティック・バイオレンス）という）に関する問題について、市民の意識、加害・被害経験の実態等を把握することで、DV防止やDV被害者への支援のあり方等の具体的な施策を検討し、「配偶者等暴力防止基本計画（第3次）」策定のための基礎資料とするために実施

2、調査の方法

- （1）調査対象：住民基本台帳に記録された18歳以上の市民1,000人
（女性 500人、男性 500人）
- （2）調査方法：①行政連絡員を通じて配布し、調査用紙は郵送で回収
（礼状兼催促状を1回送付）
- （3）調査期間：令和2年7月28日～8月21日

3、調査項目

- （1）属性
- （2）配偶者等からの暴力に関する認知度
- （3）配偶者からの被害経験などについて
- （4）交際相手からの被害経験について
- （5）特定の相手からのつきまとい等の経験について
- （6）配偶者等からの暴力の防止に向けた取り組み
- （7）自由意見

4、回収結果

	標本数	回収数	回収率
女 性	500 人	199 人	39.8%
男 性	500 人	127 人	25.4%
無回答	-	10 人	-
総 数	1,000 人	336 人	33.6%

【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の数値は、その質問項目に該当する回答者の数を100.0%として計算した比率です。
- ・グラフ中の数値は、四捨五入をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合もあります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。

【この調査での“配偶者”とは】

この調査での“配偶者”とは、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、同棲中の交際相手、元配偶者（離婚・死別）した相手、事実婚を解消した相手、同棲を解消した相手）も含みます。

回答者の属性

【問 1】

1. 性別（自認する性）

全体 (n=336)	女性 (n=199)	男性 (n=127)	無回答 (n=10)
100.0%	59.2%	37.8%	3.0%

2. 年齢層

	全体 (n=336)	女性 (n=199)	男性 (n=127)	無回答 (n=10)
18～19歳	2.1%	1.5%	0.6%	0.0%
20～29歳	11.9%	6.2%	5.7%	0.0%
30～39歳	13.4%	7.1%	6.3%	0.0%
40～49歳	18.2%	12.5%	5.7%	0.0%
50～59歳	14.6%	9.2%	5.4%	0.0%
60～69歳	15.7%	9.2%	6.5%	0.0%
70歳以上	21.4%	13.1%	7.7%	0.6%
無回答	2.7%	0.3%	0.0%	2.4%
合 計	100.0%	59.1%	37.9%	3.0%

3. 職業

	全体 (n=336)	女性 (n=199)	男性 (n=127)	無回答 (n=10)
経営者・役員 (自営業含む)	4.2%	0.9%	3.3%	0.0%
正社員・正職員	33.4%	14.3%	19.1%	0.0%
派遣社員	1.8%	0.9%	0.9%	0.0%
パート・アルバイト ・契約社員・嘱託など	19.0%	16.9%	2.1%	0.0%
学生	4.2%	3.0%	1.2%	0.0%
専業主婦（主夫）	16.0%	15.4%	0.3%	0.3%
その他	1.8%	0.9%	0.9%	0.0%
無職	16.9%	6.5%	10.1%	0.3%
無回答	2.7%	0.3%	0.0%	2.4%
合 計	100.0%	59.1%	37.9%	3.0%

4. 配偶者

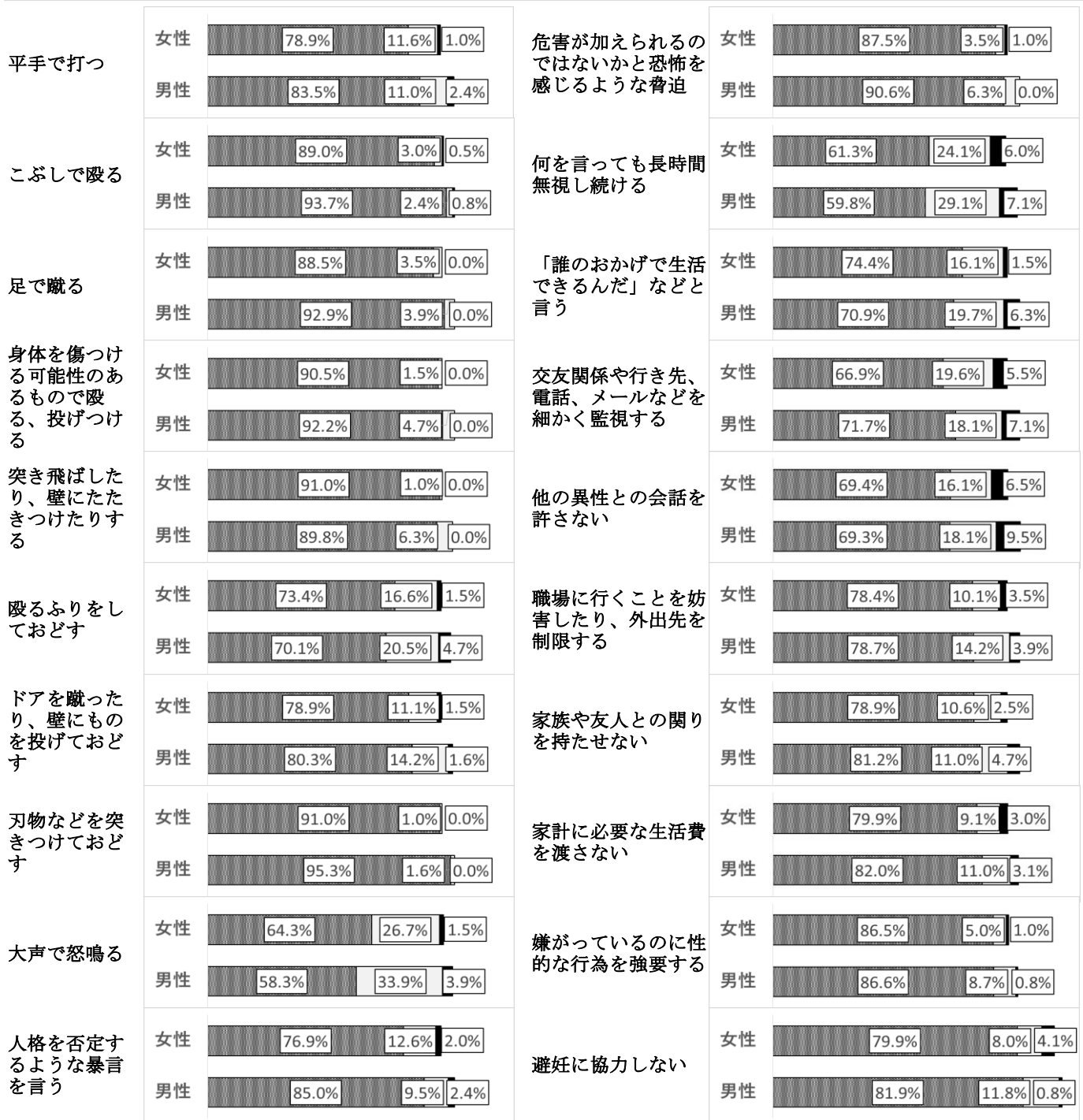
	全体 (n=336)	女性 (n=199)	男性 (n=127)	無回答 (n=10)
現在配偶者がいる	64.9%	40.8%	23.5%	0.6%
過去に配偶者がいた	10.4%	6.5%	3.9%	0.0%
現在も過去も 配偶者はいない	21.7%	11.6%	10.1%	0.0%
無回答	3.0%	0.3%	0.3%	2.4%
合 計	100.0%	59.2%	37.8%	3.0%

配偶者からの暴力に関する認知度

【配偶者間の暴力と認識される行為】

女性(n=199) 男性(n=127)

次のようなことが配偶者から行われた場合、それを暴力だと思いますか

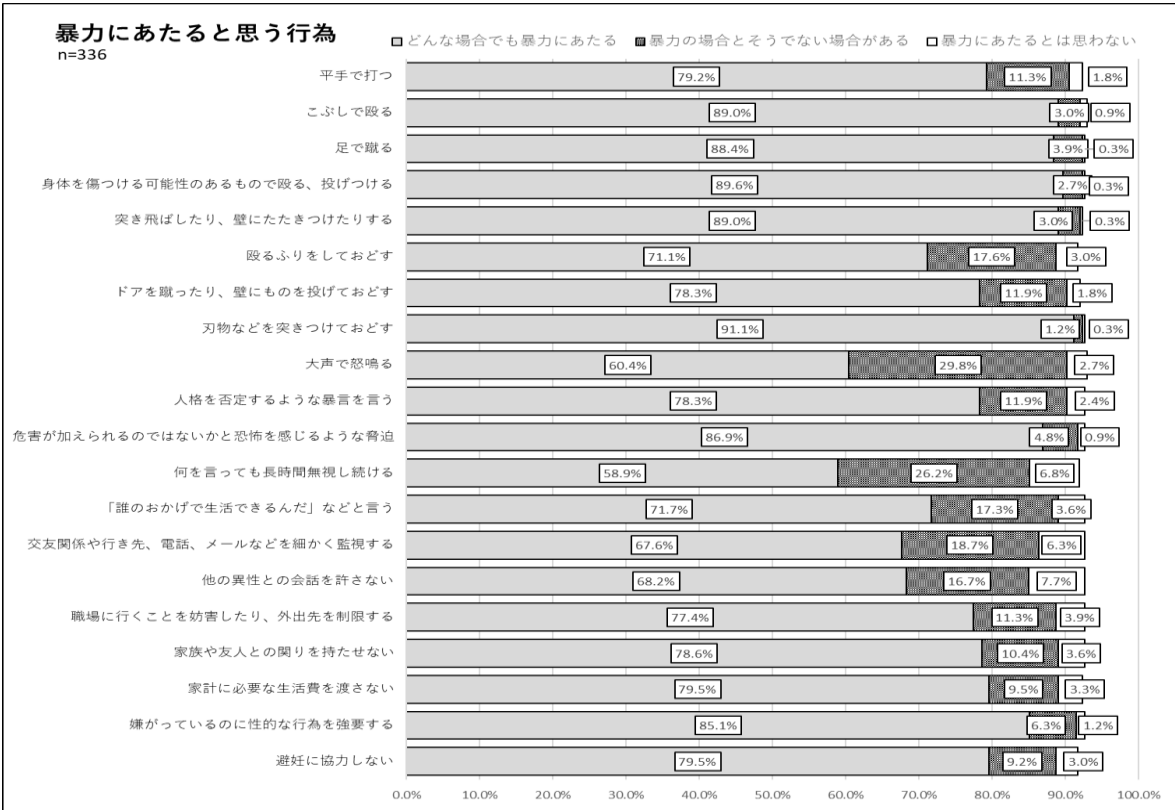


配偶者間の暴力と認識される行為については、「身体を傷つける可能性のあるもので殴る、投げつける」「刃物などを突きつけておどす」は、男女ともに9割以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と認識しています。一方、「大声で怒鳴る」「何を言っても長時間無視し続ける」ことを

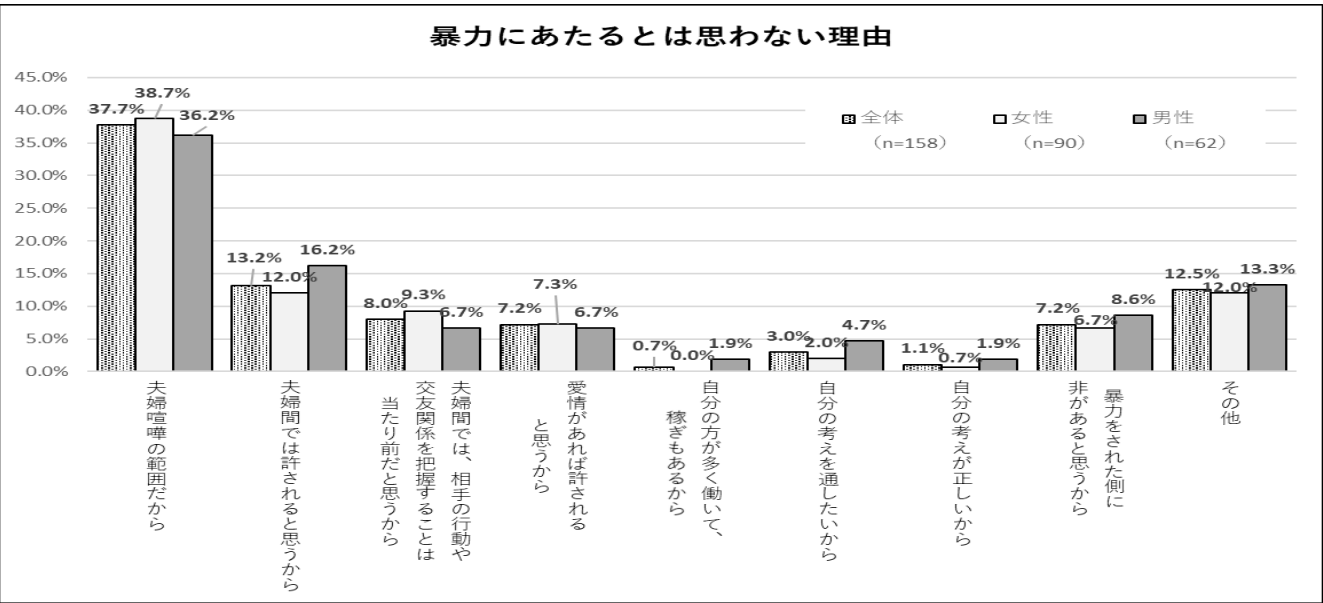
「どんな場合でも暴力にあたる」と認識している方は、約6割となっています。

- どんな場合でも暴力にあたる
- 暴力の場合とそうでない場合がある
- 暴力にあたるとは思わない

配偶者間の暴力と認識される行為については、身体的な行為については、「どんな場合でも暴力にあたる」と約9割の方が回答されていますが、「暴言」「無視」「行動制限」などの精神的な行為については、約3割の方が「暴力にあたるとは思わない」と回答しており、「暴力にあたると思わない」理由については「夫婦喧嘩の範囲」「夫婦間では許される」「夫婦間では当たり前」と思われている方が多く、また、「暴力をされた側に非がある」と思われている方も全体で約7%となりました。

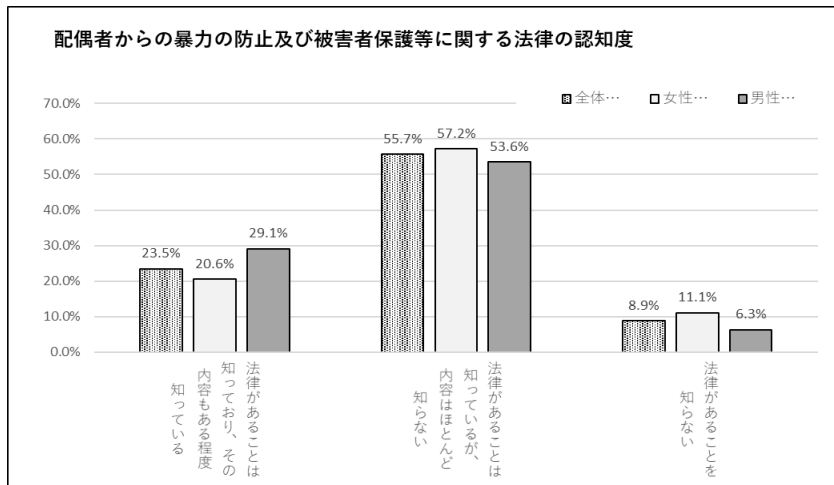


そのような行為が「暴力の場合とそうでない場合がある」、「暴力にあたるとは思わない」と思ったのはなぜですか。



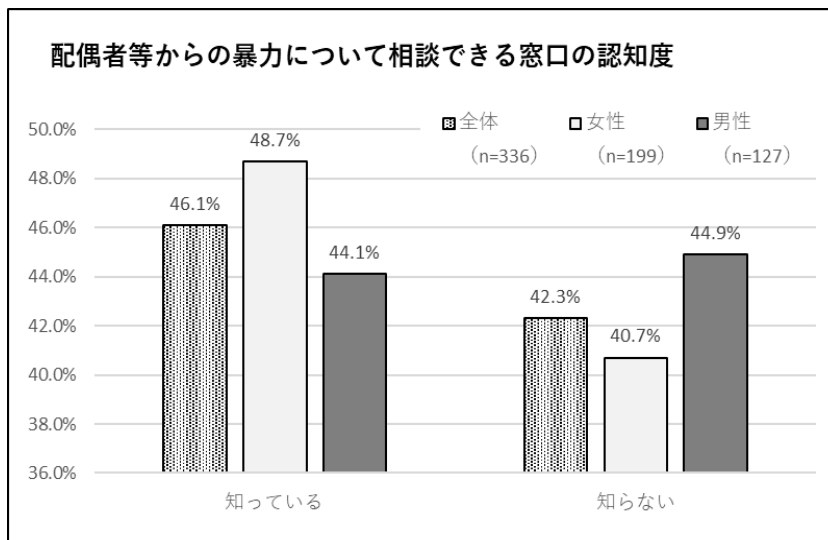
【法律の認知度】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を知っていますか



【市役所の相談窓口の認知度】

配偶者等からの暴力について相談できる窓口が市役所にあることを知っていますか



「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」の認知度については、法律があることは、約8割の方が認識しておりますが、半数以上の方が、法律の内容を知らない方となりました。

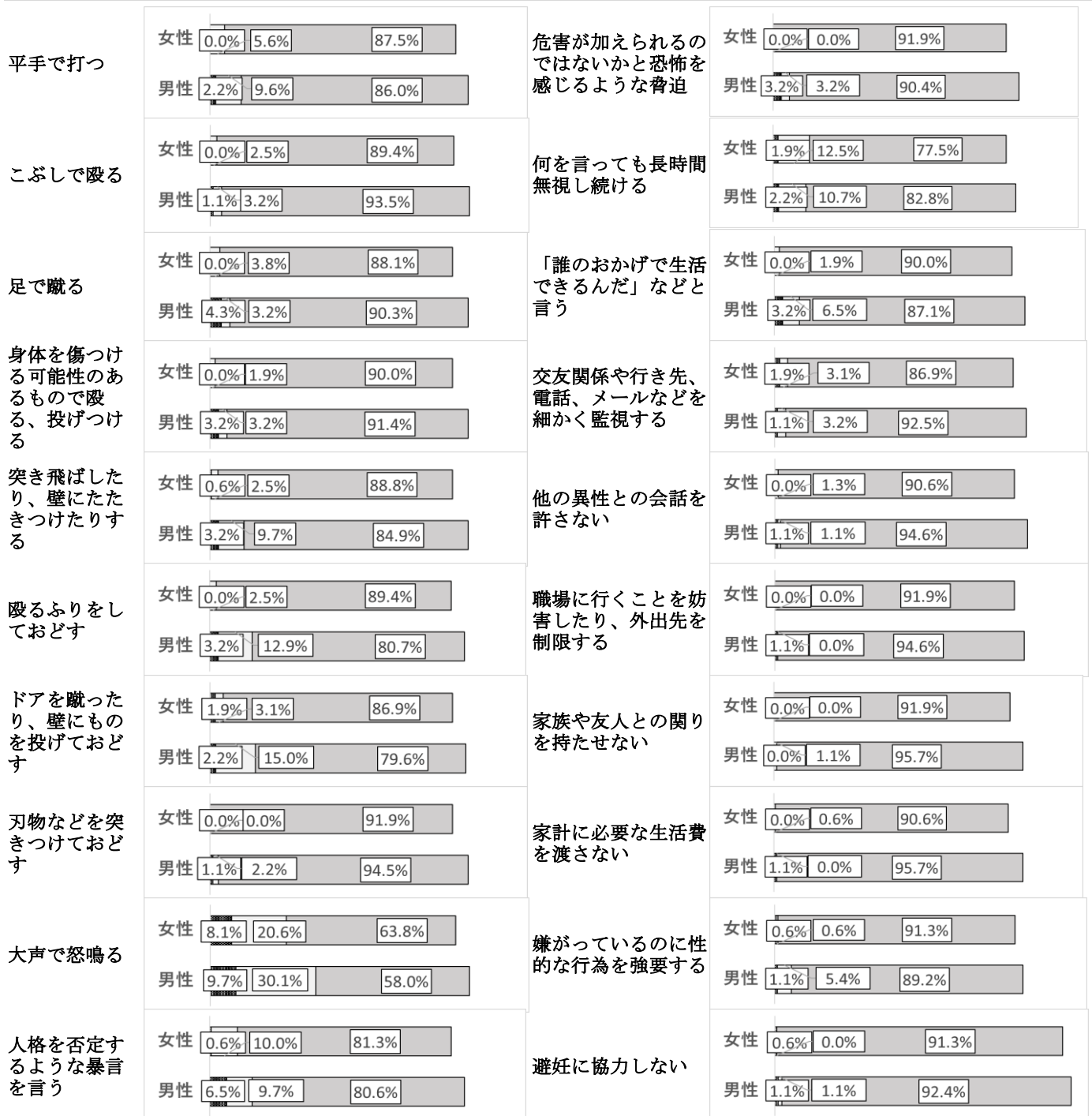
「配偶者からの暴力についての相談窓口」の認知度は、全体で42.3%の方は「知らない」と回答しています。

配偶者からの被害経験などについて

【配偶者への行為について】

女性(n=160) 男性(n=93)

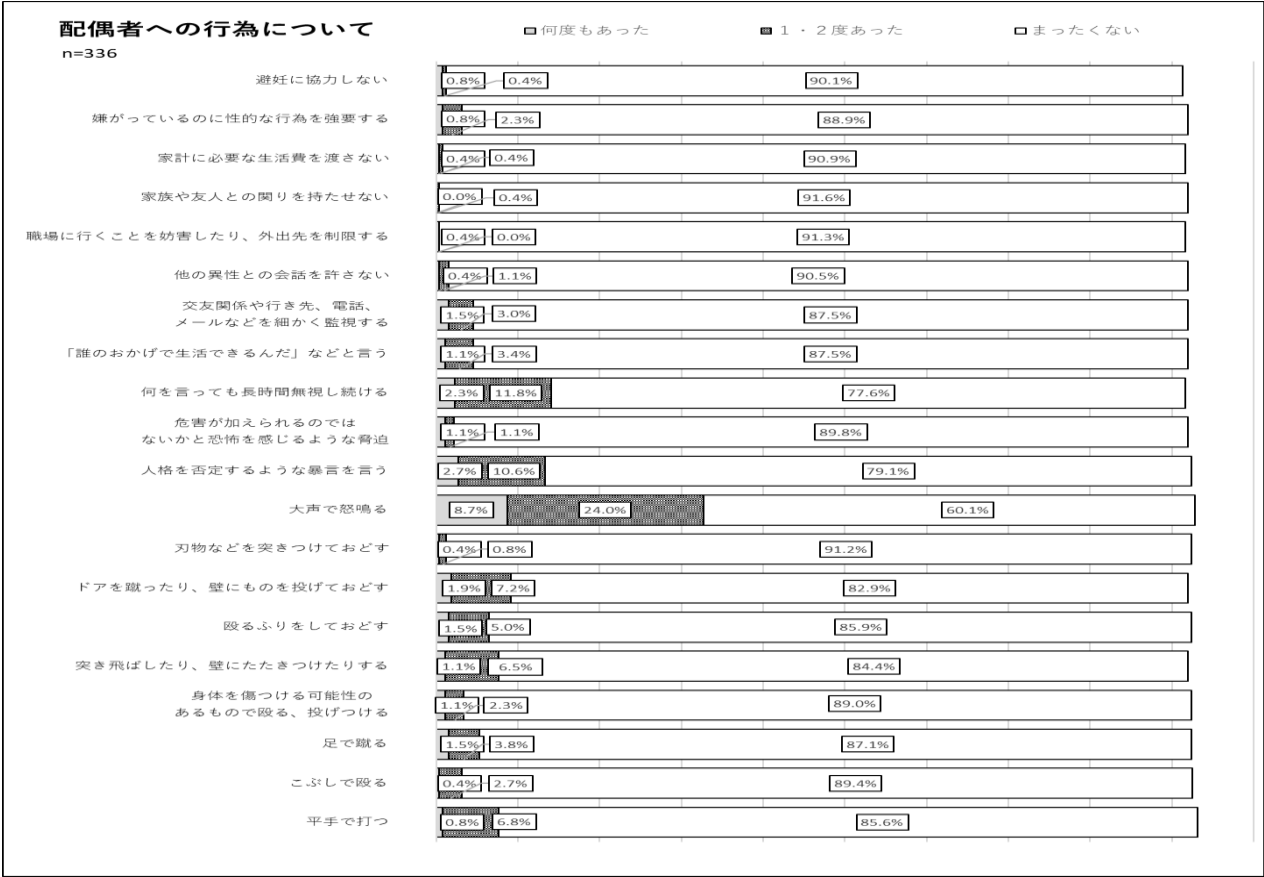
これまでに、配偶者に対して次のような行為をしたことがありますか



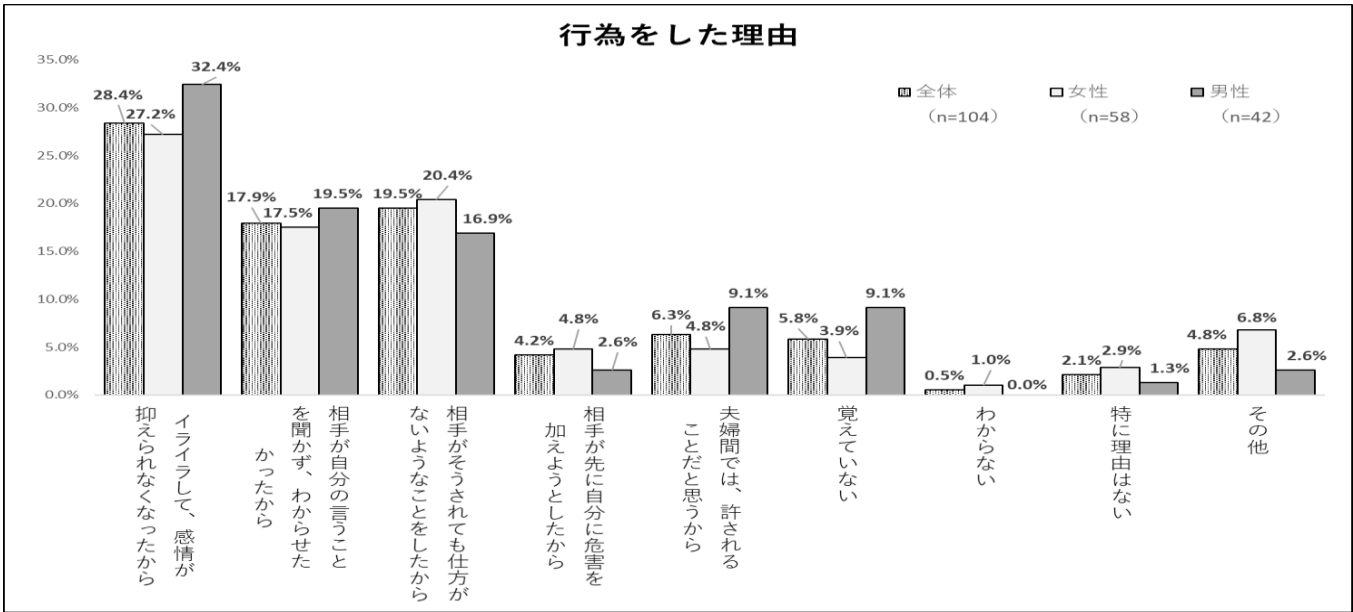
■ 何度もあった
□ 1・2度あった
□ まったくない

配偶者へ行ったことがある行為について、「大声で怒鳴る」ことを行ったと回答した方は男女ともに3割となりました。
また、「人格を否定するような暴言を言う」「何を言っても長時間無視し続ける」ことも、男女ともに1割の方が行ったと回答しています。

配偶者へ行ったことがある行為については、「大声で怒鳴る」「何を言っても長時間無視し続ける」「人格を否定するようなことを言う」などの精神的な行為が行いやすいことがわかります。また、「突き飛ばしたり壁にたたきつけたりする」「平手で打つ」など身体的な行為についても、そのような行為をした理由については、「イライラして、感情が抑えられなくなったから」と回答した方が約3割で、「相手が自分の言うことを聞かずわからせたかったから」「相手がそうされても仕方がないようなことをしたから」は約2割となりました。



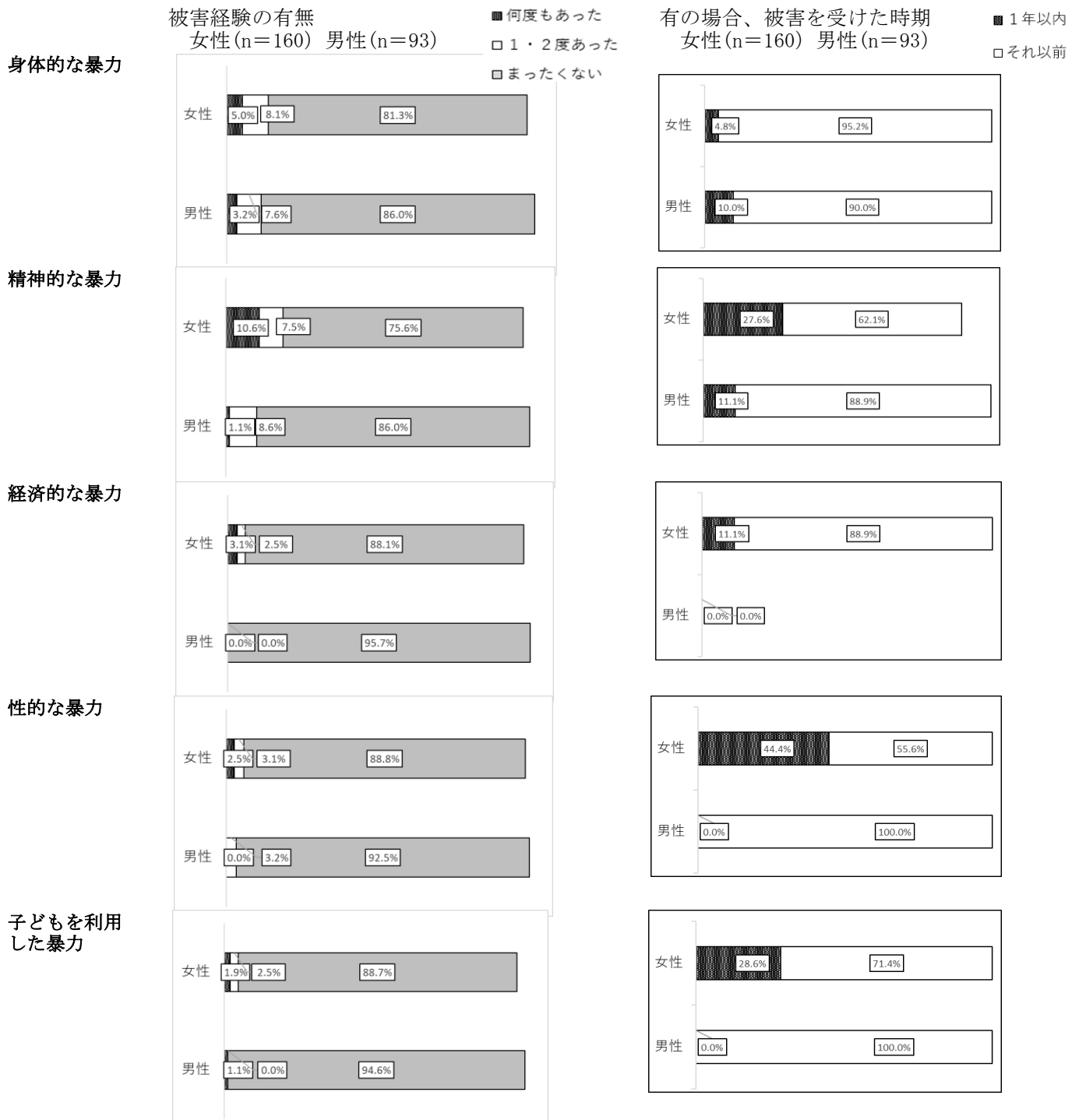
そのような行為をしたきっかけは何ですか



配偶者からの被害経験などについて

【被害経験について】

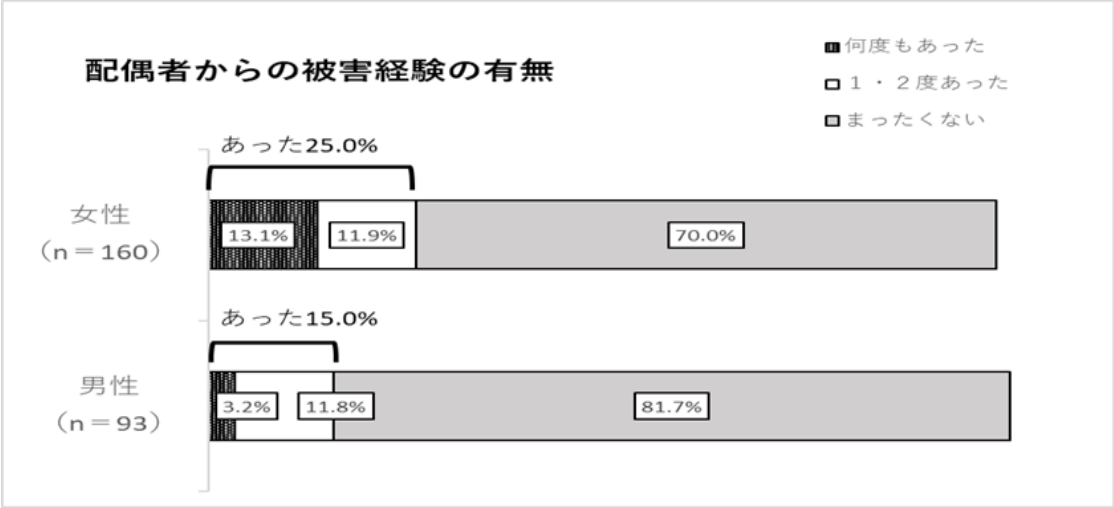
これまでに配偶者から次のような行為をされたことがありますか
その行為を受けたのはいつ頃ですか



配偶者からの被害経験を種類別に聞いたところ、身体的な暴力の被害は、女性が13.1%、男性が10.8%、精神的な暴力の被害は、女性が18.1%、男性が9.7%、経済的な暴力の被害は、女性が5.6%、男性が0%、性的な暴力の被害は、女性が5.6%、男性が0%、子供を利用した暴力の被害は、女性が4.4%、男性が1.1%となり、どの暴力についても、女性の被害が男性を上回りました。また、被害を受けた時期について、性的な暴力については、約半数の女性が「1年以内」に被害を受けたと回答されました。

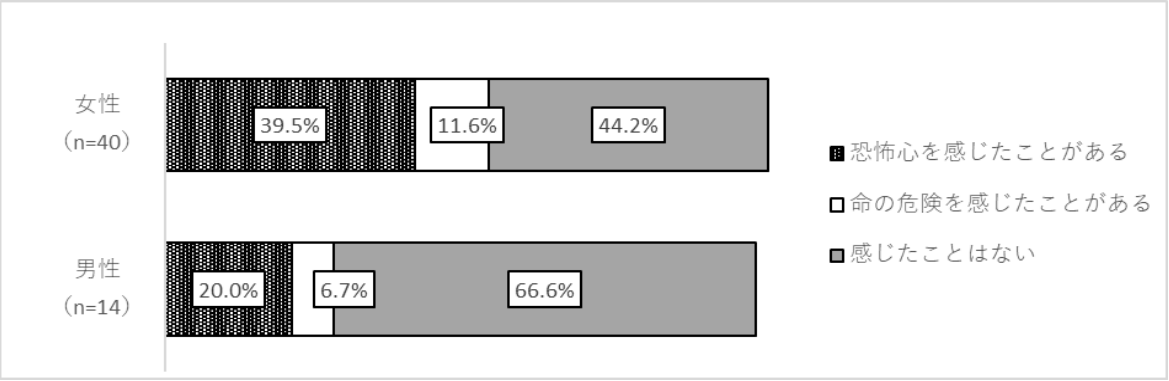
配偶者からの被害経験の有無を男女別にみると、何らかの被害経験が1度でも「あった」と答えた方は、女性が25%、男性が15%となっており、女性の7.6人に1人が、被害経験が「何度もあった」と答えています。

また、被害を受けたことがある方のうち、女性で39.5%、男性20%の方が、その行為に対して「恐怖心がある」と答え、女性で11.6%、男性6.7%の方が、「命の危険を感じたことがある」と答えています。これは、配偶者のいる女性（n=160）の約7.2人に1人が「恐怖心を感じたことがある」または「命の危険を感じたことがある」ことになります。



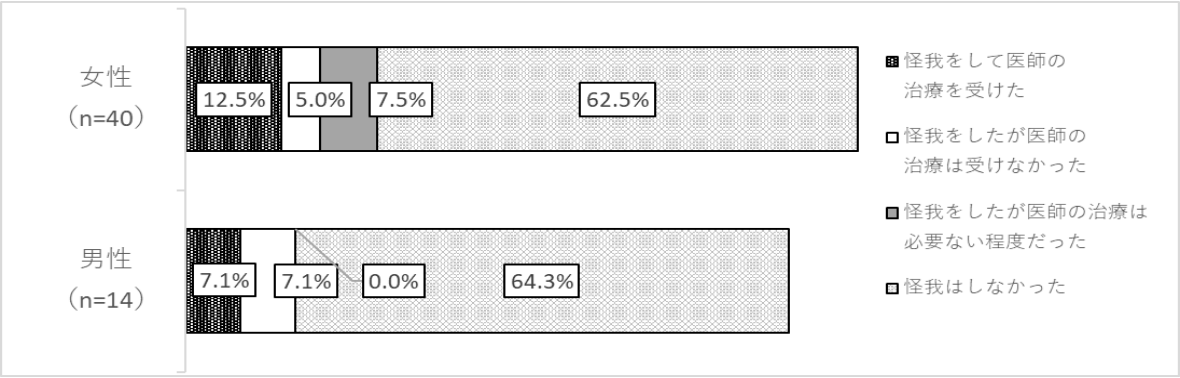
【恐怖心や命の危険を感じたこと】

その相手の行為によって、恐怖心や命の危険を感じたことはありますか



【怪我の有無】

その相手の行為によって、医師の治療を受けたことはありますか

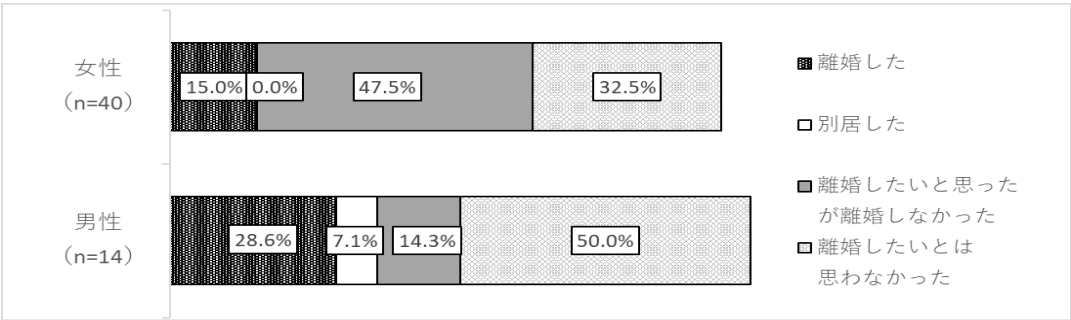


被害を受けた後の、その後の生活について、行為を受けた相手と「離婚したいと思ったが離婚しなかった」と答えた方は、女性で47.5%、男性で14.3%となり、その理由として、女性では、「経済的な不安」が26%で1番多く、次が「子どもがいるから」24%だった。

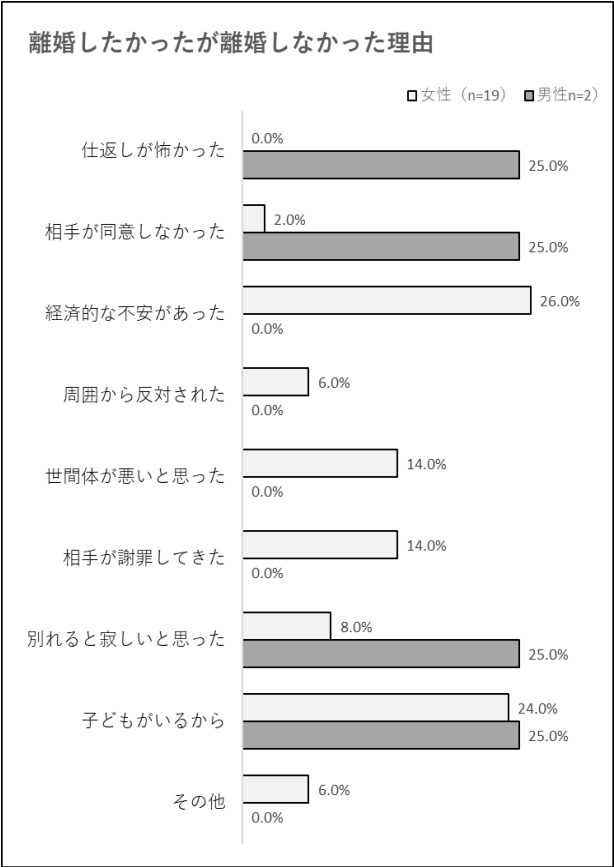
また、生活の変化については、「体調が悪くなった」等心身に影響を及ぼした人は、女性が53.5%、男性47.6%と被害を受けた方の中で2人に1人が心身に影響があったことがわかります。

【行為を受けた後の生活】

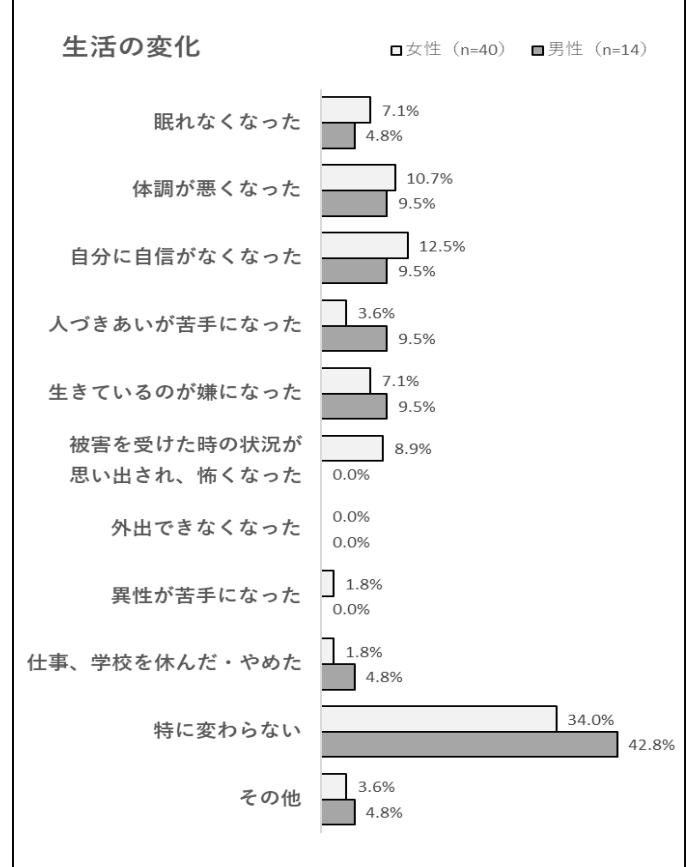
その相手の行為を受けた相手とどうしましたか



「離婚したいと思ったが離婚しなかった」理由はなんですか



その行為によって生活に変化はありましたか

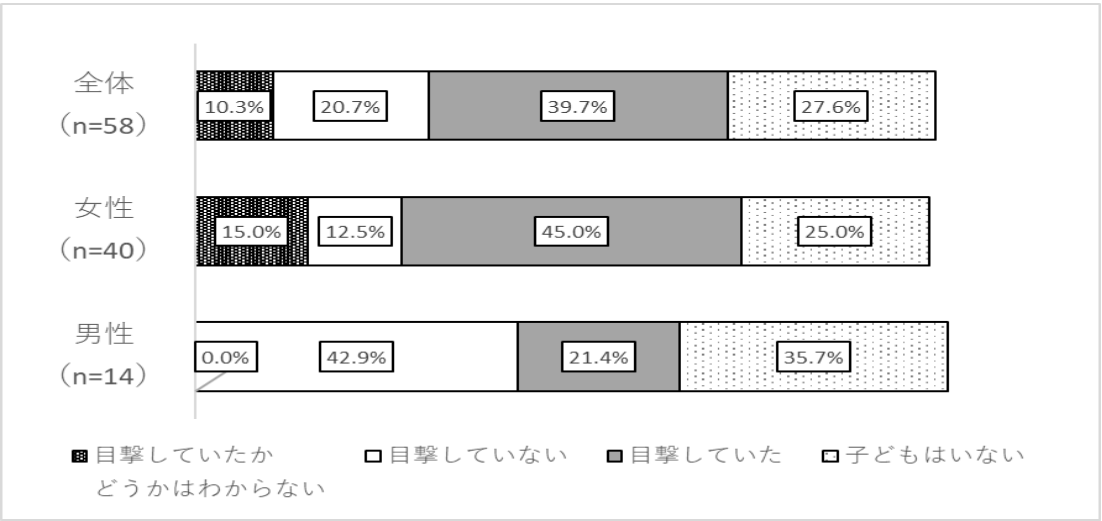


被害を受けたことがある方のうち子どもが「目撃していた」答えた方は、39.7%にのぼり、目撃していないと答えた20.7%を上回っています。

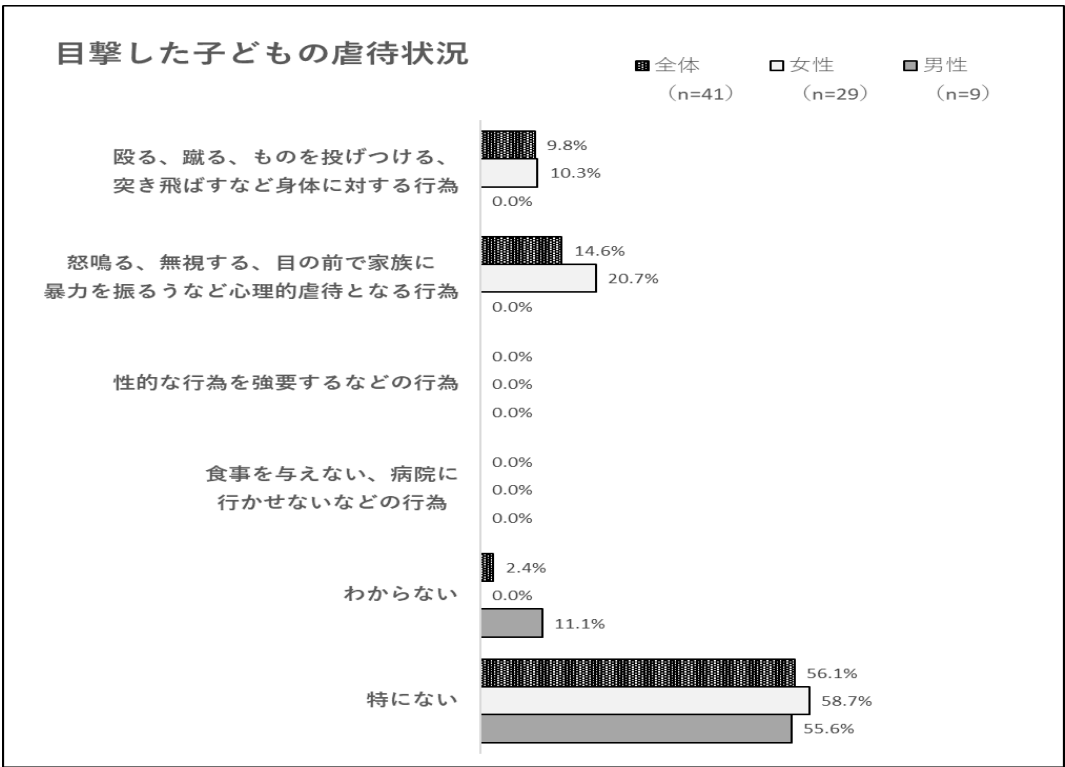
「目撃していた」と答えた方のうち、子どもに対しても、「身体対する行為」が9.8%「心理的虐待となる行為」が14.6%となり、子どもにも影響していることがわかります。

【子供の目撃状況】

その行為を受けた時に、あなたのお子さんはそれを目撃しましたか。



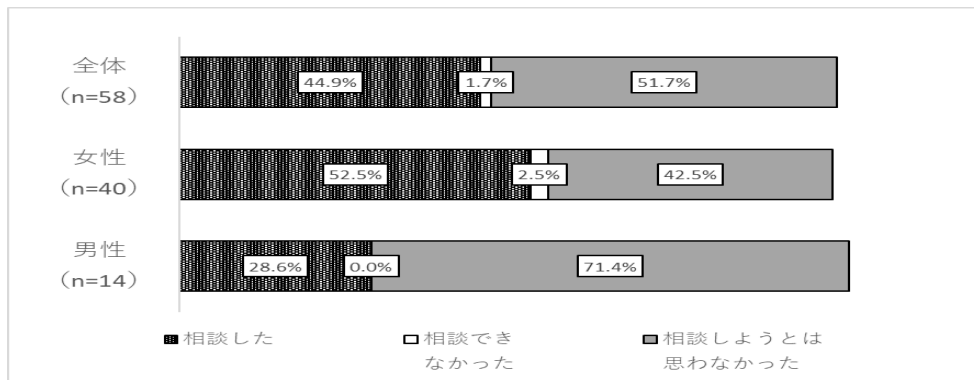
あなたのお子さんは、その相手から次のようなことをされたことはありますか



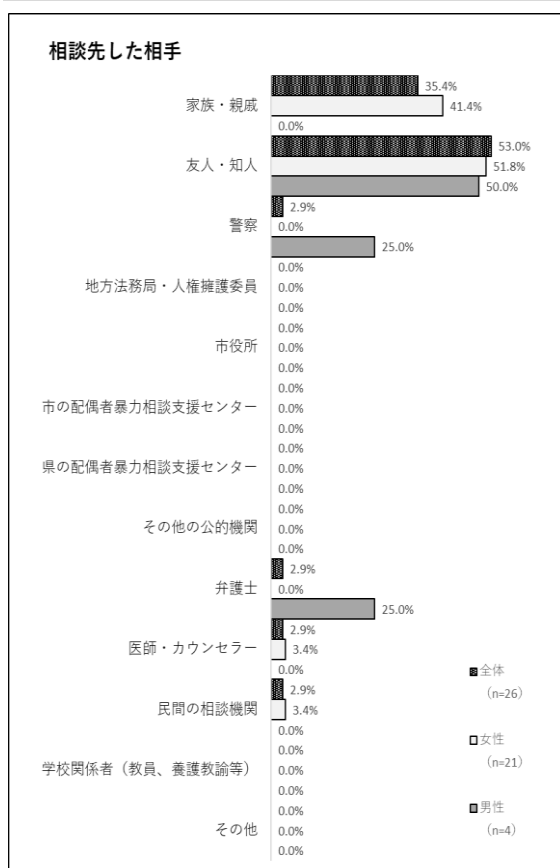
被害を受けた方のうち、誰かに「相談した」女性は52.5%で男性は28.6%でした。相談した相手は、女性は「友人・知人」「家族・親戚」が多く、男性は「友人・知人」「弁護士」「警察」が多くなっています。一方「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」と答えた方は、女性が45%、男性が71.4%となっています。その理由が多かったのは、男女ともに「相談するほどのことでないと思ったから」「自分に悪いところがあると思ったから」となっています。

【相談】

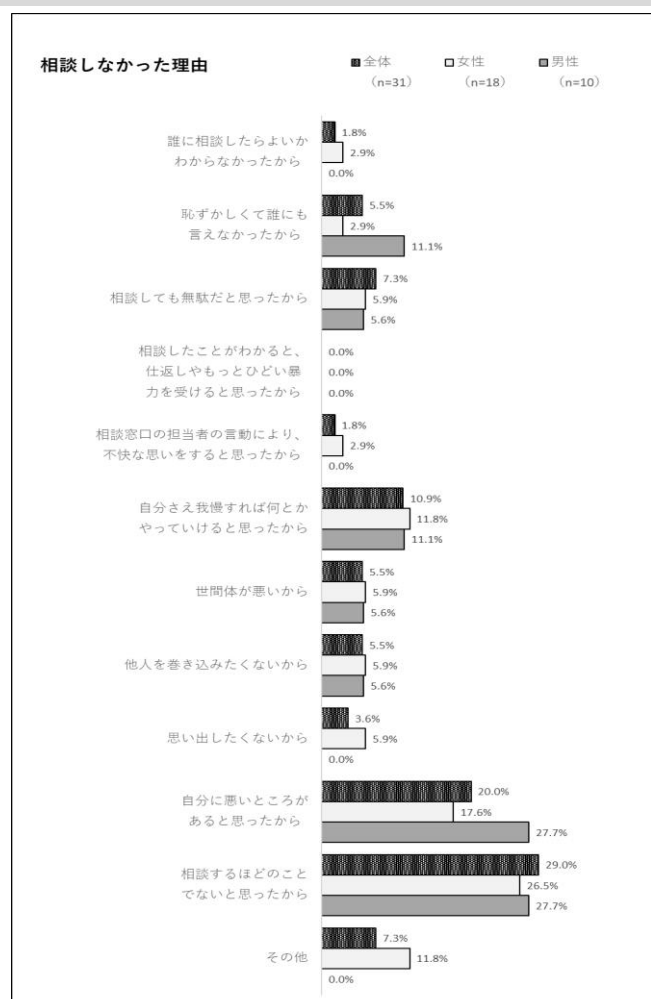
その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか



相談した人（場所）は誰ですか

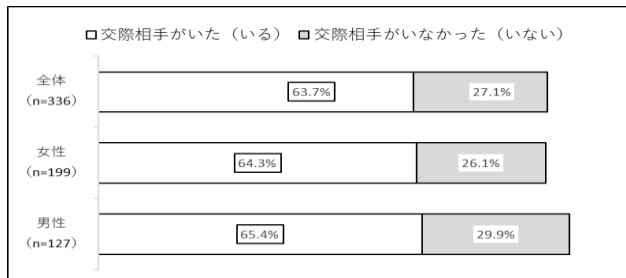


誰にも相談できなかった、または相談しようとは思わなかったのはなぜですか



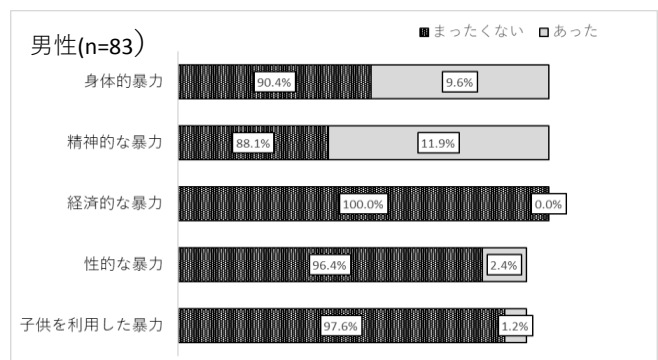
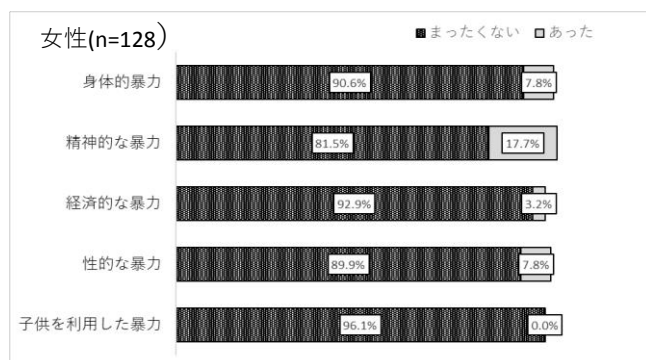
交際相手からの被害経験

交際経験について



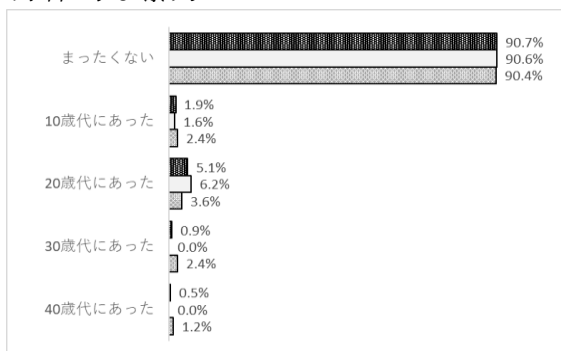
【被害経験】

これまでに交際相手から次のような行為をされたことがありますか

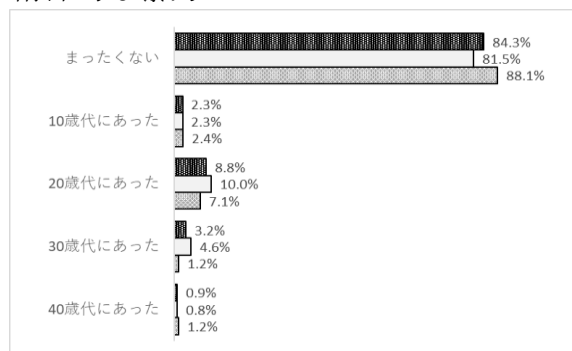


(年代別) 全体n=214 女性n=128 男性n=83

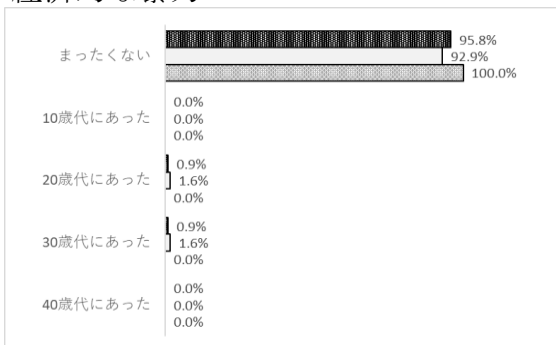
身体的な暴力



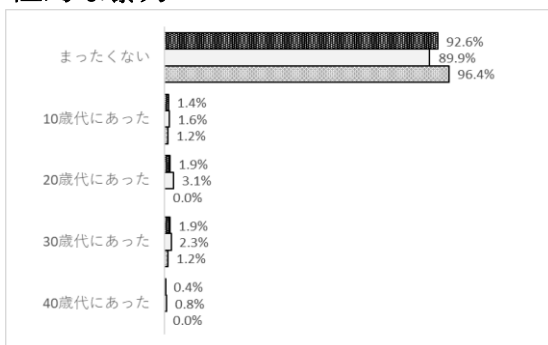
精神的な暴力



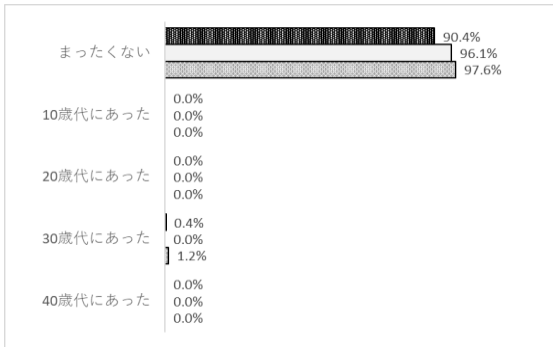
経済的な暴力



性的な暴力



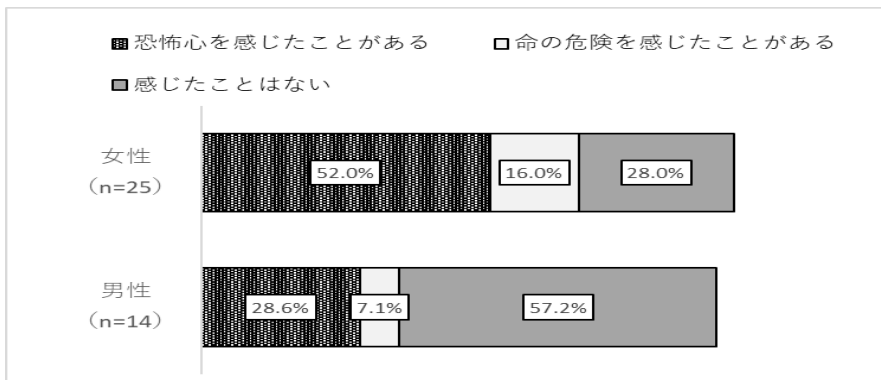
子どもを利用した暴力



交際経験があると回答した人の内、被害経験を種類別に聞いたところ、身体的な暴力の被害は、女性は7.8%、男性9.6%、精神的な暴力は、女性は17.7%、男性11.9%、経済的な暴力は、女性は3.2%、男性0%、性的な暴力は、女性は7.8%、男性2.4%、子どもを利用した暴力は、女性は0%、男性1.2%となりました。また、被害を受けた時期については、どの暴力についても20歳代の回答が一番多くなりました。

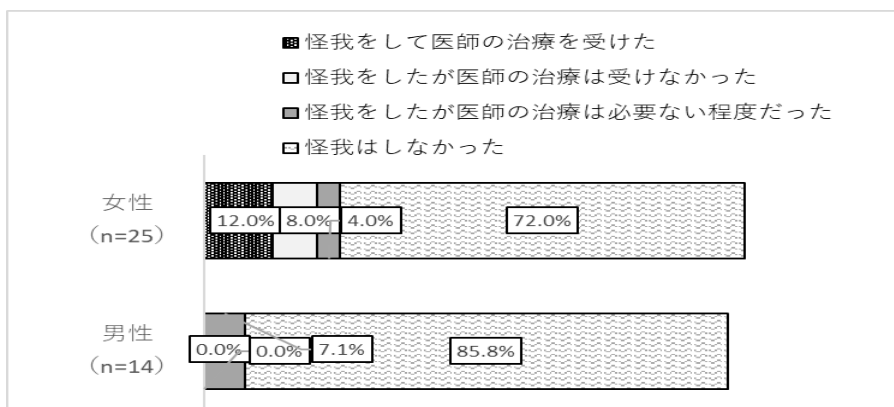
【恐怖心や命の危険を感じたこと】

その相手の行為によって、恐怖心や命の危険を感じたことはありますか



【怪我の有無】

その相手の行為によって、医師の治療を受けたことはありますか

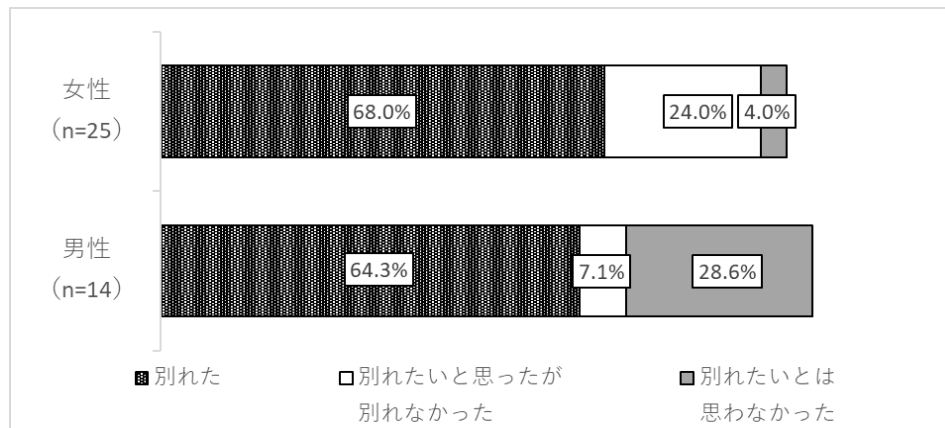


交際相手からの被害を受けたことがある方のうち、女性で52.0%、男性28.6%が、その行為に対して「恐怖心を感じたことがある」と回答しており、「命の危険を感じたことがある」と回答した人は、女性が16.0%、男性7.1%となりました。

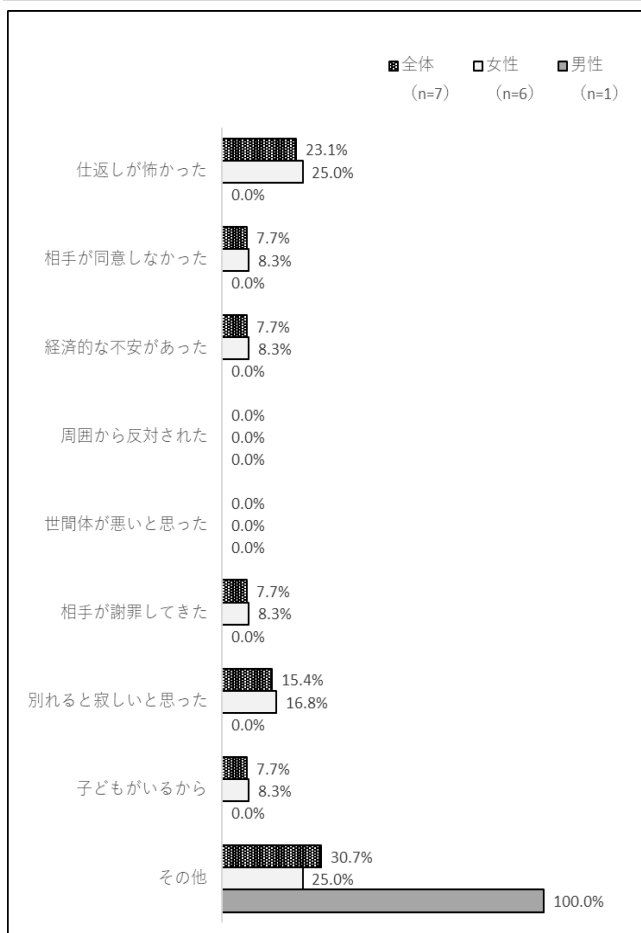
また、その行為によって「怪我をして医師の治療を受けた」と回答した人は、女性が12.0%、男性0%となりました。医師の治療は受けなかったものの、怪我をしたと答えた人は、女性は24%、男性7.1%となっており、女性の被害が多いことがわかります。

【行為を受けた後の生活】

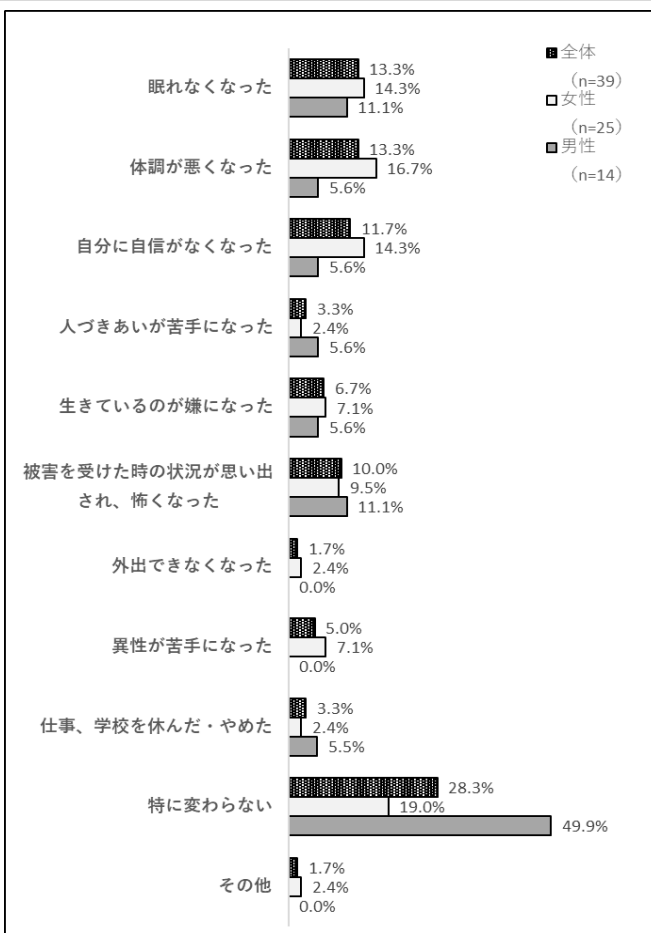
その相手の行為を受けた相手とどうしましたか



「離婚したいと思ったが離婚しなかった」理由はなんですか



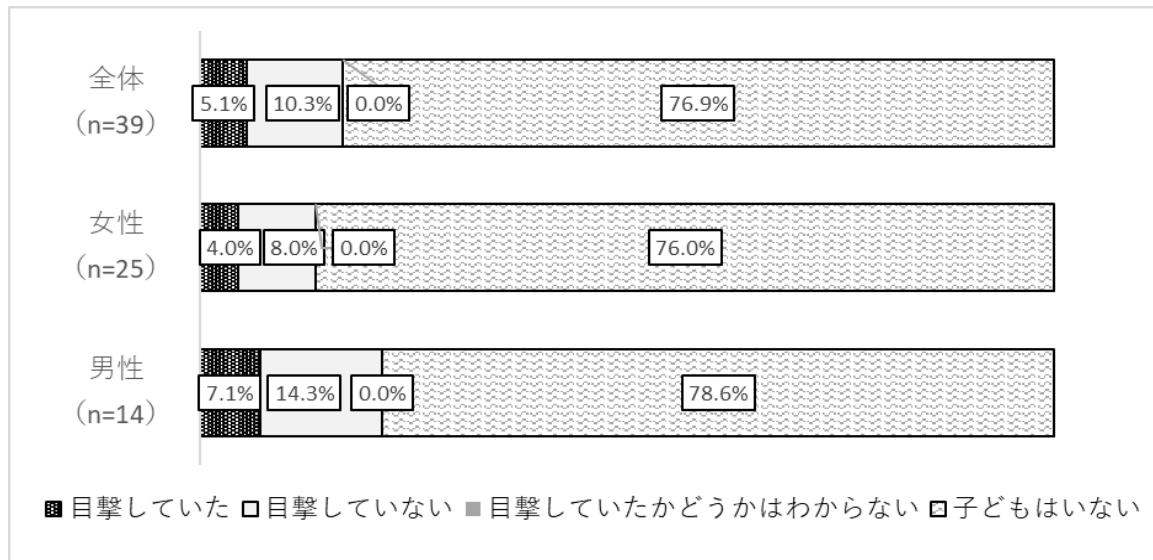
その行為によって生活に変化はありましたか



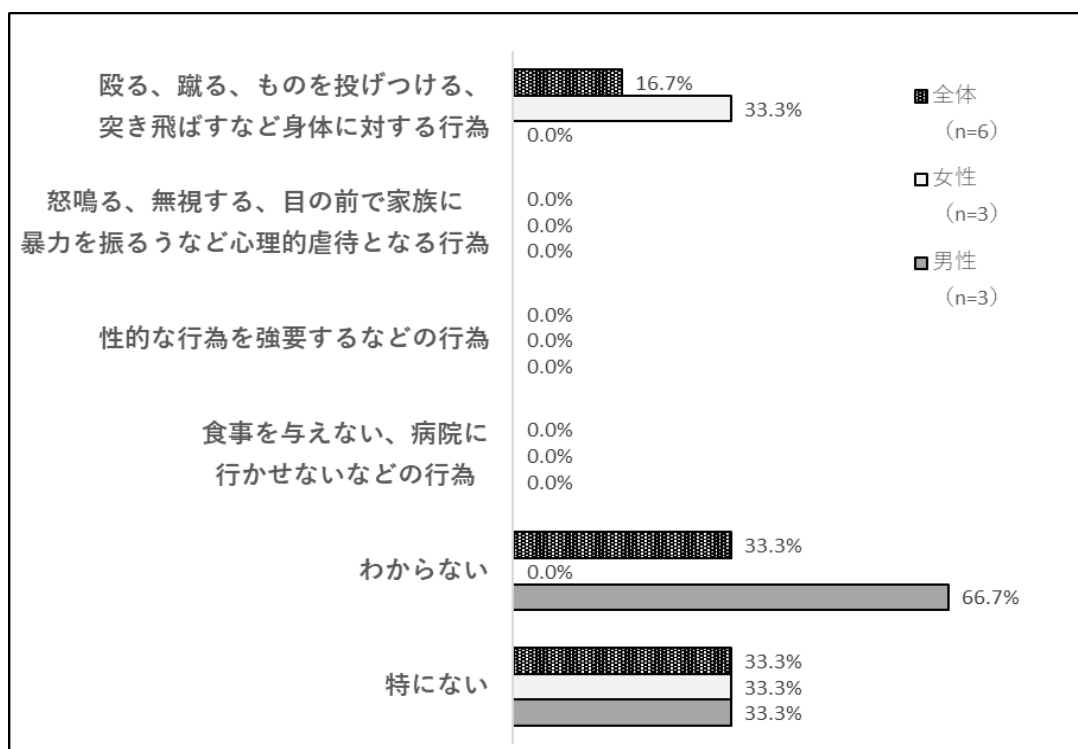
被害を受けた後の、その後の生活について、行為を受けた相手と「別れたいと思ったが別れなかった」と答えた人は女性で24.0%、男性で7.1%となり、その理由として、「仕返しが怖かった」と回答した女性が25%おりました。また、生活の変化については、「体調が悪くなった」等心身に影響を及ぼした人は、女性が76.2%、男性50.1%と被害を受けた方の中で、女性は1.3人に1人、男性は2人に1人に影響があったことがわかります。

【子供の目撃状況】

その行為を受けた時に、あなたのお子さんはそれを目撃しましたか。



あなたのお子さんは、その相手から次のようなことをされたことはありますか

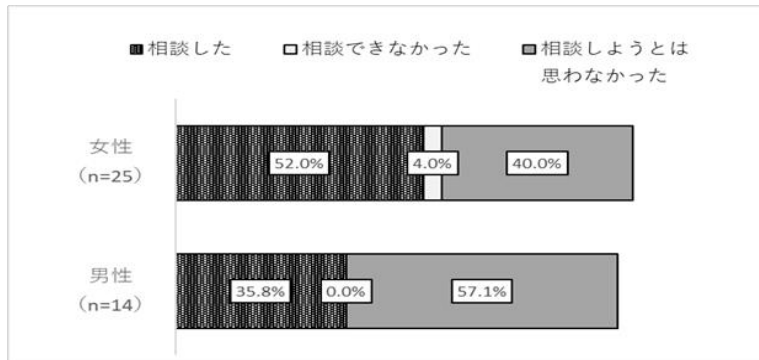


被害を受けたことがある方の内子どもが「目撃していた」と答えた方は、全体で5.1%となりました。また、「目撃していた」と答えた方内、子どもに対しても、身体に対する行為があったと答えた方は、16.7%となり、交際相手の子供にも影響していることがわかります。

被害を受けた方のうち、誰かに「相談した」女性は52.0%で男性は35.8%でした。相談した相手は、男女ともに「友人・知人」が一番多く、次に「家族・親戚」となり、男性の相談先として「医師・カウンセラー」が16.7%に対し、女性は5.0%で、女性は「警察」に相談する人が10.0%と多くなりました。また、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」と答えた思わなかった」と答えた方は、女性が44%、男性が57.1%となっています。その理由で多かったのは、「相談するほどのことではないと思ったから」となり、次に女性は「自分さえ我慢すれば何とかやっていけると思ったから」との回答が多く、男性は「自分にと悪いところがあると思ったから」と回答した人が多くなりました。

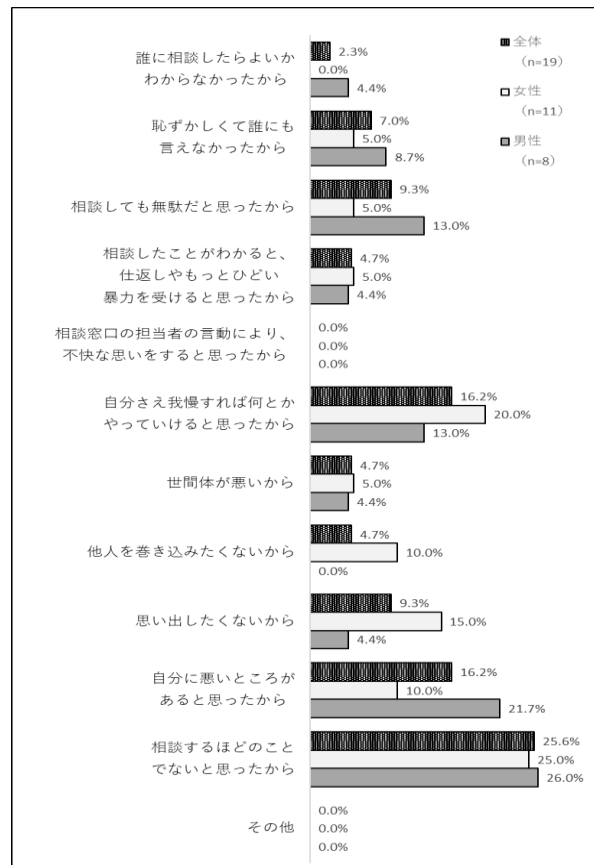
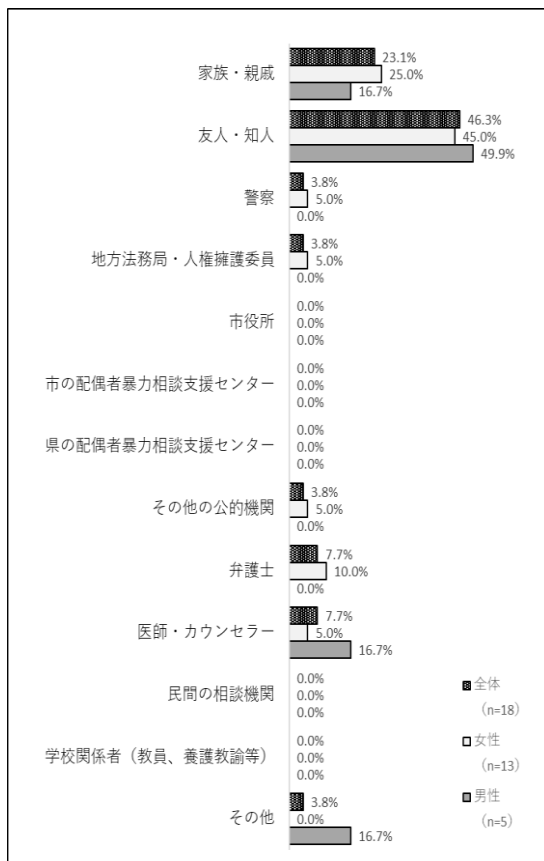
【相談】

その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか



相談した人（場所）は誰ですか

誰にも相談できなかった、または相談しようとは思わなかったのはなぜですか



特定の相手からのつきまとい等の経験について

【被害経験】

特定の相手から次のような行為をされたことがありますか



(被害を受けた年代)

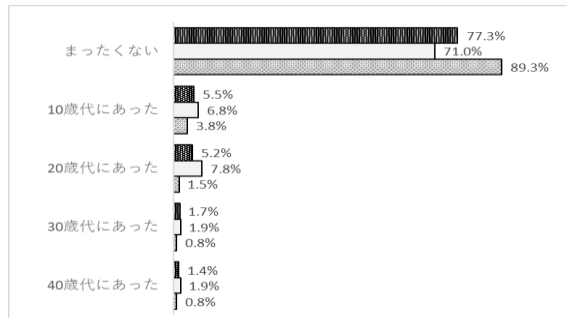
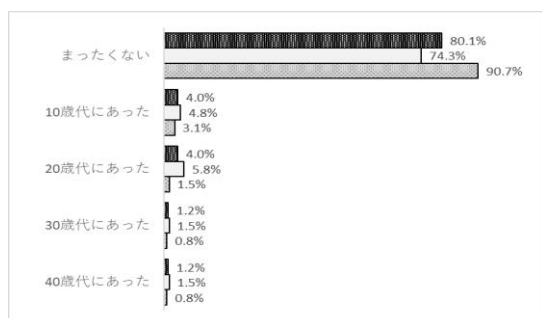
全体n=336

女性n=199

男性n=127

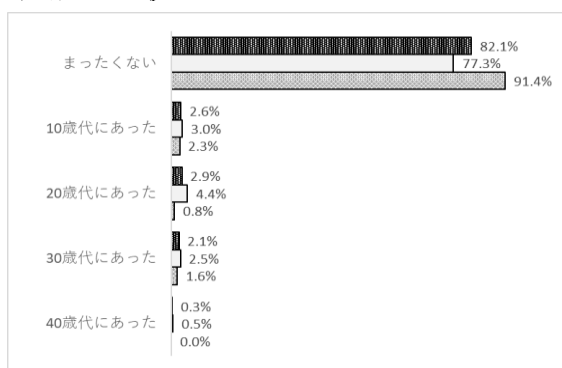
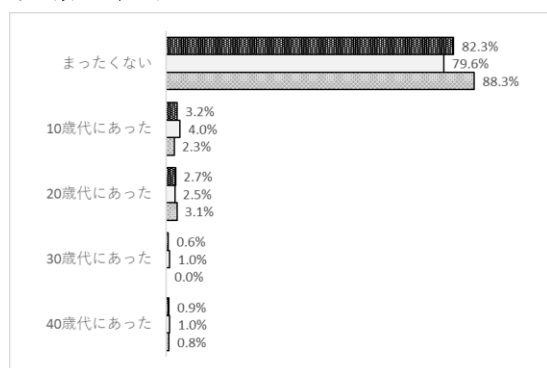
面会や交際の要求

つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき



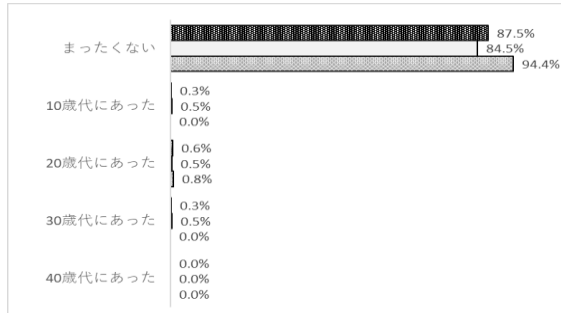
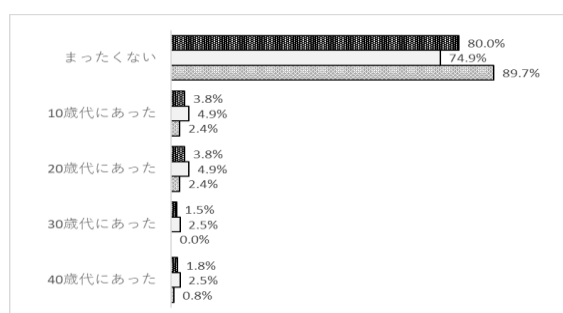
乱暴な言動

行動の監視

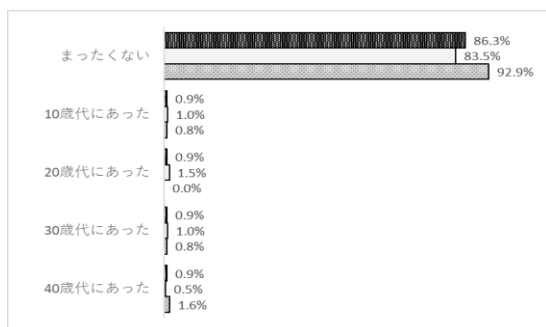


無言電話、連続した電話・メール・SNSを用いたメッセージやコメントの返信など

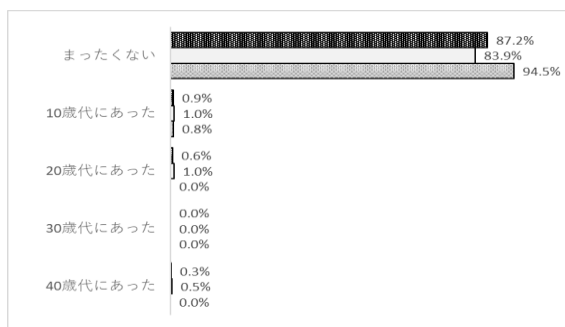
汚物の送付など嫌悪感を与える行為



名誉を傷つける行為

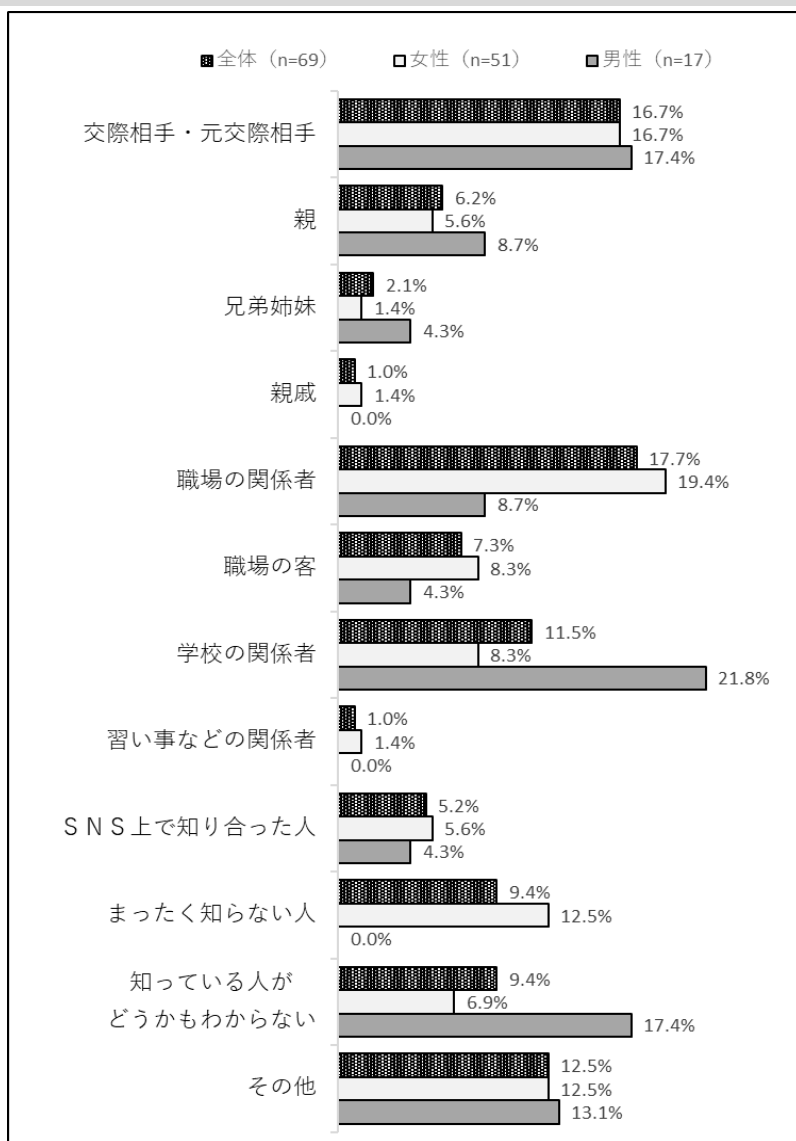


性的羞恥心の侵害



特定の相手からのつきまといの行為について、どの行為についても女性の被害が男性を上回りました。そのうち、「つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、うろつき」などの行為は、18.4%も「あった」と回答がありました。また、被害を受けた時期については、10歳代から20歳代に多くみられました。

その行為を受けた相手はどのような関係でしたか

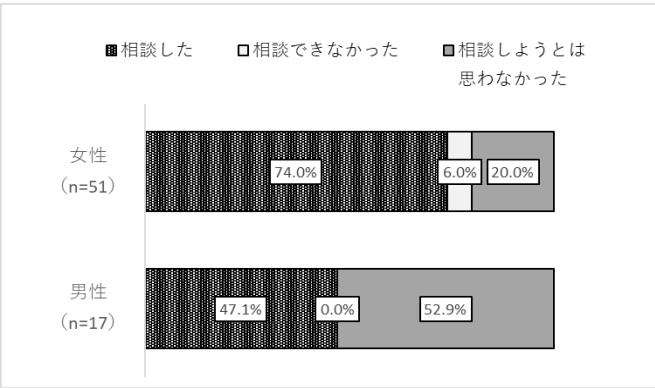


被害を受けた相手との関係については、女性は「職場の関係者」が19.4%と一番多く、次に「交際相手・元交際相手」16.7%、「全く知らない人」12.5%となりました。男性は、「学校の関係者」が21.8%と一番多く、次に「交際相手・元交際相手」と「知っている人かどうか分からない」が17.4%となりました。

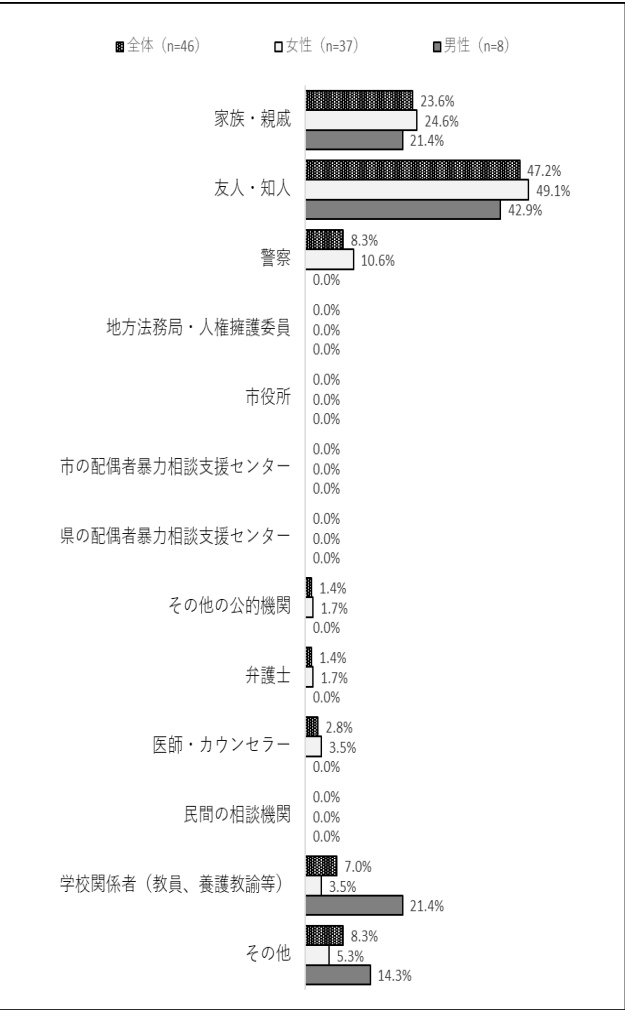
被害を受けた方のうち、誰かに「相談した」女性は74.0%で男性は47.1%でした。相談した相手は、男女ともに「友人・知人」が一番多く、次に「家族・親戚」となり、次に女性は、「警察」10.6%、男性は、「学校関係者」21.4%となりました。また、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」と答えた方は、女性が26.0%、男性が52.9%となり、その理由として、女性は、「相談するほどのことでないと思ったから」が20.0%で一番多く、次に「自分さえ我慢すればなんとかやっていけると思うから17.1%となりました。男性は「相談するほどのことでないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」が21.0%となりました。

【相談】

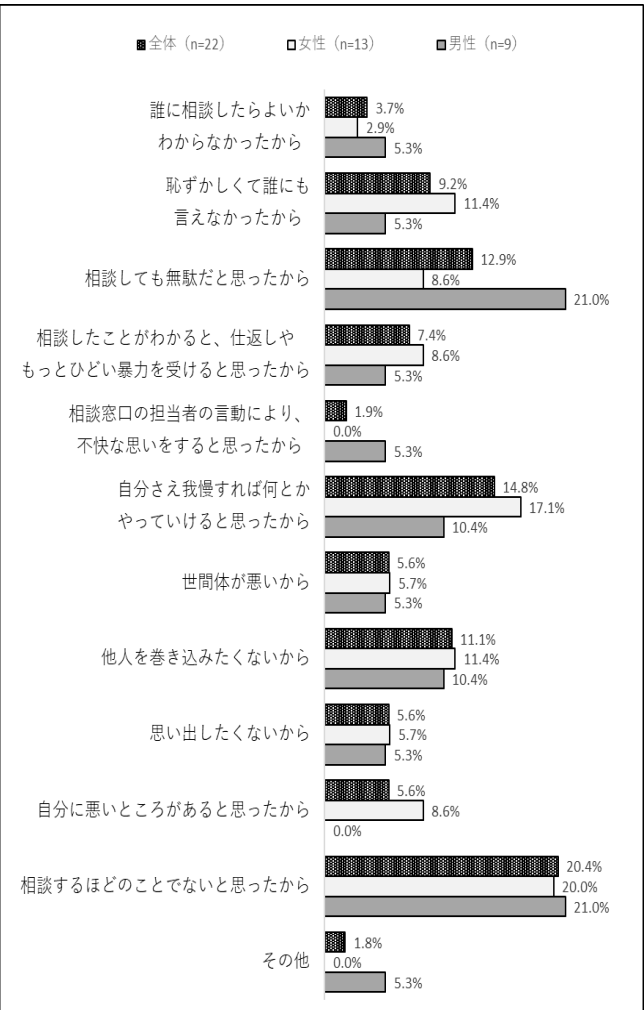
その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか



相談した人（場所）は誰ですか



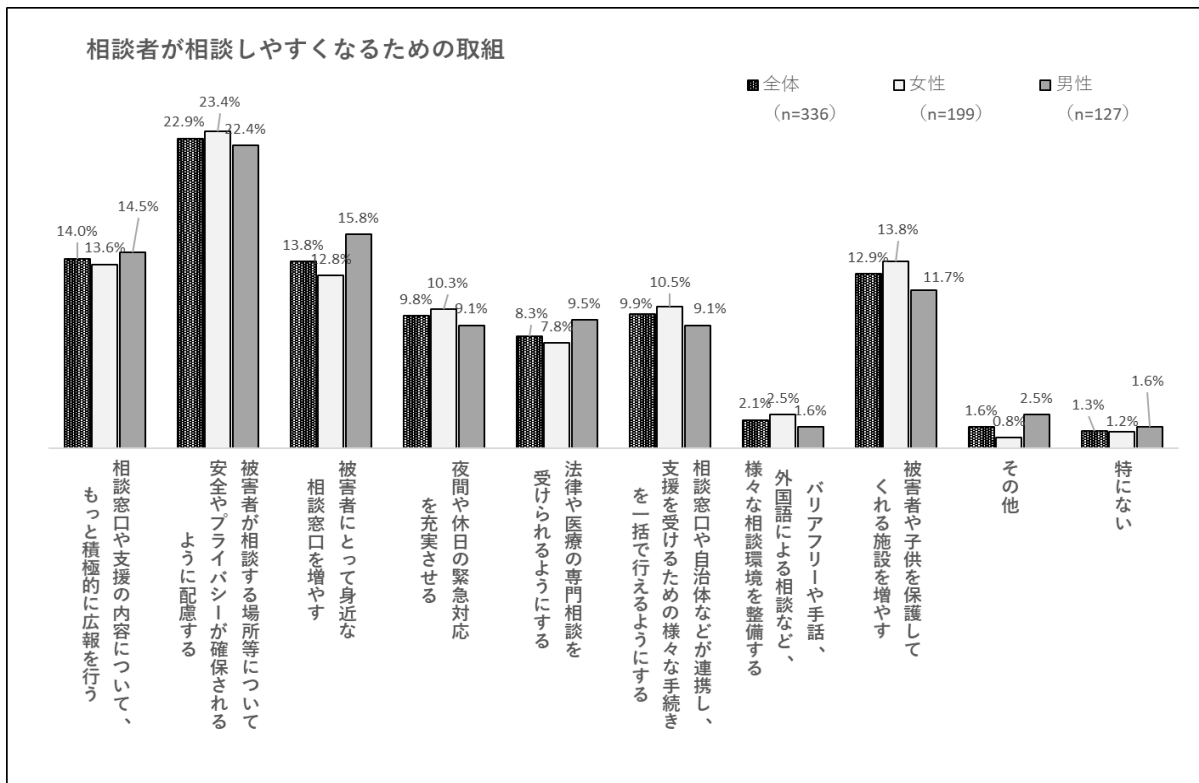
誰にも相談できなかった、または相談しようとは思わなかったのはなぜですか



配偶者等からの暴力の防止に向けた取り組み

【被害者の相談体制】

被害者が相談しやすいするためには、どのようなことが必要だと思いますか



《その他の意見》

1 とかぶるところがあるが、まずは知ってもらう機会を増やすというところが1番大切だと思う。

相手の話をちゃんと聞く（聞いている態度をちゃんと取る）

選ぶべき相手や、そもそもの結婚生活をどのようにすれば、健康で文化的な幸せを送れるかのセミナーや、その取り組みなどをすれば、よいのではと思います。

オンラインでの相談を充実させる。

先日、被害者支援団体のシェルターが足りないというニュースを見ました。

第三者が目撃して、気軽に疑いがある事を伝えられる相談窓口を充実させる。

小さなサインを見逃さない。人手不足を理由にしない。

特に公的機関は、受けられるだけのスキルを持った人がいない。

どれも必要だと思う

被害を受けた方の情報は相手に一切出さない。

離婚した後、自立できるような支援体制。職場斡旋や住まいの用意。相談しても、また暴力をふるう配偶者の元に戻るしかなければ相談できないと思うから。

被害者が相談しやすくするために、どのようなことが必要と思うかとたずねたところ、男女ともに

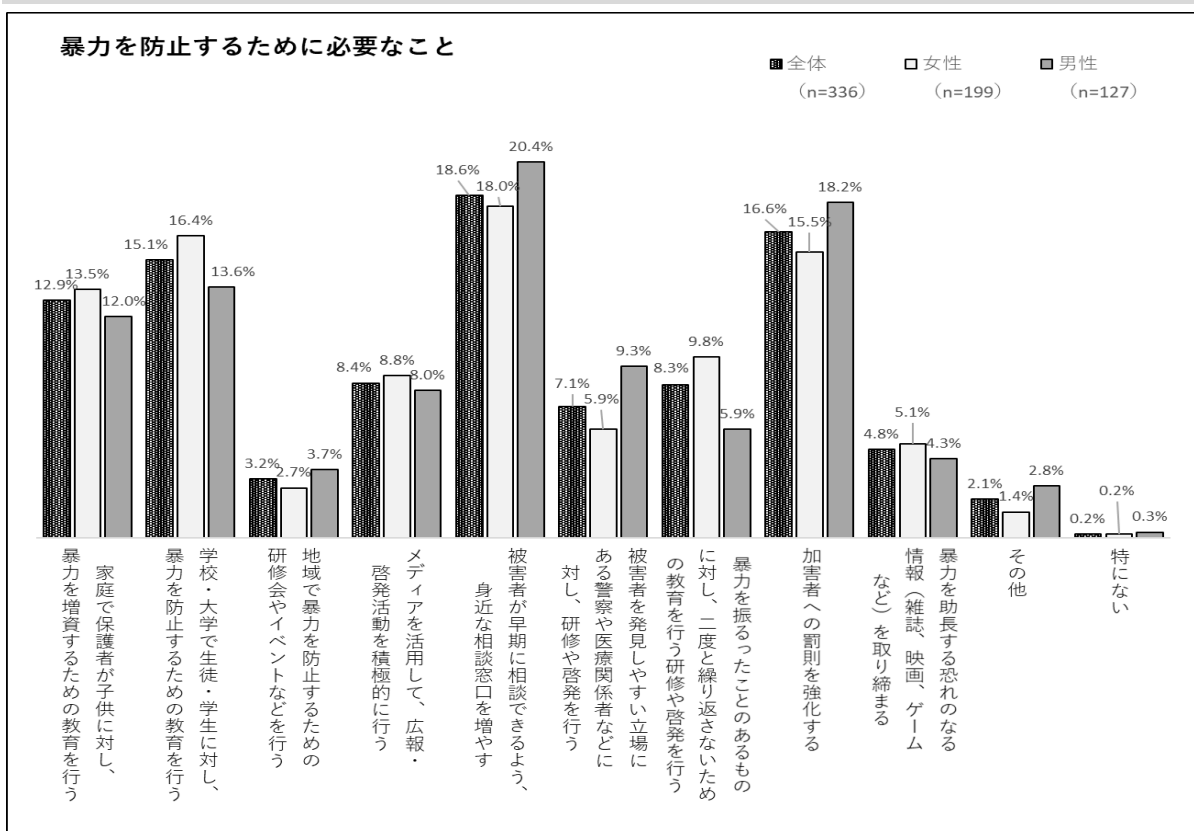
「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」が一番多く、

次に「相談窓口や支援の内容についてもっと積極的に広報を行う」「身近な相談窓口を増やす」

「被害者や子供を保護してくれ施設を増やす」が多くなりました。

【男女間の暴力の防止策】

男女間における暴力を防止するには、どのようなことが必要だと思いますか



《その他の意見》

4と重なるが、どういったことが暴力にあたるかを実例をあげてメディア等で周知する。

映画ゲームなどで発散できるよう過度な規制をしない。

核家族・共働き世帯が多いため、社会や男性の家事・育児への参加、大変さの理解がどの世代でも必要。交際をしない

子どもに対する教育はもちろん大切であるが、暴力を抑止するための罰則が子どもの行ないに対して少ないと感じている。いじめを行なっても罰がないから、やっても良いのだと思われる。体罰を肯定するつもりはないが、どこかで歯止めをきかせないと抑止は難しいと感じる。

しつても暴力も一緒にするから、子供が助長する。親が愛情を持って、しつけの段階で、おしり等をたたく事は必要だと思う。痛みを知らないから、相手に何をしたら痛いかがわからない人間がいる。

第三者機関に強制力を持たせること。

地域コミュニティの強化。コミュニティが密接であれば、周囲の目が気になり暴力行為ができないのでは電話だけではなく、LINEなどでも相談できるようにする。（問14でも言えること）

どこからどこまでが暴力であるかという認識をさせる教育を行う。

何がDVにあたるのかを知らない人が多い⇒法律の理解。

ニュースなど見ていると、暴力を受けて育った人間が加害者の場合が多く、経済的に厳しい家庭の親世代や育児や仕事のストレスをもつ親のケアをもっとした方が、子供に今から教育するより必要と感じる。カウンセリングを増やす？

乳幼児、妊娠中からの親教育と途中からも再構築できるスキルを持ったSW（子育て支援・児相）の必要性。

被害を受けた方の安全を確保する

暴力の定義の啓蒙

暴力を振るう原因は何だろう、お互いの理解では。

暴力をふるってしまうのは、1人1人の孤立が深まっているからだだと思います。となり近所や地域のつながり、見守りを大事にすべきなのだと思います。それが具体的に何かと言われると難しいですが、上記の選択肢はどれも有効なようで根本的な解決にはならないような気がします。

男女間の暴力の防止策についてたずねたところ、男女ともに「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」が一番多く、次いで「加害者への罰則強化」を望む声が多く、また、家庭での教育や学校での教育といった若年者への教育を望む声も多くありました。

【自由記述】

1	主人は他界していませんが、とても優しく子ぼんのうででしたが、ちょっと言わせてもらいますと、もうちょっと仕事の方を頑張ってもらいたかった事が心残りでした。でも今は、私一人ですが元気で毎日が過ぎます事にありがたく感謝でございます。ありがとうございます。（79才）
2	被害者から気安く連絡できる様もっとPRの必要あり。特に夜間の連絡もとれるよう準備して貰いたい。子供、若年者への緊急受入先も含め24時間態勢でお願いしたい。これらを充実できれば近所からの協力、助言も伝えやすいと思う。
3	原因は「我」だったり「利己主義」だったりで心が育ってないからだと思います。お互いに相手の気持ちや立場等、理解し一息入れて話し合う事が大切ではと思います。これから家庭をつくる若い方には、そのの所を意識して穏やかに子育てをしていかれる事を望んでいます。廻りの私達もあたたかく見守りたいです。暴力、戦争のない安心した生活を過せますように世界中の方々が願っていると思います。幸福は小さな家族からです・
4	警察や公的機関の権限をもっと強くする必要があります。
5	私の妹に対して母親が頭をたたいたり、大声でどなることがたまにあります。妹がいう事を聞かないのが悪いですが、子供を育てるという観点からみると手本にはしたくないと感じます。
6	ぼうりよくをふるう人は、ぼうりよくもコミュニケーションの一つと思っています。ぼうりよくをふるう人は、ぼうりよくで問題を解決してきた人なので、ぼうりよくをふるわずにはいられません。ぼうりよくを受けている人は、何も考えることはできない状況にあると思います。被害者は、いたい思いをしたくないとか、つらいおもいをしたくないと考え、相手のいうことに従うと思っています。結論：まど口とかつくっても被害者はこれない、わからないと思うので意味がありません。
7	自分は結婚したことが無く、被害経験もないが、転居先住所を誤ってDV夫に送付した等のニュースも散見し、実際そういったことが起きて、いわゆる役所はあまりあてにしないと思う。支援団体や知人等を頼ることになるだろう。また父が母に手を上げる人だったので、反面教師で絶対に結婚したくないので、今後もそのような機会は、ほおおとずれない。万が一、子供ができたなら責任をもって育てたいが、その為には暴力パートナー等こちらから願い下げである。
8	被害者で、「自分が悪いから」と思い込み相談しない人もいると思うので、メディアを通して「あなたは悪くない」「あなたを絶対に救います」というアピールをして、相談をしてみようというきっかけをあたえる。
9	現在、保育士として働いていて学生時代に暴力について学んだことはありますが、親の暴力を見て（もし家庭内暴力があった場合、）子は育ち、大人になったら子に手を出してしまったり、配偶者に手を出してしまったりと悪循環になってしまいます。何をしたら暴力になるのか、やられている側にとっては何をされたら暴力になるのか人によって感じ方も違い、暴力に対しての知識も異なるため、学校や大学などで繰り返し伝えていくことも大切であると感じます。配偶者に対してだけではなく、子どもに対しても「ついカッとなって叩いてしまった」という方もいると思うので暴力に対しての知識・情報を情報番組でも知らせていくと良いのかなとも。長々と失礼しました。
10	警察の民事介入は仕方ないが、110通報を受けた際に対応を引き継げる体制はどうなっているのでしょうか？役所では夜間、休日の即応は困難だろうし、傷害事件ではなくても急を要する様な状況での対処がどうなるのか、本アンケートを回答してみて思った事です。
11	本件に関する問題意識があまりなかったです。これは幸せなのでしょうか、それとも社会の現実に関して不勉強なことなのでしょうか。
12	親（父）が暴言や経済DV、モラハラタイプだった。「毒親」そういったこともアンケートをとった方が良い。私は正反対の性格の夫と幸せな結婚生活をおくれているが母は苦勞していたし、子ども時代の私も辛いことばかりだった。常に父は母にしつこくいんねんをつけていたし、酒が入るとますますしつこかった。ケンカもたえなかったし、家が安全な場所ではなく、傷ついた子供時代をおくっていたため、大人になっても心の傷がいえず生きづらさが残った。アダルトチルドレン、愛着傷害、機能不全家族などのジャンルを勉強し努力したことで負の連さを抜け出せたが、こういった情報がない人は、同じような人を配偶者に選びがちだし不幸を次の世代に繰り返しやすい。つまり被害者が負のループから抜け出せるような教育・カウンセリングが必要だと思う。
13	TV・ドラマでも相談している事がバレるのがおそろしいとしているので、絶対にモレないバレない大丈夫であるという事を徹底して守ってあげられるような安心できる窓口があると良いと思います。それは子供にも言える事だと思います。
14	暴力を防止するには、する側を止めるべき。暴力になってから相談を受けて対応するだけでなく、「暴力になりそう」と思った時から相談できるよう考えてほしい。（暴力の被害者、加害者ともに）暴力の加害者は、カウンセリング、勾留等を義務にする。（罪の意識を考えず持たせる）
15	日本の男尊女卑の思想は根深くはびこり、この男性社会を本当に変えなくては、女性は永遠に理不尽を受け入れなければならない。「男は女・子供を支配するものである」という大きな勘違いを多くの人がしている。妻や恋人に暴力をふるうのは、相手を従わせたいコントロールしたいと思っているからだ。その思いが「間違っている」ということがわかっていないからだ。誰のことも支配などできないのに、「支配することを望むのは当然」と思っているのは、そもそも社会が「男が女より上」というしくみになっているからだ。男の腕力は女・子供を支配するためではなく、守るためのものであると赤ん坊の時から教え込んでください。日本最低の国です。
16	自分が長年にわたって経験してきたのですが、親（特に両親二人ともの場合）からの暴力的な言動には子供では抗える範囲に限界があります。圧倒的な力の差（物理的にはもちろん、経済力や知力なども）によって、いとも簡単に殺され得る話です。殺害には至らずとも、十分な生活をさせてもらえなかったり、その後長年にわたって悩まされ続けるようなトラウマや心情になったり、世界を知らない未熟な状態では、どうすればいいのかも、なにが正しいのかも分からなくなります。子供時代は、その人のその後の基盤となっていくと思うので、家庭内暴力、特に児童へのそういった言動は、より発見・改善されやすくなるといいのかなと思います。とても難しいことだとは思いますが、救われるべき人がきつとあちこちにいると思うので、なにか良いかたちが見つかるといいなと願います。いつもありがとうございます。

17	このアンケート用紙が暴力を受けている家庭に送られたら答えられるか疑問です。
18	相互の理解が必要である。
19	特にない
20	ママ友の情報で、色々なところで大なり小なり暴力があることをきく。
21	娘の旦那がDVで子供2人かかえて離婚しました。DVは病気です。自力では治りません。治るものなら病院にでも、ずっと入れて治してほしいです。とにかくこわかったです。しつこくて話がつかない。本人が一番わかっているんだと思う。次から次と女ができるけど、思い通りにならないとDV、自分の親にまで手を出すのだから病気だと思う。
22	問題ありません、和合で取りくんでます。
23	差別（社会的・経済的・性別etc）による暴力を無くす方策を考えて下さい。
24	警察に通報されて助かった事があるので、周囲に住む人が気付いてあげるのも必要だと思います。その時はお互い隔離されて終わりましたが、教育を受けた方が良かったのかなと思いました。子供の頃に両親が、けんかでお母さんがひどい目にあっているのが辛かったので、私はやり返すようになったのかなと思います。辛い思いをする子供が減ってほしいです。
25	大人の場合、公的な機関はあまり親身にはなってくれないだろうと思い、相談しない気がします。でも子供にはどこか安心して話せる場所、信用出来る人がいるという事をもっと周知してあげてほしいと思います。暴力を受けている子供は、大人と話すのがとても怖いんです。なかなか言い出せません。大人なら逃げることも出来るかもしれませんが、子供は逆らう事をしたら生きていけません。子供へのDVのほう表に出て来にくいと思いますので、早く見つけて対応してくれる強制的な制度を作してほしいです。「配偶者からの暴力」の話とは違うかもしれませんが、根は同じだと思います。ぜひ困っている方を助けてあげて下さい。
26	私共は結婚して70年以上経ちましたが、今迄暴力は一度も受けた事はありません。口げんかは何度かありましたが、私が至らなかったと思います。年齢90才を越え、体力がすっかりなくなり入退院のくり返しで不安ですが、一応がんばるつもりです。
27	私達、昭和30年世代は専業主婦が多かったので女性の立場が弱かった。今は殆どの方が働いている時代で女性も自然に強くなったと思う。それでも、まだまだ男性優位ではないでしょうか。市でも男女共同参画を開いているが参加する人は決まった人だけで伝わっていない状態で、どうすれば良いか困ります。
28	配偶者等からの暴力は、主に弱い人達（女性）が多いと思います。このアンケート調査は、我々男性にとっては非常に答えにくい調査です。しかるに弱い立場の女性、つまりDVを受ける側（妻）から見ての回答になってしまったような気がします。今後とも何がDVで何がDVでないかを良く見きわめて、少しでもより良い社会を築いていきたい。
29	私は大学時代にDVについて学びました。DVは家庭内の見えずらい所で起こる（ことが多い）ので、なかなか完全になくすのは難しいと思います。まず加害者がDVと自覚できていなかったりするので、余計に更になくすのが難しくなっているのだと考えています。実際、周りから言われてはじめてDVと自覚することもありますよね。特に、精神的なDVは明確な基準を決めることが難しく、被害者であっても、第三者に言われてはじめてDVをされていると実感することもありますよね。なかなか難しい問題だと思いますが、応援しています。
30	過去に受けた暴力について、思い出したくありません。申し訳ないのですが、これ以上書く事ができません。
31	暴力をふるうようになってしまう原因のほとんどが、幼い頃育った「家庭環境」だと思います。親が暴力的な人だと「自分はこんな親になりたくない」と思いつつも、実際、親になった時に気づいたら子供に同じことをしてしまうようになっていたという人も多く聞きました。自分が親になった際は子供への接し方が、子供が大きくなった時の人格に影響することを意識して、子育てしていきたいと思います。
32	夫婦で意見が食い違ったり、けんかになると長時間会話もなく無視される。これは暴力なのだという認識が薄かった。確かに精神的に追い詰められていく。
33	配偶者等から暴力を受けている方々としては、行政ではなく弁護士等に相談するか、そもそも相談することすらできないことが多いと感じられる。蕨市は小さな市であり、市に相談することで人づたいにDVの相手に知られてしまうのではないかと等々の不安を抱いているのではないと思う。守秘義務のある弁護士等を活用した市の法律相談等の活用により、相談することへの敷居を低くすることが1つには考えられるのではないかと感じている。
34	中学生の頃、初めて付き合った彼に体を触られたり、性的な行為を強要されました。私も少しは興味を持っていましたが、現実とは違いました。中学生の知る知識なんてAVを見て知ったもので、色々な事を強要されました。コンドームなんてつけてもらえなかったし、妊娠しにくくなるからと言って、コーラを膣に入れられたり、顔に精液をかけられたり、学校の帰りに毎日のように外でSEXをされました。その時は、怒られたり、嫌われたりしないように、その時を我慢していました。今考えると、自分ではっきりと断る勇気があれば、良かったのかもしれない。けれど、若い頃はそんな事を言えませんでした。もっと、小さい頃から、みんなに分かりやすく、正しい性教育をしてもらいたいと思います。自分の娘には絶対に、こんな思いをしてほしくありません。今まで誰にも話すこともできませんでした。相手を想って、相手の体や心を大切にして、素敵な思春期を過ごしてほしいと思います。
35	明らかに暴力と思われる行為は、まわりも気付きやすいけど、経済的や性的な暴力は、まわりが気付きにくい。暴力を与えている方も、暴力であることに気付いていない可能性が高い気がする。加害者側に、どう伝えていくのか。男性だけとは限らないが、会社などでもDVに関する啓発などが、必要なかもしれない。若い人達には、学生の頃から伝える必要があると思います。
36	私は身体的な暴力は受けていないですが、大声でどなられたり精神的苦痛を感じるがあります。でも、それを理由に離婚するまでには、すごく時間がかかり、労力がかかります。支援センターなどに相談するのもハードルが高く、なかなか難しいと思います。

37	私は、聖書教育ボランティアをしています。そのボランティアグループでは、世界的に読まれている聖書に基づく機関紙も発行しています。様々なテーマが取り上げられていますが、その中にDV被害に関連する記事もあります。その記事でも、公的な機関に相談する事を勧めています。が、「被害者が他の人に相談するのは、かなり勇気が要る」とも書かれてありました。被害に遭われている方が、この無作為抽出の調査資料を受け取り、相談窓口やホットラインなどのサポート支援が受けられる事や、蕨市が支援するために動いている事を知るだけでも心強く感じると思います。世界的にみても、コロナ禍でDV被害が増えている中、蕨市がこの問題に取り組んでいる事は、とても素晴らしいと思います。「相談しないと計画は失敗し、助言者が多ければ達成される」という聖書の言葉があります。DV被害を自分1人で解決するのは簡単な事ではないので、支援して助けになってくれる機関を蕨市が整えてくださる事に感謝したく、筆をとりました。ありがとうございます。
38	言葉による暴力が気になりますが、性格的なもので直るとは思えません。心に突き刺さってくることがあります。しょうがないと思っています。完璧な人はいませんから。今更、別れるとか何とか面倒なことはしたくないし、エネルギーもかかるので、流れにまかせています。いい面もあるので、そちらをなるべく見るようにしています。気になること・・・声が大きすぎる。短気。子供への対応。
39	子育て支援関係や児相、配暴の職員は、よりスキルと意識の高い人を配置、育成していくことが必要。暴力はそだちの連鎖、それを断ち切る、又は軌道修正できるだけの専門性が必要。覚悟もなく、自分の仕事のやりがいだけをを感じる職員、関係者が一番危ない。
40	役所の人たちだけで対応、解決へ導くことに期待していない。制限、規制、周囲の目、イレギュラーなことはしない役所が、どのようなことができるのか。暴力を受けている人は、なかなか自分からすすんで手を挙げることは出来ないと思いますけど。あくまでも自分から相談に来てくれた人だけを対象にしている考えも納得いかない。そちらでキャッチしてあげられるような体制は構築できないのか。これまで対応してきた相談者の相談にくるまでの経緯については情報を持っているだろうに。そこから見い出した具体的な公的組織の対応として望ましい対応をアンケートしてほしい。又は、市内の全員にアンケートを出して下さい。一般市民の一般的な暴力に対する考え方のアンケートなんて、そちらの必要性が理解できず、私にとって、このアンケートに答えている時間は無駄でしかなかった。
41	元交際相手（元職場）は、初めは、ものすごく優しくかったが私個人のつき合いを妨害したり、異性と話すのを見ただけで暴力、暴言を受けた。その当時は、ストーカーという言葉すらなく、ひとりで悩んだ。このままでは、一生続くと思った。結局、別れるのに金銭を要求された。今でも思い出すことがあります。もっと防止する為に法の強化、厳しい取締りをしてほしい。
42	配偶者等からの暴力ではないですが、知り合いに子供を育児ほうき（ネグレスト）している母親がいます。まだ10才なので、親を必要とする年れいです。蕨に、そういったしせつなどがあるか分からないですが、あるならもっとアピールすべき。
43	旦那は、うちに帰ってこないです。児童手当ももらえなくて、国からの給付金ももらえてないです。子供達をならい事に行かせたいと言ったら、お金がないからむりして行かせるひつようがない。子供達の将来を大事にしたいのに、理解してもらえないです。児童手当は子供達に使いたい。特別給付金も子供達のやりたいことに使いたい。一人で子供達の面倒を見て仕事をして、日本に家族はいないし、さびしい気持ちでいっぱいです。どうしたらいいですか？助けてほしいです。
44	夫婦二人で長い年月を過ごしていますが、暴力は受けた事が無いので、あまり考えた事はありません。
45	このような紙ベースでのアンケートについて、その費用などに経費がかかる。インターネットを活用する等で費用をおさえることが出来る。検討してほしい。
46	夫婦間の問題だから、介入できない。法的にも強制介入できない等あると思うが、確証がなくとも客観的に少しでもおかしいと思えば、役所、警察、保健所等が強制介入して保護できる仕組みを作るべき。現状ではマンパワーが足りないと思うので、重要度、緊急度のバランスを見極めて不幸のない様、取り組んで頂きたい。暴力をふるう側にも背景や事情があり、人権もあるが弱者が不幸になるよりは強制的に距離を取らせるべきだと思う。
47	そもそも、暴力＝身体的なものと思っていたので、知識が増えました。男性にも送られていますか？市民全員が対象になると良いと思います。
48	精神的DVが続く中、その言動がモラルハラスメントととらえられてしまうと、本人には苦痛でも外部に相談しにくい状況になる。相談窓口はいろいろあるが、本人の窮状を訴えても身体暴力と違い、精神的DVは理解されにくい。言葉により精神的に追いこまれていく為、相談の中で悩みをうちあけても、流されて相談終了も多々ある。私自身も訴えたくも報復に怯え、なかなか言動にうつせず精神疾患になり、薬が手放せないで仕事継続。精神的DVのきっかけは、職場上司の執拗なストーカー行為から始まり、仕事を理由にされ優位性で行動されると部下は拒絶できない。職場内の相談窓口・ハラスメント規則があっても、加害者自身が関与していれば、そこにすら相談できず、かえって報復を助長すら避けられない。日々の苦しみを相談したいと思いつつも対面とかではなく、最初は電話での相談受付という対応があれば、とても有難い。（尚更、情報漏洩が怖いです。）人権擁護委員の方や弁護士相談等も電話相談から対面相談へと段階の形を作って頂きたいとお願いしつつ、個人情報の観点から秘密厳守は徹底頂くようお願い致します。
49	ストーカー被害の際、身の守り方の講習、護身術の紹介、カウンセラーの紹介、シェルターの拡大。
50	今回の調査依頼を受け、私自身のこととして振り返る機会となりました。今後も、皆仲良く健康に気をつけ過ごしたいと思います。提出が遅くなり申し訳ございません。
51	本当に困っている人には、市を越えて遠方での保護も必要だと思う。軽度ではなく重度の問題は、国での対応をしてあげるべきだと思う。

デートDVについての意識調査

結果報告書

令和3年3月

蕨 市

【調査の概要】

1、調査目的

若年層における交際相手からの暴力（以下「デートDV」という）に関する問題について、中学生の意識や実態等を把握することで、デートDV防止啓発やデートDV被害者への支援のあり方等の具体的な施策を検討し、「蕨市DV防止基本計画（第3次）」策定のための基礎資料とするために実施する。

2、調査の方法

- （１）調査対象：市内公立中学校３年生
- （２）調査方法：市内公立中学校に依頼し、HR等の時間を利用して実施
- （３）調査期間：令和２年７月～９月

3、調査項目

- （１）意識
- （２）相談
- （３）対策

4、回収結果

男性	188 人
女性	205 人
無回答	31 人
総 数	424 人

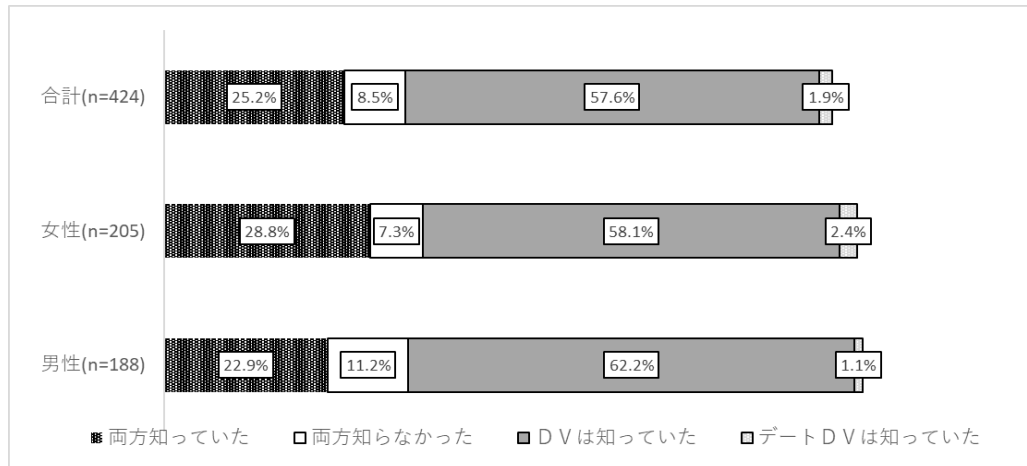
【調査結果の数値について】

- ・グラフ中の「n」の数値は回答者数を、小数点の数値は、その質問項目に該当する回答者の数を100.0%として計算した比率です。
- ・グラフ中の数値は、小数点以下第2位を四捨五入により端数処理をしているので、比率の合計は100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の質問は回答の合計が100.0%を超えることがあります。
- ・各設問において、性別など調査対象者の基本属性に関わる数値は、基本属性に「無回答」があるため、合計の数値と一致しません。

【1】意識

【「DV」や「デートDV」という言葉の認知度】

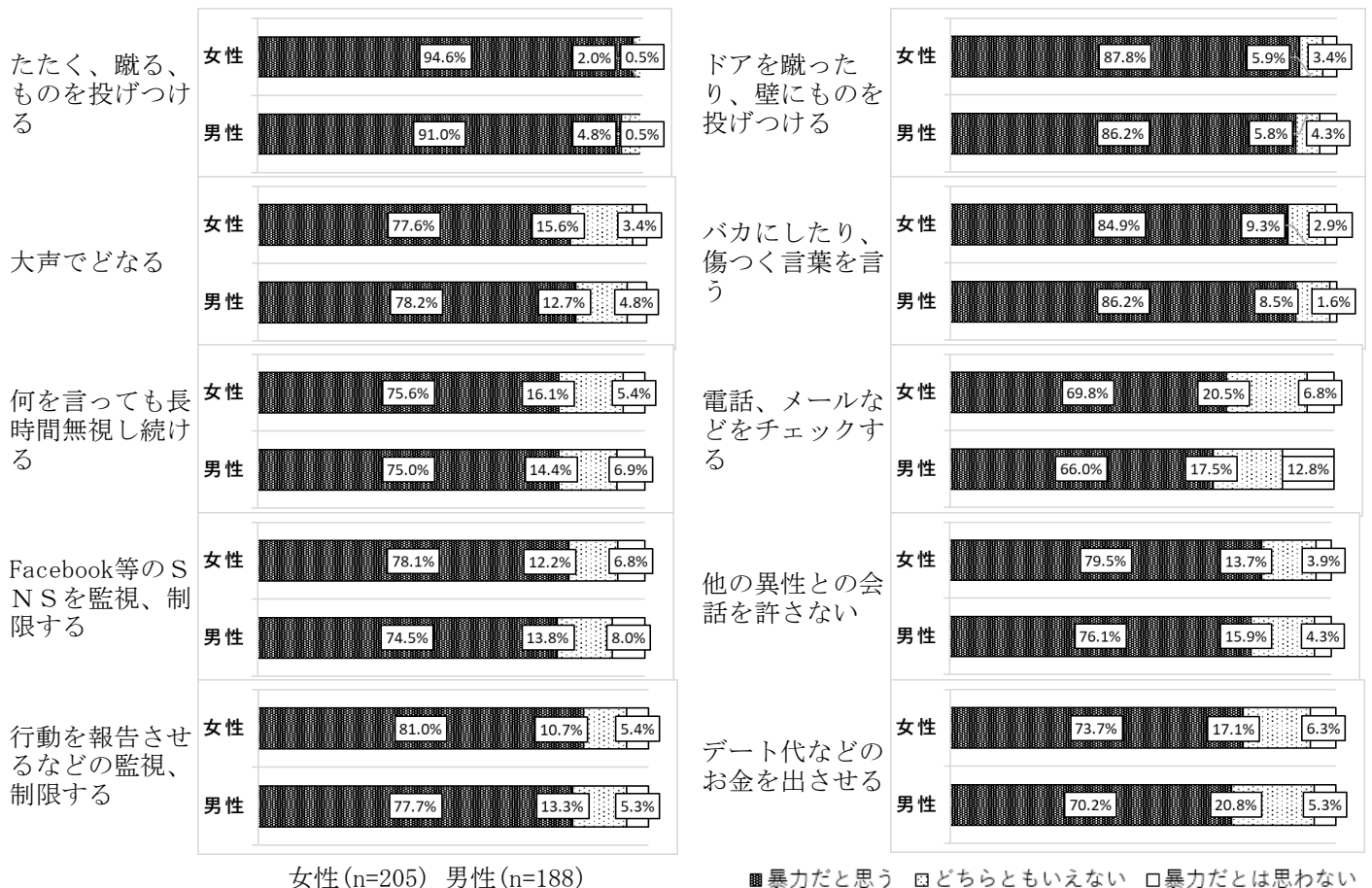
「DV」や「デートDV」という言葉を知っていましたか。



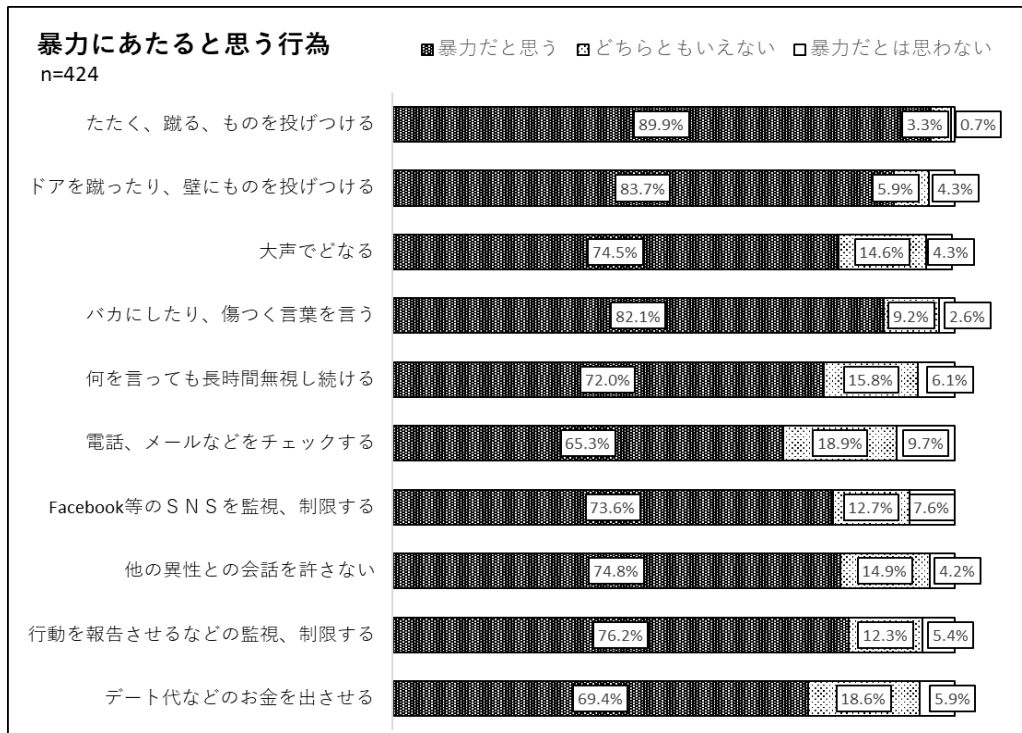
「DV」や「デートDV」という言葉を「両方知っていた」と答えた人は、全体で25.2%となりました。
「DV」という言葉の認知度は多く、「デートDV」という言葉の認知度が低いという結果になりました。

【暴力と認識される行為】

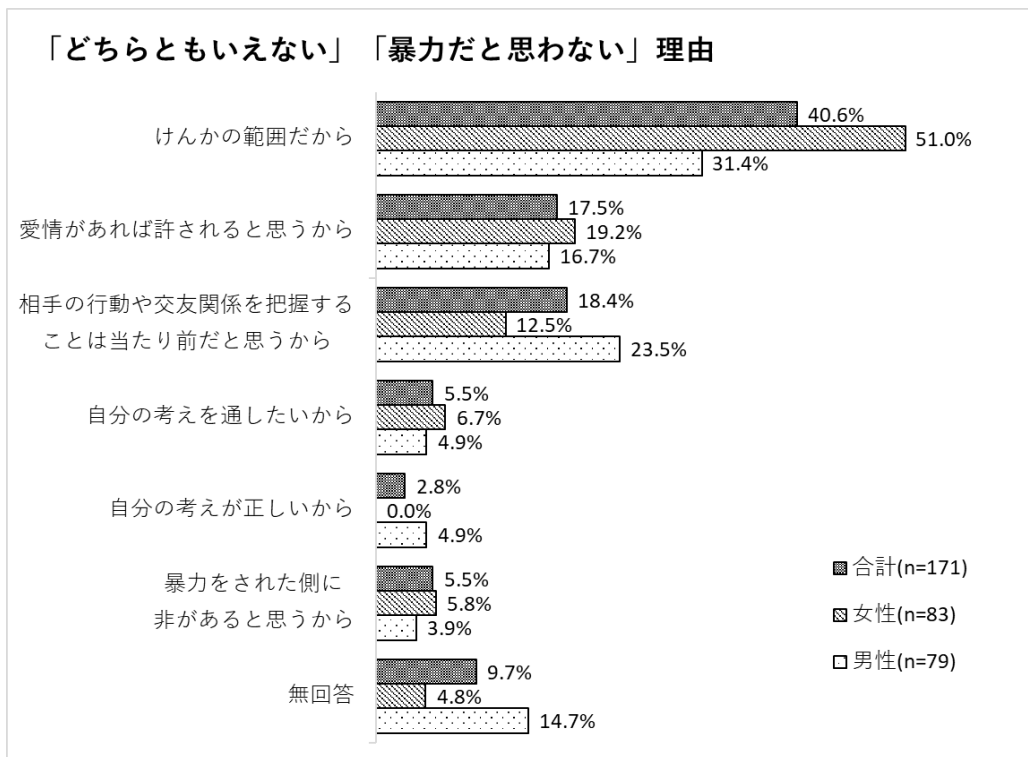
次のようなことが交際相手から行われた場合、それを暴力だと思えますか



暴力と認識される行為について、「たたく、蹴る、ものを投げつける」は、男女ともに9割以上が「暴力だと思う」と回答しているのに対して、「電話、メールなどをチェックする」は、「暴力だと思う」と回答したのは、7割以下となっています。



そのような行為が「どちらともいえない」「暴力だとは思わない」と思ったのはなぜですか



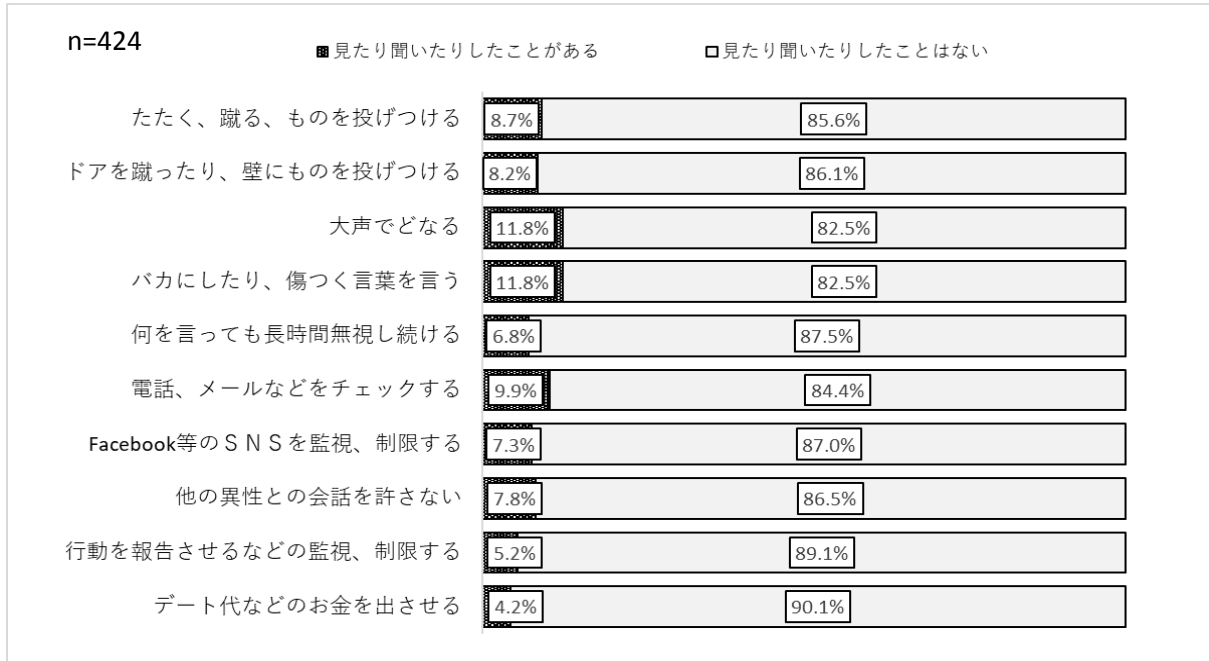
全体的にみると、「たたく、蹴る、ものを投げつける」以外の行為については、「どちらともいえない」「暴力だとおもわない」と答えた方が1割から3割となりました。

「どちらともいえない」「暴力だとは思わない」理由としては、男女ともに「けんかの範囲だから」が一番多く、次に、女性は、「相手の行動や交友関係を把握することは当たり前だと思うから」が多く、男性は、「愛情があれば許されると思うから」が多い結果になりました。

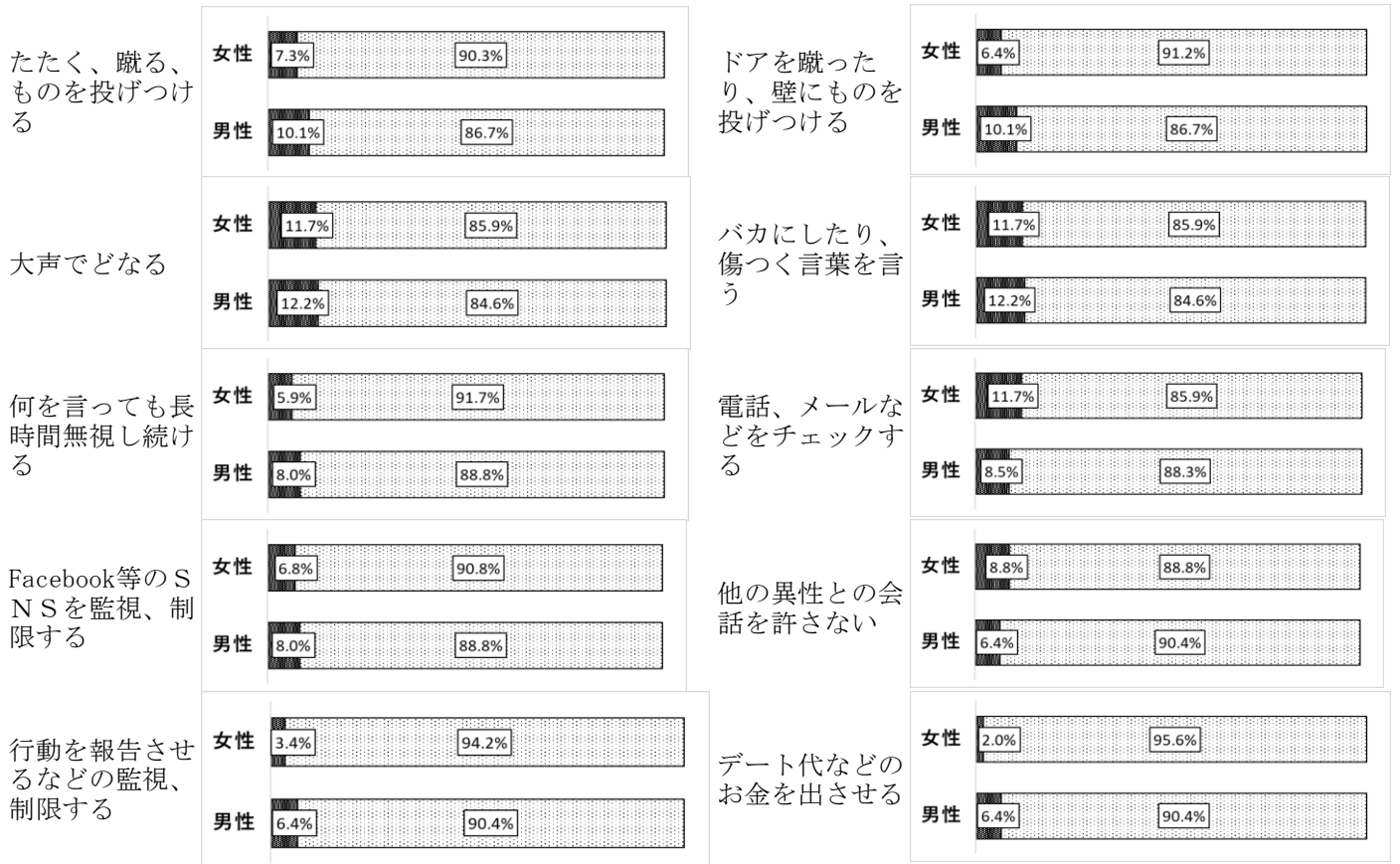
また、「暴力をされた側に非があると思うから」と回答した方も全体で5.5%となりました。

【周囲の状況】

あなたは、これまでに、自分の周りの交際している人の間で、次のような行為があったのをみたり聞いたりしたことはありますか



自分の周りで交際している人の間で見たり聞いたりしたことのある行為について、「大声で怒鳴る」「バかにしたり、傷つく言葉を使う」は、11.8%となり、「たたく、蹴る、ものを投げつける」「ドアを蹴ったり、壁にものを投げつける」などの身体的な暴力についても8%となりました。男女別に比較してみると、「たたく、蹴る、ものを投げつける」「ドアを蹴ったり、壁にものを投げつける」は、女性が約7%、男性が10%となり、「大声で怒鳴る」「バかにしたり、傷つく言葉を使う」は男女ともに約12%、「電話、メールなどをチェックする」は女性は11.7%、男性8.5%となりました。

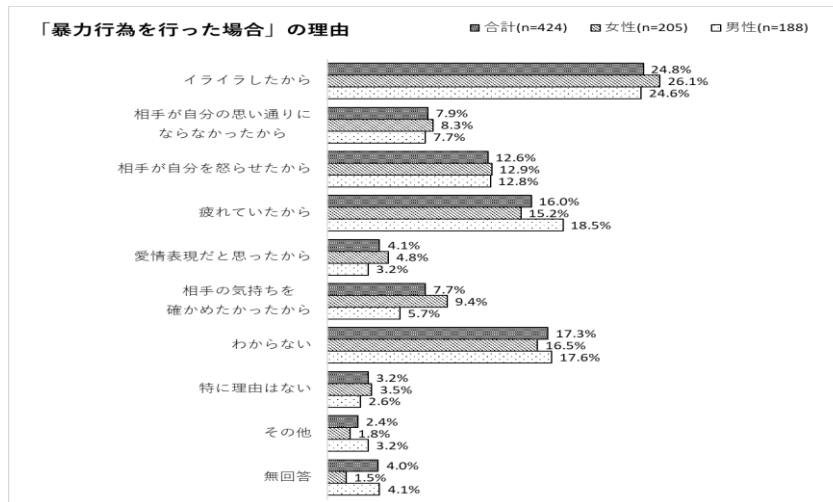


女性 (n=205) 男性 (n=188)

■ 見たり聞いたりしたことがある □ 見たり聞いたりしたことはない

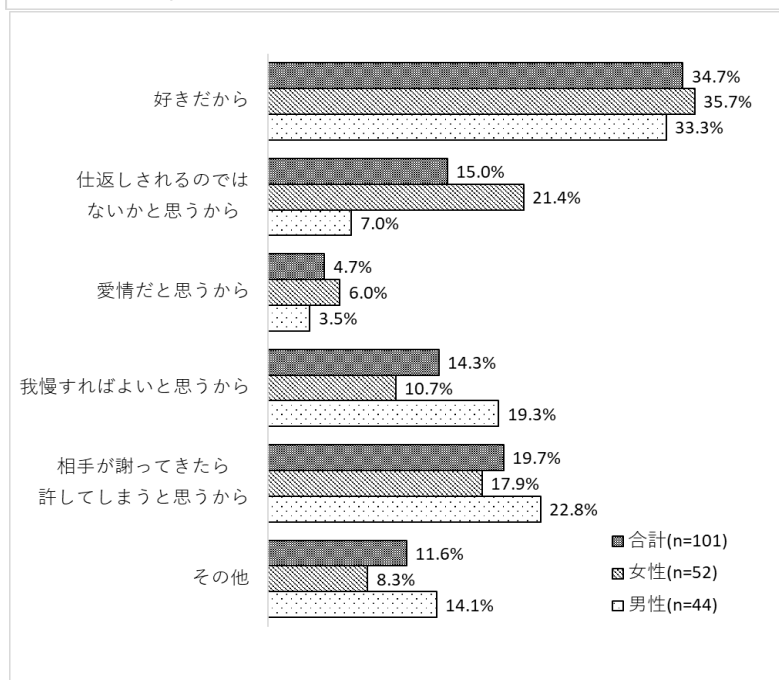
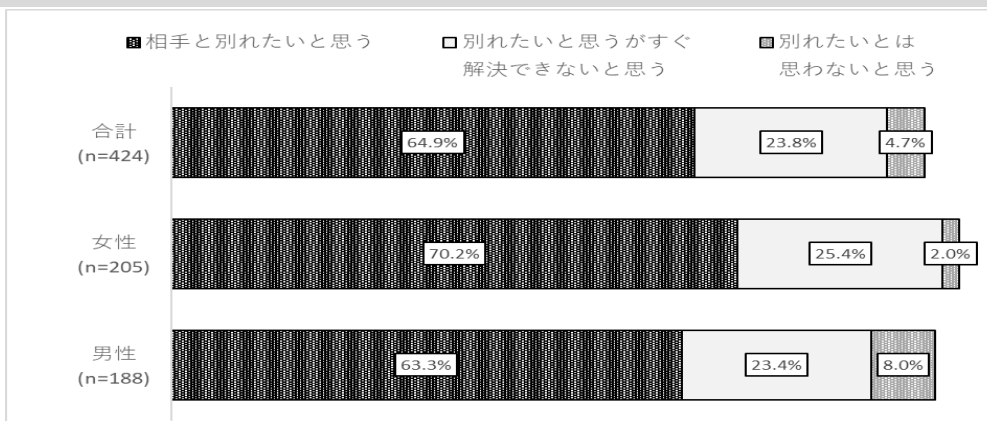
【自分の意識】

もし、あなたが、そのような行為を交際相手に行ってしまった場合、なぜそのような行為をしてしまったと思いますか。



交際相手に対して、行為を行ってしまった場合の理由について、全体で「イライラしたから」が24.8%で一番多く、次は「わからない」17.3%「疲れていたから」16.0%となりました。

もし、あなたが、そのような行為を受けた場合、交際相手についてどう思いますか
「別れたいと思うがすぐ決断できないと思う」理由は何ですか。

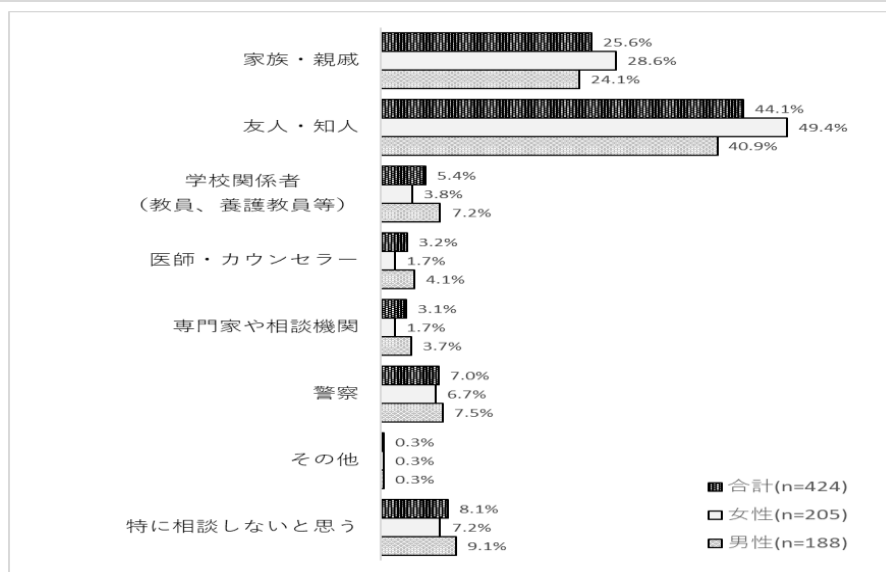


行為を受けた相手と「別れたいと思うがすぐに解決できないと思う」「別れたいとは思わないと思う」と回答した女性は、27.4%で男性は31.4%となりました。また、「別れたいと思うがすぐに解決できない」理由については、男女ともに「好きだから」が一番多く、次に、女性が「仕返しされるのではないかと思うから」21.4%で男性が「相手が謝ってきたら許してしまうと思うから」22.8%となりました。

【2】相談

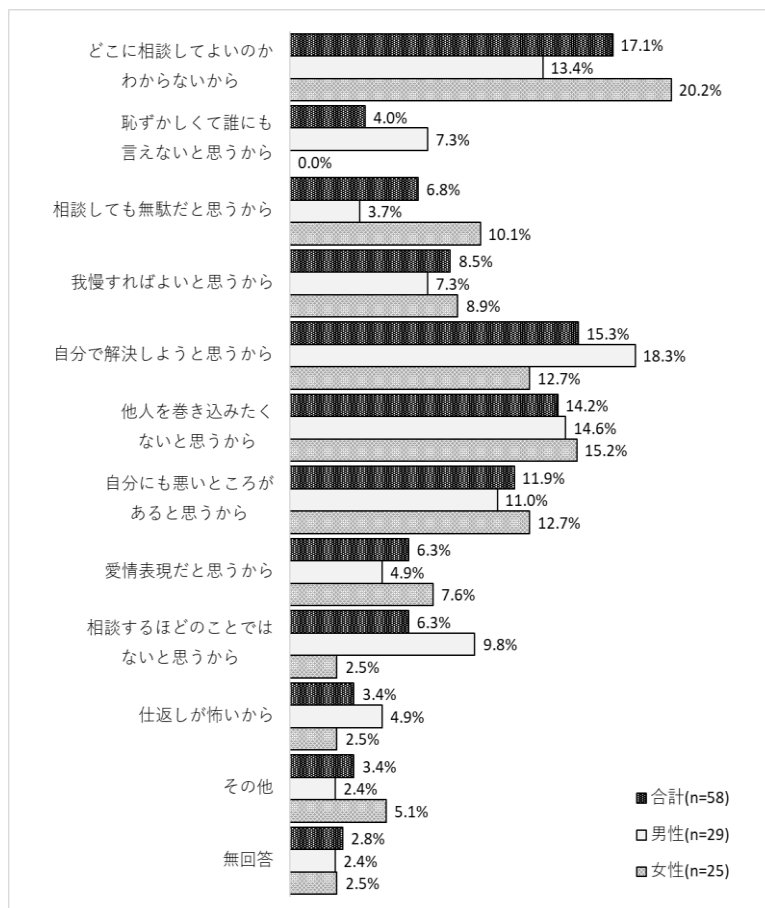
【相談先】

もしあなたが、そのような行為を受けた場合、誰かに相談したりすると思いますか。



行為を受けた場合の相談先として、「友人・知人」が一番多く、次に「家族・親戚」となりました。また、「特に相談しないと思う」という回答も全体で8.1%ありました。

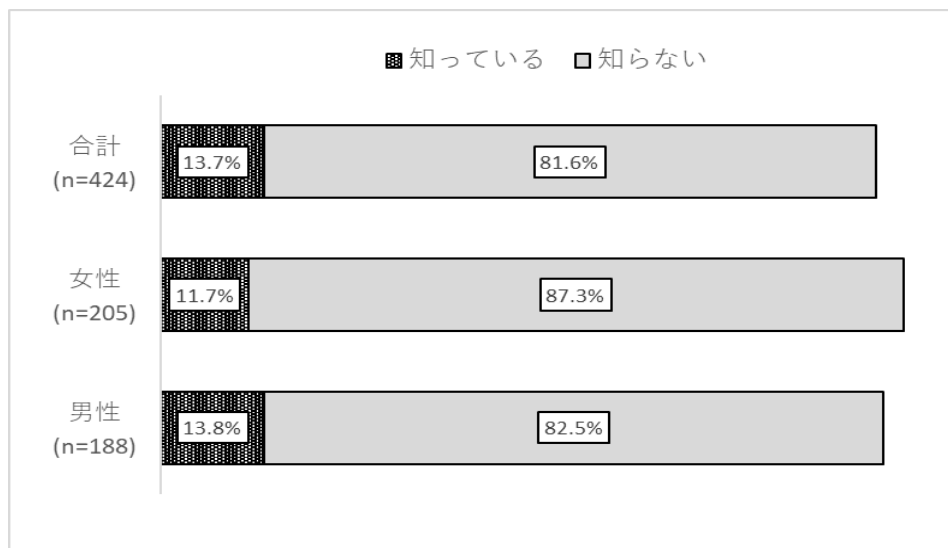
相談しないと思う理由はなんですか。



相談しないと思う理由として、女性は、「どこに相談してよいかわからないから」20.2%で一番多く、次に「他人を巻き込みたくないと思うから」15.2%「自分で解決しようと思うから」12.7%「自分にも悪いところがあると思うから」12.7%と回答したのに対し、男性は、「自分で解決しようと思うから」18.3%が一番多く、次に「他人を巻き込みたくないと思うから」14.6%「どこに相談してよいかわからないから」13.4%となりました。

【市役所の相談窓口の認知度】

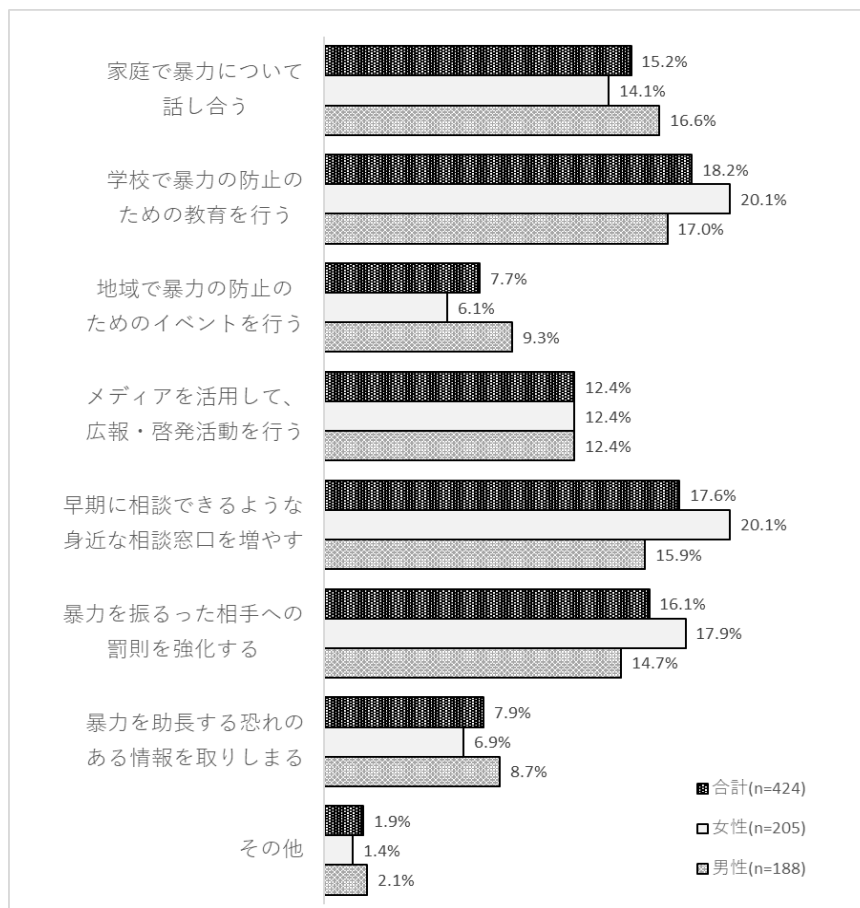
交際相手からの暴力について相談できる窓口が市役所にあることを知っていますか。



交際相手からの暴力について、相談できる窓口が市役所にあることを聞いたところ、「知らない」と回答した人は、女性が87.3%、男性82.5%となりました。

【3】対策

交際相手との暴力を防止するためにどのようなことが必要だと思いますか。



交際相手との暴力を防止するために必要なことについて聞いたところ、女性は、「学校で暴力の防止のための教育を行う」「早期に相談できるような身近な相談窓口を増やす」が一番多く、次に「暴力を振るった相手への厳罰を強化する」と回答し、男性は「学校で暴力の防止のための教育を行う」が一番多く、次に「家庭で暴力について話し合う」という回答になりました。

【自由記述】

1	交際関係でもDVがあることを初めて知った
2	なんでこんな問題を中学生にだすんですか？
3	はじめて聞いた言葉だったが恐ろしいことがわかった
4	相手と交際する場合は、その人は大丈夫かしっかりと見極めたいと思いました
5	付き合いをする中で、浮気のようなこともダメ、DVのようなこともダメとなっているが、それは、その2人が決めることで周りの人々が何を言っても無駄だと思う。
6	私だったら暴力を振る人とは交際しません。自分勝手すぎる人は誰からも愛されないとします。好きでもDVを受けたらアウトだと考えているのですぐに別れます。
7	自分はしないようにしようと思いました
8	デートDVなどは、別れる決断ができない人が被害者になっているので、相談できる人や相談窓口などがあれば減ると思う。
9	今の年で、付き合い合っている人達はいと思うけれど、中学生ではまだデートDVをする人はいないと思うから、高校生以上へアンケートをした方がいいと思います。
10	私はこのようなことが起きたり起こしたりしたことがないのでまだわかりませんが私はこのようなことをしないように絶対気を付けたいです。
11	デートDVという言葉は初めて聞いて、今までこのような経験がないのですが、もし何かあったら他人に相談できるようにしたいと思いました。
12	相手がDVしてきた場合、すぐに別れた方がいいと思いました。たとえ、好きだとしてもダメだなと思いました。
13	一度も聞いたことがなかったので、それがあるとは知らなかった。
14	なぜ好きな人に暴力をふるうのかがまったく理解できない。
15	DVがなくなれば、みんな幸せになることがせきるし、平和になるとしました。
16	どういう人間かを知ったうえで付き合えばこんなことはないと思う。
17	とてもいけないことだと思います
18	こわい
19	こわいと思った
20	初めて知ったことが多かったのもっと知っていく必要があると思った。そういうことを知らせていく場が増えていくともっと良いと思った
21	今後大人になるうえで、必要な知識だと思いました。
22	もっと相手のことを考えることが必要だと思いました
23	自分の勝手なおもいで暴力をすることは絶対ダメだと思いました
24	好き人と付き合ってもトラブル関係が大変だなと思った
25	何気ないことでもDVになってしまうのだと分かった
26	私の周りで実際にということがなかったので、分からないこともあったけど、あった時のことを考えたり、アンケートに書いてることが本当にあるんだと考えると、愛があってもダメなことはダメだと改めて思いました。
27	仮にデートDVを受けた時の対処法はどうすれば良いのか？
28	デートDVという単語は知っていたけど意味や内容は知らなかったから勉強になった
29	自分と交際相手と会わないと思ったら暴力を振るわずにすぐに別れたらいいと思うし、別れたいと思ったら、相手にそれをしっかり伝えなければ長い時間苦しんでしまうかもしれないので、まずは周りの友人などに相談するのが大事だと思う。
30	デートDVについて初めて知った
31	DVをする人はだいたい雰囲気かわかると思うので、関わらない方がよい
32	なんで付き合い合っているのに暴力をふるうのだらうと思いました
33	けんか程度だと思っていたことがデートDVになることもありえるのだなと思った
34	難しい
35	分からないことが多かったですが、ためになればよいと思います。
36	デートDVをうけたらすぐに別れたい
37	ひたすらに怖い。でも周りでされている人は見てないので大丈夫そうです。
38	女性に暴力などする男性は人間でないと僕は思います
39	暴力、いじめ、悪口を言った時に先生にすぐに報告をすること、止めた方がいいと思います。そんなことをすると私も不安で相手がかわいそうなのでやめた方がいいと思いました。ぜったいにそんなことはやめる、とめるが大切です。小学校の時に小3のときにいじめられたときがあるけれどあの時友人がいたので、止めることができました。
40	自分がもしデートDVをされたら、周りの人にしっかりとSOSを伝えたいと思った。自分が嫌と思うことは相手にもしっかりと伝えていきたいと思った。
41	DVがなくなるために小・中・高の時からしっかり教育するべき
42	男女の交際は中学校においては非現実的であり、中学生に対しこのアンケートを行うのはあまり効果がないのではないかと感じた

43	やった側の都合で交際相手に暴力を振るうくらいなら、最初から付き合うなと思った。相手のことも考えてほしい。
44	まだあまり広まっていないことだけれど深刻なことだと思うので自分から気を付けたいと思います。
45	デートをした時がないのでよくわからない
46	デートDVという言葉を知れてよかったです
47	コロナウイルスの拡大によって外出自粛の期間があったため、DV被害が増えているというニュースを見ました。外出自粛は仕方のないことではありましたが、その裏でどのようなことが起きているのかを多くの人を知る必要があると思います。未成年がDVを受けた時に、親や学校以外の相談の場がたくさんあるといいと思います。ネットなどを活用して、DVの被害を減らしていけたらと思います。
48	一度されたら今後も怖いし、どうすれば分からなくなるら、エスカレートする前に、私には手を出せないんだぞと思わせるようにする。
49	デートDVがあまりわからないのですがDVにはかわりないのでやめた方がいいと思います。
50	してはいけない行為だということを自覚して生きていきたいです。
51	知れてよかった。
52	危険だと思う。
53	デートDVは知らなかったが、この調査によって恐ろしいものであるが、相談できるところがあるということが良くわかりました。自分はしないようにするがもし、受けた場合には、友人知人や家族などに相談などをするのが大切であると分かりました。
54	近年DVが多発しているそうなので自分も気をつけたいと思ったし、周りにDVをしている人やDVにあっている人がいたら、止めたり助けてあげられるようにになりたい。
55	そのようなことがあったら、実際にすぐには誰にも相談できないと思うので、気軽に、 でいうう 状況でも相談できるところがあったらいいと思います。
56	相手の体を傷つけるのはいけないと思います。
57	彼女と付き合ってる、彼氏と付き合ってるなら、その人を守ろう、大事にしようとする気持ちが大切だと思います。何かイライラしたりしてるんだったら、人にあたらず、ものにあたらずに相談した方がいいと思います。
58	私も「デートDV」という言葉をネットやニュースで耳にしたことがあったので、このようなアンケートを行ってくれて、怖さが少しなくなりました。もし自分が、、、.と思ったことがあったので、調査を行ってもらってとてもありがたいです^^
59	自分が楽しい方を選ぶ
60	デートDVについて深く考えたことはなかったが、改めて、アンケートを通して深く考えるようになった。
61	DVは受ける人の考え方によってどこまでが許される範囲かが人それぞれだと思った。だから相談するのがエスカレートしてからになってしまうのかなと思いました。
62	市役所に相談窓口があることを知らなかったので、知れてよかった。自分がしてしまわないように、されないように、気をつけたい。
63	自分の好きな人にするのは、本当に意味が分からない。
64	実際に経験したことがないのでよくわからなかったが、考えさせられるきっかけになった。知らないことがないように一度調べてみたい。
65	身近なことでないので難しいと感じた
66	デートDVというものがあるということを知らなかった。自分もそういうことがないようにしていきたい。
67	DVという言葉がなくなればと思いました。
68	DVについては学校で教わったので知っていましたが、デートDVについては、初めて知りました。デートDVがあるというのは理解するのは僕には少し難しいと思います。また、DVといっても具体的にどのような行いが当てはまるか少しわからない部分もありましたので、確認できるものが欲しいです。
69	できればやめてほしいし、なぜそんなことをするのかわからない。
70	相手に依存されたり依存しすぎないようにするのが大事だと思いました。怖いので被害にあいたくないです。
71	行ったことも受けたこともないのでよくわかりませんが、私が友達に相談するように友達から相談を受け入れて考えていける人間になりたいと思います。
72	デートDVをされたなどの話は一度も聞いたことがなかったので大きな問題になりつつあるのかなと思います。人は見かけによらないのでそうならず、そうさせないよう自分も努力し意識して相手はしっかり選びたいです。
73	暴力や無視は、よっぽどのことがない限りやってはいけないと思う。
74	市役所などに相談窓口があることを初めて知れてよかったと思います。
75	若い人たちだから、なおさらイラついたりするんだと思う。付き合うことに関してのマナーやルールを知らない人が多いのではないかなと思う。
76	このアンケートでデートDVがあるということを初めて知ったので誰かがデートDVを受けている所を見かけたり、自分が交際してデートDVを受けたらできるだけ早く相談したいと思います。
77	DVをする人は痛いつてことを知らないで育ってきたのかなと思います。だから、DVした人やしてる人には、同じことをしてあげればいいと思います。
78	デートDVについて知らなかったので、知れてよかったです。
79	絶対ダメですね
80	DVは立場が相手より弱い場合、抜け出すことが難しくなると思うので、もう少し罰則を強化したり相談しやすくなるといいんじゃないかと思います。

81	もしやられたら知人に相談し、別れるのが一番だと思い、それがきついなら警察に相談し別れさせられると言われるのを待つのがいいと思った。
82	束縛
83	最低だと思うし、束縛をしていると思った。
84	よく分からない
85	2人の中でルールを決めて互いが納得しているのであればいいと思います。
86	よく分かりませんでした
87	愛情は深いなあ～と思いました
88	自分ではDVはしていないと思っていても、まっているときや疲れているときなどは注意するようにする。
89	デートDVはいけないことだと思う
90	やめた方が良かったと思った
91	こわい
92	DVはよくない
93	人との間に関わりにくさ色々な問題や改善点があることを知りました。
94	いつ、自分やまわりの友達がデートDVなどになやまされても、おかしくないという状況を知って、怖くなりました。
95	デートDVを初めて知りました。DVという言葉も知ってはいましたが、全然身近には感じていなかったのこのようなアンケートが行われて驚きました。暴力についても自分は関係がないと思っていますが、こうした事例が発生しているというのは、自分とは関係がある自分がしてしまうかもしれないことを改めて感じました。このようなことをしたらいけないということや、見たり聞いたりしたら相談できる場所（特に市役所の窓口）にあることを知れてよかったです。
96	デートDVについて相談できる窓口があることはもっと呼び掛けてよいと思う！！
97	怖いなって思う
98	暴力を振るう人の考えがわからない。
99	自分が思うことと相手の思うことは違うと思いますが、手を出されたりした場合は対策をとることが大切だと思います。
100	気持ち悪い不快な気分になる
101	あまりそのような場面に合わない、合っていないのであまりよくわからない。
102	DVなどはとても恐ろしく怖く思いました。いくら疲れたりしても暴力は絶対ダメだと思います。
103	実際にあったら怖いと思います。人によっては話しだせない人もいると思うので、そういうのにあっている人がいたら、なるべく力になりたいと思いました。
104	「デートDV」というものが相談窓口ができるほど問題になってきているんだと驚いた。
105	暴力を振るうやつに人を愛することはできないと思う。人を愛するということは、その人の幸せを願うことだ。暴力を振るう行為は、愛している人にとっていいものではない。だからあなたにも今一度考えて大事にしてやんなさい。
106	暴力するなら付き合う必要はないと思う。
107	DVする人は付き合っている時ではなく結婚してから本性を出すらしいので気をつける。
108	暴力がなくなるといい
109	良くないと思う
110	デートすらもしたことがないので上手く判断できない
111	男性→女性だけでないことを知っていますが、女性を大切にできない男性は消えてほしいです。
112	「愛がある」などと言って相手のDVを無視してしまう人がいる。もしDVの疑いがある場合はすぐに相談！遅くなると最悪の危険もある。
113	DVは行った人も罰せられ受けた人も心に大きな傷を与えるのでやらない方がいいと思う。
114	デートDVはだめだと思います
115	付き合うということを重く考えた方がいいと思う
116	日常であり得ることだから怖いと思った
117	相談の窓口みたいなのがあるのも知らなかったの、色々知っていけばいいなと思います。
118	気をつけたい
119	難しい
120	デートDVがなくなればいいと思います。
121	キモイと思いました。
122	調査自体必要ないと思う
123	そんなことをする人はこの世にいない
124	DVはだめ！！
125	こわい
126	知らなかった

127	デートDVやDVを受けた人を見たことも聞いたこともないけれど、今回のアンケートを通して深く考えさせられました。
128	このようなことは初めて知りました。自分からはしないようにします。
129	自分はまだそういう経験がないので分かんないのですが、やはり、そのようなことが起こった時のためにばつが必要だと思います。
130	人に暴力をするのはいけない事だし、関係ない人にあたるのはいけないのでよくないと思う。もしあったらすぐに相談するべき
131	実際に体験したことはないけれど、もしあったら嫌だなと思います。
132	デートDVは定義や範囲がわからず、実体験を聞いたことがない分あまり想像ができない。また、けんかの延長戦でもあるからデートDVを受けた時に自分がDVされているとは思わない気もするので怖い
133	デートDVについて初めて知ることができたので良かったです。
134	自分のストレスを相手にぶつけるゆがんだ愛情はいらないなと思いました。ですが実際にニュースでよく見かけるのでもしかしたら身近にあるものなのかとは思いました。
135	テレビで相談していたのに警察が動かず殺されてしまうのはなぜですか？ちゃんと向き合っているのですか？
136	デートDVというものがあることを知れて良かったです。
137	ネットやSNSの制限や監視、行動の報告、メール等のチェックについては、お互いが許していればよいと思う。相手を馬鹿にしたりする言葉などは、お互いの信頼があって、傷つかない程度に度が過ぎなければよいと思う。しかし、直接暴力したり、前もって嫌だといったことをまたやったりする場合にはデートDVになると思う。
138	中高生は大人と比べるとまだ考え方が未熟な部分があったり、他人にかけられた言葉に深く傷ついてしまう時期なので、付き合っているからって、勢いのまま自分の感情を外に出さないようにコントロールする力が必要だと思いました。
139	デートDVは人が傷つきやすいと思いました。DVをしそうな方は一端落ち着いた方が相手も楽になると思う。
140	デートDVは基準が少し難しいし、殴るなどの暴力はダメと思うが、お金とかに関しては周りが決められるものではないと思います。でも、仕手が嫌なんだったら、早めに話し合うことが必要だと思います。人それぞれ愛情の表現の仕方が違うから互いを理解することが大切だと思います。
141	地域全体でトラブルなく穏やかに過ごす雰囲気づくりの必要性が高いと感じた
142	家族以外から受ける暴力はその先の生活にも影響するかもしれないので怖いと思った
143	身近に起こっていきそうなことでも暴力になるんだと気づいた
144	もう少し授業であつかってみるべきだと思った
145	付き合っている人がどんな時に暴力を振るっているかなどその場になってみないと分からないけれど、これにき対策などを立てたらよいと思いました。
146	今後少しでもDVが減るといいなと思った。
147	第三者からの告発で警察などが動いてくれたらいいと思う
148	私は知らなかったけど、初めて知って怖いと思いました
149	愛と依存の境界線を守ることが大切だと思う。
150	デートDVがあるなんて知らなかった
151	デートDVがなくなってほしい
152	DVする人とされてる人がいて、される人も喜んでしまっ（これで愛されていると思っているからドMな人）いたらそのままじゃなくて、気づいた周りの人が相談した方がよいと思う。DVは絶対ダメ!!
153	DVはこわいと思った
154	暴力は体に傷を負わなければ暴力じゃない
155	DVは身近に起こるものだと思うから学校などで生徒に教育させるのが一番良いと思う

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(最終改正：令和元年法律第四十六号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、

法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する

婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見

したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近を

はいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゅう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意

がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に

対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている

保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあ

るのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中

「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、

第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十條まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の施策に関する基本的な方針(概要)

平成 25 年 12 月 26 日

内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第 1 号
(令和 2 年 3 月 23 日 最終改正)

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成 16 年 5 月、平成 19 年 7 月、平成 26 年 1 月の法改正を経て、令和元年 6 月、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、被害者の保護に当たり、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所を明記する等の改正が行われた。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画
基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体に

おける支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが対等な関係性において、必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑法法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、

被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設等への紹介等の援助を行うなど、被害者の保護、救済に努める。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あつせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心

身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求又は申出については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等

の賃借が困難

となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民基本台帳への記録がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民基本台帳への記録がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等

の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応
ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

(5) 連携協力の実効性の向上

配偶者からの暴力対応と児童虐待対応の関係機関の連携協力については、研修の拡充等により、配偶者からの暴力及び児童虐待の特性並びに連携の在り方等に係る理解促進を図り、その実効性を向上させることが必要である。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮する。速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

蕨市男女共同参画パートナーシップ条例

(平成15年3月27日蕨市条例第2号)

「お互いよりよく生きたい。重たい荷物は男女で持ちましょう。人生の美酒も苦汁も同じように分け合って飲んで、味わっていきましょう。」

これは、平成2年に、蕨市で初めて開かれた男女平等市民フォーラムにかかわった女性たちの呼びかけです。その後、市民と市と一緒に「蕨市男女平等行動計画パートナーシッププラン185」を策定し、男女が平等で共に参画するまちづくりを進めてきました。

しかし、重要な方針や計画を決定する場に女性が少ないことや、子育てと仕事を両立する仕組みが不十分なことなど、改めていかなければならない慣習や制度が、依然として残っています。また、新たな社会問題として、女性に対する暴力など人権を尊重する視点で解決しなければならない課題も生じています。

そこで、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で「女だから、男だから」ということで活動の場を制限することなく、男女が対等なパートナーとして個性と能力を生かし、社会に参画し、責任を担う男女共同参画のまちづくりを進めることが重要です。

ここに、私たちは、女性と男性が、市民と市が手を携え、男女が平等で共に参画する明るい地域社会をつくるために、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会をつくるための基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにすることにより、男女が平等で共にあらゆる分野に参画するまち蕨を実現することを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 男女は、社会の対等なパートナーとして、自分の意思で社会のあらゆる分野に参画する機会があり、等しく政治や経済、社会、文化などの面で利益を受け、共に責任を担うことを言います。
- (2) 固定的性別役割分担意識 「女性は家事や子育て中心で、男性は仕事を中心」というように性によって役割を決める考えを言います。
- (3) 積極的格差是正措置 男女共同参画を強力に進めるため、社会のあらゆる分野でどちらかの性に偏りがみられる場合、一定の範囲で、その性に対して積極的、優先的に参画するための機会を与えることを言います。
- (4) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々を言います。
- (5) 事業者 市内において公的な機関、民間を問わず、また営利、非営利を問わず事業や活動を行うものを言います。

(6) セクシュアル・ハラスメント 性的な嫌がらせを言います。

(7) ドメスティック・バイオレンス 夫や恋人など親しい男性から女性に向けられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力又は子どもを利用した暴力を言います。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて進めます。

- (1) 男女は、一人の人間として尊重され、性別による差別的取り扱いを受けないことや能力が発揮できる機会が保障されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女は、社会で活動するときに、固定的性別役割分担意識に基づいた社会の制度や慣習の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等なパートナーとして、大事なことを考えたり、決めたりする場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動が行われるようにすること。
- (5) ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、虐待など女性に向けられる暴力、嫌がらせは、社会の構造的な問題であると認識し、人権侵害をなくすこと。
- (6) 男女は、お互いの性を理解し、健康に配慮すると共に、妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国、県、他市町村と連携し、国際的な理解、協力の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 男女共同参画に必要な施策を総合的に計画し、実施します。
- (2) 市民や事業者と協力し、男女共同参画を進めます。
- (3) 男女共同参画に必要な体制を整え、財政上の措置を行うように努めます。

(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 固定的性別役割分担意識やその意識に基づいた制度や慣習を見直し、改めていきます。
- (2) 家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野に積極的に参画し、男女共同参画に努めます。
- (3) 市が行う施策に積極的に協力します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、この条例の基本理念に基づいて、次の責務を有します。

- (1) 事業活動のなかに男女が共同して参画することが

できる体制づくりに努めます。

(2) 市が行う施策に積極的に協力します。

(性別による権利侵害をなくすこと)

第7条 市は、市民や事業者と協力し、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる分野で性別を理由にした差別的な取り扱いをなくすことを目指します。

2 市は、市民や事業者と協力し、セクシュアル・ハラスメントをなくすことを目指します。

3 市は、市民や事業者と協力し、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に向けられる暴力をなくすことを目指します。

(市民に表示する情報において留意すること)

第8条 市民に表示する情報において、固定的性別役割分担意識や女性に向けられる暴力を助長し、連想させるような表現、行き過ぎた性的な表現を行わないように、だれもが努めなければなりません。

(市のとりくみ)

第9条 市は、男女共同参画を進めるため、次のことを行います。

(1) 男女が共に、家庭生活と職業生活、学習、地域活動が両立できるように支援に努めます。

(2) 市民や事業者に男女共同参画が理解されるように広報活動などを行います。

(3) 学校教育や生涯学習のなかで、男女平等教育や学習に取り組むように努めます。

(4) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差がある場合、市民や事業者と協力し、積極的格差是正措置が取り入れられるように努めます。

(5) 市の審議会などの委員を委嘱するときには、積極的格差是正措置を取り入れるように努めます。

(6) 市民や事業者と協力し、地域で啓発や推進事業を行います。

(7) 市民や事業者に、情報の提供や人材の育成などその他必要な支援を行います。

(8) 妊娠や出産など女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての認識が広まるように努めます。

(9) 男女共同参画に必要な調査研究を行います。

(男女共同参画推進員)

第10条 市長は、地域で男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進員（以下「推進員」と言います。）を置くことができます。

2 推進員は、次のことを行います。

(1) 市と共に、市民や事業者の協力の下に男女共同参画を進めるための事業を行います。

(2) その他男女共同参画を進めるために必要なことを行います。

(男女共同参画推進委員会)

第11条 市長は、男女共同参画を進めるため、男女共同参画推進委員会（以下「委員会」と言います。）を設置します。

2 委員会は、次のことを行います。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要な事項の調査審議を行います。

(2) 男女共同参画の推進状況について調査し、市長へ意見を述べます。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者、推進員、市民の中から市長が委嘱します。市長は、委員の一部を公募します。

4 委員会の委員は、10人以内で組織し、できる限り男女が均衡となるように努めます。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。また、委員は、再任されることができます。

6 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって定めます。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理します。

8 委員会の運営に必要なことは、市長が別に定めます。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画を進めるため、基本計画を策定します。

2 基本計画は、男女共同参画に関する施策の大綱やその他男女共同参画に必要な施策を定めます。

3 市長は、基本計画を策定するときには、市民の意見を聴くとともに委員会の意見を尊重します。また、基本計画を変更するときにも同様とします。

4 市長は、基本計画を策定したときには、速やかに公表します。

(苦情や相談等への対応)

第13条 市長は、男女共同参画に関して、市民や事業者から苦情や相談を受ける窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、適切な対応に努めます。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況を公表します。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年6月1日から施行します。

計画策定の経過

令和２年３月２６日(木)	令和元年度第３回男女共同参画推進委員会 ＤＶ防止基本計画（第３次）、市民意識調査について
令和２年４月２２日(水)	令和２年度第１回男女平等行政推進会議 ＤＶ防止基本計画（第３次）、市民意識調査について
令和２年５月１３日(水)	令和２年度第１回ＤＶ対策庁内連絡会議 ＤＶ防止基本計画（第３次）、市民意識調査について
令和２年７月２日(木)	ＤＶ防止基本計画に係る庁内事業調査の実施
令和２年７月２８日(火)	配偶者等からの暴力に関する市民意識調査の実施
令和２年７月２９日(水)	デートＤＶに関する意識調査の実施
令和３年１月１５日(金)	令和２年度第１回男女共同参画推進委員会 ＤＶ防止基本計画（第３次）の素案について
令和３年１月１５日(金)	令和２年度第２回男女共同参画推進委員会 ＤＶ防止基本計画（第３次）の素案について
令和３年１月１５日(金)	令和２年度第２回ＤＶ対策庁内連絡会議 ＤＶ防止基本計画（第３次）の素案について
令和３年２月２２日(月) ～３月１４日(日)	パブリックコメントの実施
令和３年３月２９日(月)	令和２年度第２回男女共同参画推進委員会 ＤＶ防止基本計画（第３次）最終案について
令和３年３月２９日(月)	令和２年度第３回男女平等行政推進会議 ＤＶ防止基本計画（第３次）最終案について

名 簿

蕨市男女共同参画推進委員会委員名簿

No.	役職	氏 名	所 属 等
1	委員長	足立 明美	子育てアドバイザー
2	委員長代理	岩渕 養光	蕨市町会長連絡協議会
3		成田 弘子	蕨市男女平等推進市民会議会長
4		野中 明子	沖電気工業株式会社
5		田中 京子	校長会議
6		佐藤 政美	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会
7		池上 東二	蕨市男女共同参画推進員
8		加藤 光男	パートナー編集委員
9		金丸 謙二	公募
10		坂口 麻美	公募

任期：令和元年７月１６日～令和３年７月１５日

蕨市男女平等行政推進会議委員名簿

No.	部 名	所属・役職	氏 名
1	秘書広報課	秘書広報課長補佐	慶野 裕亮
2	総務部	総務部次長兼人事課長	相馬 一富
3		庶務課長補佐	上村 亜希子
4		情報管理室長	奥田 純子
5	市民生活部	市民課長	筒井 洋二
6		市民活動推進室長	倉石 尚登
7		医療保険課長	大山 麻美子
8	健康福祉部	福祉総務課長	安治 直尚
9		生活支援課	宮原 浩
10		児童福祉課長	福田 望
11		介護保険室長	岡田 陽一
12	都市整備部	まちづくり推進室長	丸山 友之
13	教育部	教育総務課長	田中 昌継
14		下蔵公民館長	小川 有紀子
15	市立病院	医務局看護科看護部長	白畑 多加江
16	消防本部	消防本部総務課長補佐	川邊 ユカリ

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

蕨市DV対策庁内連絡会委員名簿

No.	部 名	所属・役職	氏 名
1	総務部	税務課長補佐	野口 恵子
2		納税推進室係長	成田 慎治
3	市民生活部	市民課市民年金係長	田中 緑
4		市民活動推進室長	倉石 尚登
5		医療保険課長補佐	加藤 晶大
6	健康福祉部	福祉総務課長障害者福祉係長	岡本 香南子
7		生活支援課保護担当係長	向田 健一郎
8		児童福祉課長補佐	荒井 智見
9		介護保険室係長	村山 雄輝
10		保健センター保健指導係長	細野 亜紀子
11	教育部	学校教育課指導係長	松永 由美子
12		生涯学習スポーツ課生涯学習振興係長	竹田 有里
13	水道部	業務課庶務経理担当係長	種子田 陽子
14	市立病院	庶務課医事係長	小峰 聖仁
15	消防本部	総務課長補佐	岡庭 雅俊

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日

蕨市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（第3次）

蕨市DV防止基本計画（第3次）

令和3年3月

発行／埼玉県蕨市

〒335-8501

埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL（048）433-7745（直通）

e-mail siminsit@city.warabi.saitama.jp